

令和 4 年度

# 関西女子短期大学 自己点検・評価報告書

令和 4 年 6 月

目次

自己点検・評価報告書 .....	1
1. 自己点検・評価の基礎資料 .....	2
2. 自己点検・評価の組織と活動 .....	9
<b>【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】</b>	
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神] .....	12
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果] .....	18
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証] .....	24
<b>【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】</b>	
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程] .....	30
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援] .....	55
<b>【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】</b>	
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源] .....	78
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源] .....	92
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源] .....	99
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源] .....	102
<b>【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】</b>	
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ] .....	110
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ] .....	114
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス] .....	118
<b>【資料】</b>	
[様式 9] 提出資料一覧	
[様式 10] 備付資料一覧	
[様式 11~17] 基礎データ	

## 自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人短期大学基準協会の認証評価を受けるために、関西女子短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 4 年 6 月 1 日

理事長

江端 源治

学長

竹重 文雄

ALO

木村 重信

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

<学校法人の沿革>

昭和 17 年	財団法人山田学園設立認可、玉手山高等女学校設置認可
昭和 23 年	学制改革により玉手山高等学校に改称
昭和 26 年	私立学校法に基づき学校法人玉手山学園に組織を変更
昭和 40 年	玉手山女子短期大学（家政科・保育科）開設 玉手山女子短期大学附属幼稚園開設
昭和 41 年	玉手山女子短期大学を関西女子短期大学に改称
昭和 45 年	関西女子短期大学附属歯科技工士学院開設
昭和 49 年	玉手山高等学校を関西女子短期大学附属高等学校に改称
昭和 56 年	関西女子医療技術専門学校（歯科技工士学科・医療秘書学科）開設 （関西女子短期大学附属歯科技工士学院より移行）
平成 4 年	関西女子医療技術専門学校にビジネス秘書学科を設置
平成 7 年	関西女子医療技術専門学校歯科技工士学科を廃止
平成 8 年	関西女子医療技術専門学校医療秘書学科とビジネス秘書学科を統合し、医療ビジネス学科に改称
平成 9 年	関西福祉科学大学（社会福祉学部社会福祉学科）開設
平成 10 年	関西女子短期大学附属高等学校を関西福祉科学大学高等学校に改称 関西女子医療技術専門学校を関西医療技術専門学校に改称
平成 13 年	関西福祉科学大学大学院（社会福祉学研究科臨床福祉学専攻修士課程）開設 関西医療技術専門学校に介護福祉専攻科を設置
平成 15 年	関西福祉科学大学社会福祉学部に臨床心理学科を設置 関西福祉科学大学に健康福祉学部健康科学科・福祉栄養学科を設置 関西福祉科学大学大学院社会福祉学研究科に心理臨床学専攻修士課程・臨床福祉学専攻博士後期課程を設置
平成 23 年	関西福祉科学大学に保健医療学部リハビリテーション学科理学療法学専攻・作業療法学専攻を設置
平成 25 年	関西医療技術専門学校を廃止（大学・短期大学に発展的に移行）
平成 27 年	関西福祉科学大学保健医療学部リハビリテーション学科に言語聴覚学専攻を設置
平成 28 年	関西福祉科学大学社会福祉学部臨床心理学科を心理科学部心理科学科に改組 関西福祉科学大学に教育学部教育学科発達支援教育専攻・子ども教育専攻を設置
令和 2 年	関西福祉科学大学社会福祉学部臨床心理学科を廃止

関西女子短期大学

<短期大学の沿革>

昭和 40 年	玉手山女子短期大学（家政科・保育科）開設
昭和 41 年	玉手山女子短期大学を関西女子短期大学に改称
昭和 42 年	関西女子短期大学に保健科を設置
昭和 45 年	関西女子短期大学保健科に歯科衛生士コース及び養護・保健コースを設置
昭和 49 年	関西女子短期大学家政科を廃止
昭和 53 年	関西女子短期大学保育科に A コース（幼稚園）、B コース（保母）を設置 関西女子短期大学保健科に医療秘書コースを設置
昭和 59 年	関西女子短期大学保育科に幼児教養コースを設置
平成 元年	関西女子短期大学保健科に生命科学コースを設置
平成 2 年	関西女子短期大学保育科に教養コースを設置
平成 4 年	関西女子短期大学保健科に生活科学コースを設置
平成 5 年	関西女子短期大学保育科幼児教養コースを廃止
平成 10 年	関西女子短期大学保育科の A コース、B コース、教養コースを廃止し、保育科の名称に一本化 関西女子短期大学保健科生命科学コースを廃止 関西女子短期大学保健科に食品・栄養科学コースを設置
平成 11 年	関西女子短期大学保健科生活科学コースを廃止
平成 12 年	関西女子短期大学保育科に幼児教育コース、保育福祉コースを設置
平成 13 年	関西女子短期大学保育科に臨床保育コースを設置 関西女子短期大学に福祉栄養学科を設置
平成 14 年	関西女子短期大学保健科食品・栄養科学コースを廃止
平成 16 年	関西女子短期大学福祉栄養学科を廃止
平成 17 年	関西女子短期大学に歯科衛生学科（3 年制）を設置
平成 18 年	関西女子短期大学保健科歯科衛生士コースを廃止
平成 23 年	関西女子短期大学に医療秘書学科介護福祉コースを設置 関西女子短期大学保健科医療秘書コースを医療秘書学科医療秘書コースに移行 関西女子短期大学に医療秘書学専攻科を設置 関西女子短期大学保育科幼児教育コース・保育福祉コースを統合し、保育科総合保育コースを設置
平成 26 年	関西女子短期大学保育科を保育学科、保健科を養護保健学科に改称
平成 29 年	関西女子短期大学医療秘書学科介護福祉コースを廃止（大学に発展的に移行）
平成 30 年	関西女子短期大学医療秘書学専攻科を廃止

## 関西女子短期大学

### (2) 学校法人の概要

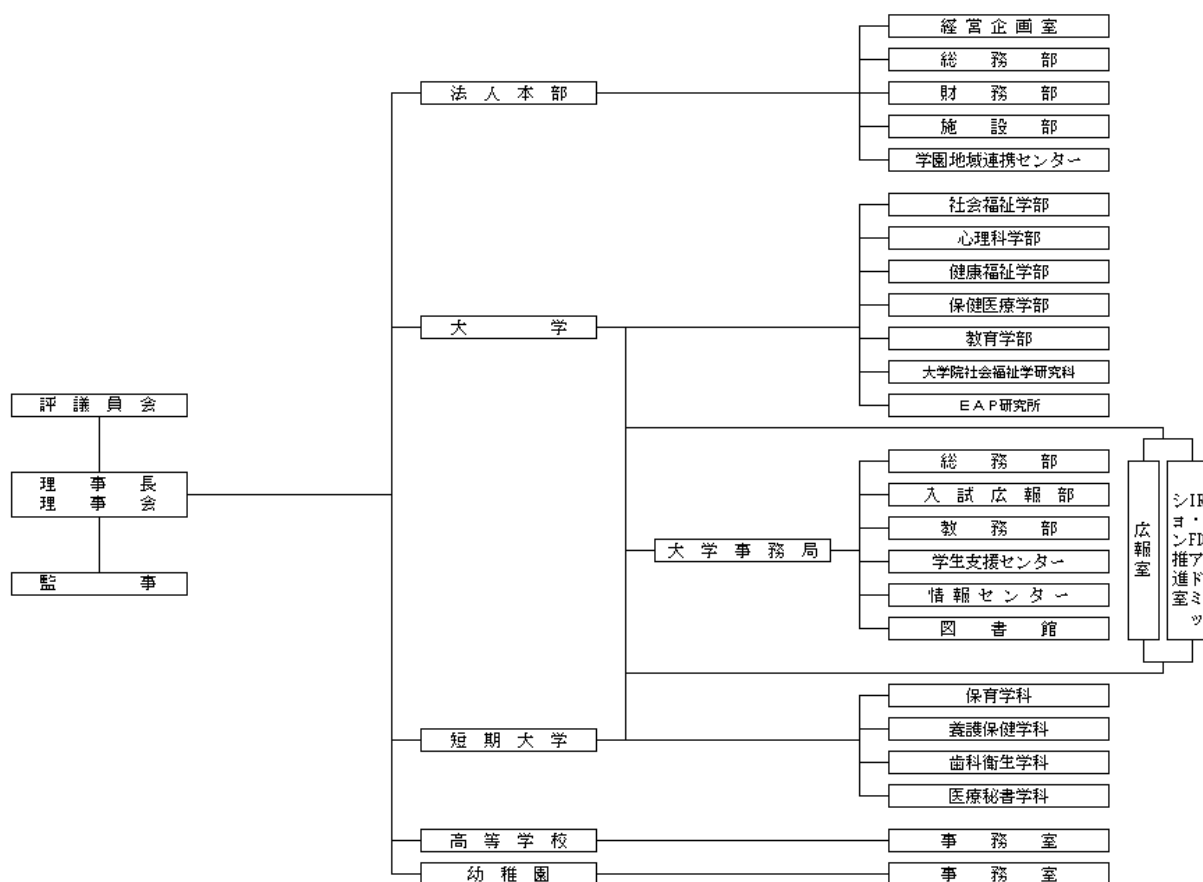
- 学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和4年5月1日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
関西福祉科学大学	大阪府柏原市旭ヶ丘 3丁目11番1号	680	2810	2444
関西福祉科学大学大学院		33	69	25
関西女子短期大学		300	700	501
関西福祉科学大学高等学校		270	810	997
関西女子短期大学附属幼稚園		—	360	312

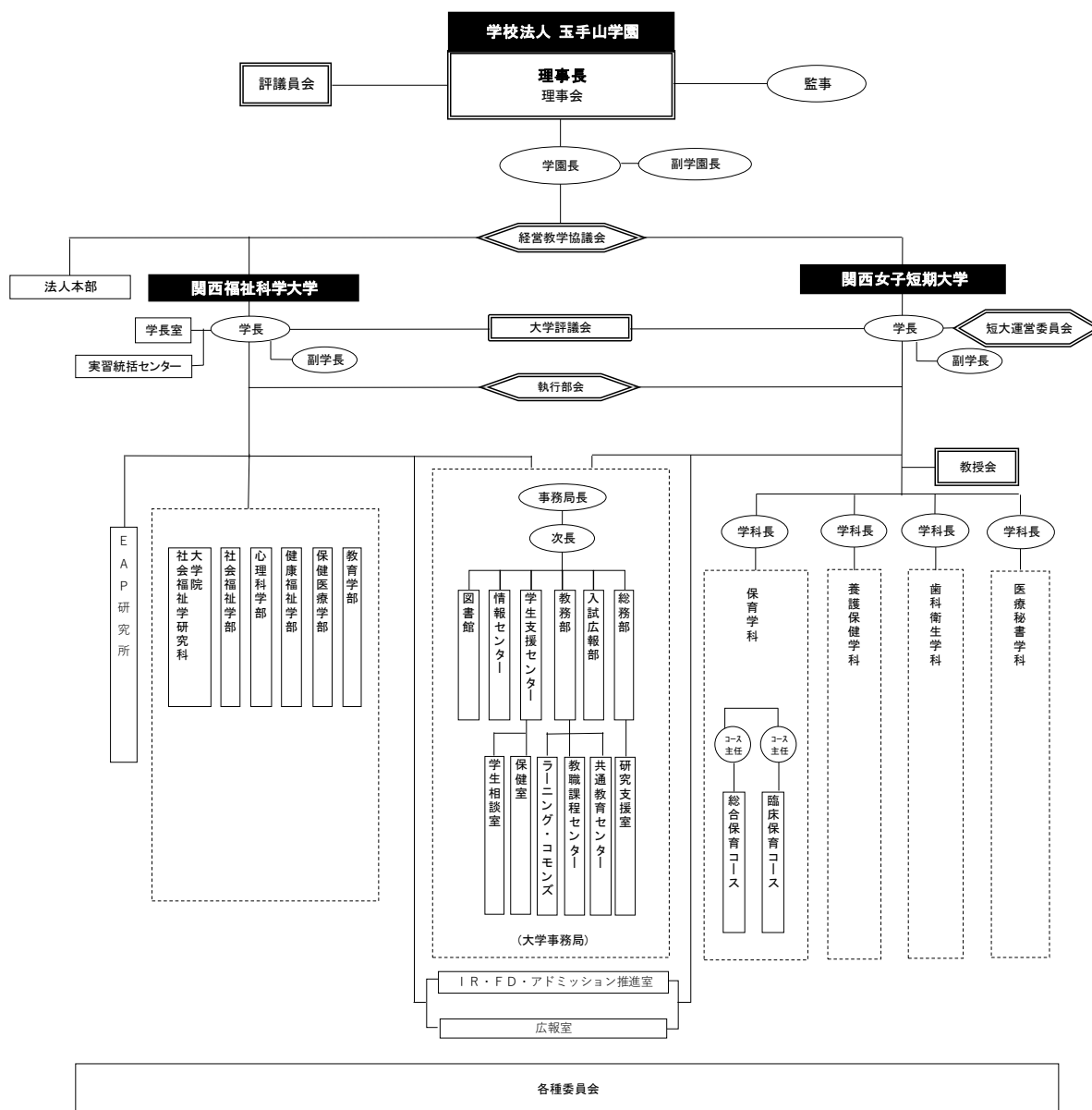
### (3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和4(2022)年5月1日現在

#### ① 学校法人組織図



②短期大学組織図



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

本学が位置する柏原市は、大阪平野の南東部、大阪府と奈良県との府県境に位置している。市域の3分の2を山が占め、中央部を大和川が流れている。大阪の都心からわずか20kmほどの距離にありながら、緑の山々と美しい溪谷、豊かな川等、多彩な自然環境を備えている。

交通のアクセスについては、徒歩で近鉄大阪線「河内国分」駅より12分、スクールバスでJR大和路線「高井田」駅より10分、近鉄南大阪線「古市」駅より20分の位置に本学がある。

柏原市の人口は、市制を施行した昭和33年当時34,131人だったが、大阪のベッドタウンとして発展し、現在では69,086人と市制施行当時と比較して約2倍に増加している。また、男女比は男性が33,235人、女性が35,851人であり、人口に占める15歳未満の割合は約12.2%で、65歳以上の高齢者の割合は約26.3%

となっている。

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	平成 29 (2017) 年度		平成 30 (2018) 年 度		令和元 (2019) 年度		令和 2 (2020) 年度		令和 3 (2021) 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
大阪府	164	48.0	128	49.2	151	53.9	119	54.3	112	52.6
奈良県	81	23.7	54	20.8	70	25.0	51	23.3	50	23.5
兵庫県	13	3.8	14	5.4	7	2.5	3	1.4	3	1.4
和歌山県	30	8.8	29	11.2	12	4.3	20	9.1	15	7.0
京都府	8	2.3	8	3.1	8	2.9	7	3.2	3	1.4
三重県	23	6.7	11	4.2	12	4.3	9	4.1	13	6.1
中国地区	6	1.8	4	1.5	7	2.5	2	0.9	2	0.9
滋賀・北陸地区※ <sup>1</sup>	7	2.0	4	1.5	4	1.4	2	0.9	4	1.9
四国地区	3	0.9	5	1.9	3	1.1	1	0.5	2	0.9
九州・沖縄地区	1	0.3	2	0.8	2	0.7	2	0.9	3	1.4
愛知・岐阜以東地区 ※ <sup>2</sup>	6	1.8	1	0.4	4	1.4	3	1.4	6	2.8
計	342	100	260	100	280	100	219	100	213	100

※<sup>1</sup> 北陸地区：新潟県、富山県、石川県、福井県

※<sup>2</sup> 愛知・岐阜以東地区：愛知県、岐阜県、及び上表の地区を除く都道府県

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の令和 3 年度を起点に過去 5 年間について記載してください。

■ 地域社会のニーズ

本学では、平成 16 年に「関西女子短期大学と柏原市との連携協力に関する協定書」を締結した。それ以降、福祉・健康・教育等の分野における地域社会が求めるニーズを把握するとともに、地域連携がより機能的に行われるよう、活動の工夫・改善を行っている。

また、平成 26 年には柏原市と学園全体が相互に協力し活力に満ちた個性豊かな地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的として、「柏原市と学校法人玉手山学園との包括連携に関する協定書」を締結した。協定書には地域社会の求めるニーズが協定内容として以下のように示されており、本学の教員が、より幅広い分野において専門知識や技術を地域住民に還元していく様々な具体的な活

動を、「地域連携公認プログラム」として学生と共に展開している。

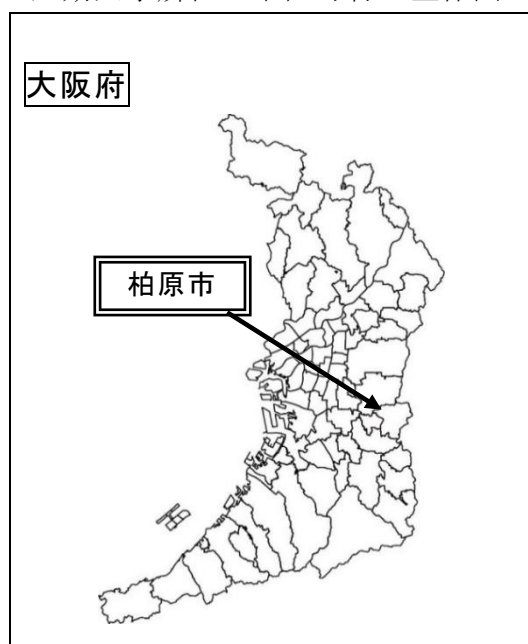
- ① 福祉、医療、保健に関すること
- ② 教育、文化、芸術、スポーツに関すること
- ③ 産業、環境、自然に関すること
- ④ まちづくり、防災に関すること
- ⑤ 人材育成に関すること
- ⑥ その他両者が協議して必要と認める分野

■ 地域社会の産業の状況

『柏原市統計書 2021 年版』によると、平成 28 年の柏原市の全産業の事業所数は 2,268 で、従業員数は 23,782 人となっており、平成 26 年調査と比較すると、事業所数・従業員数ともに減少している。産業競争力強化法に基づいて、柏原市内での創業者を増やすために策定した「柏原市創業支援事業計画」が、平成 27 年 5 月 20 日付けで国の認定を受けたことより、産業全体の底上げが期待されている。平成 29 年 12 月には創業支援事業の計画変更が行われ、相談支援を実施するとともに、創業の支援内容などを情報共有する会議を実施するなど、市内の一体的な創業支援体制の整備を行っている。

柏原市の産業の特色としては、ぶどう栽培が挙げられる。ぶどう栽培は 100 年以上の歴史を有しており、最盛期には全国で第 1 位のぶどう産地であった。規模は縮小しているが、現在も大阪中央市場や他府県に出荷販売するほか、「河内ワイン」「柏原ワイン」としても広く親しまれている。このほかにも、柏原市は日本の夏を彩る「ゆかた」の産地として知られている。最盛期には全国生産量の約 25%（約 250 万反）を占めていたが、現在は減少している。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

関西女子短期大学

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。（基準別評価票における指摘への対応は任意）

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
なし
(b) 対策
(c) 成果

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。  
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
なし
(b) 対策
(c) 成果

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。  
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
なし
(b) 改善後の状況等

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の設置計画履行状況等調査において改善意見等が付された短期大学は、改善意見等及びその履行状況を記述してください。  
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善意見等
なし
(b) 履行状況

(6) 公的資金の適正管理の状況（令和3（2021）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

文部科学省からの通知「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）について」（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定）が平成 26 年 2 月 18 日に改正されたことにより、平成 27 年度に「公的研究費管理・運営体制規程」「公的研究費における不正対応に関する規程」を改正し、さらに不正防止計画、行動規範を策定した。それらに基づいて公的研究費を適正に管理している。上記 2 規程及び不正防止計画は本学公式ウェブサイトに掲載し外部へ公表している。公的研究費採択教員には、学内で作成した「公的研究費事務処理マニュアル」を配付し、ガイドライン、規程、不正防止計画、行動規範、公的研究費の適正執行について適切に説明している。説明終了後に公的研究費使用に当たっての確認（誓約）書の提出を求め、公的研究費に関する理解度を確認している。年に 1 度、法人本部財務部による内部監査を実施しているが、不正等の問題は発生していない。内部監査の結果は最高管理責任者である学長まで報告し、監査において指摘事項があれば都度改善対応を図っている。また、年に 1 度開催している教員対象の科学研究費助成事業（以下「科研費」という）の学内説明会において、総務部職員より公的研究費における不正事例紹介や本学の研究費管理体制を説明し、公的研究費における不正防止に取り組んでいる。

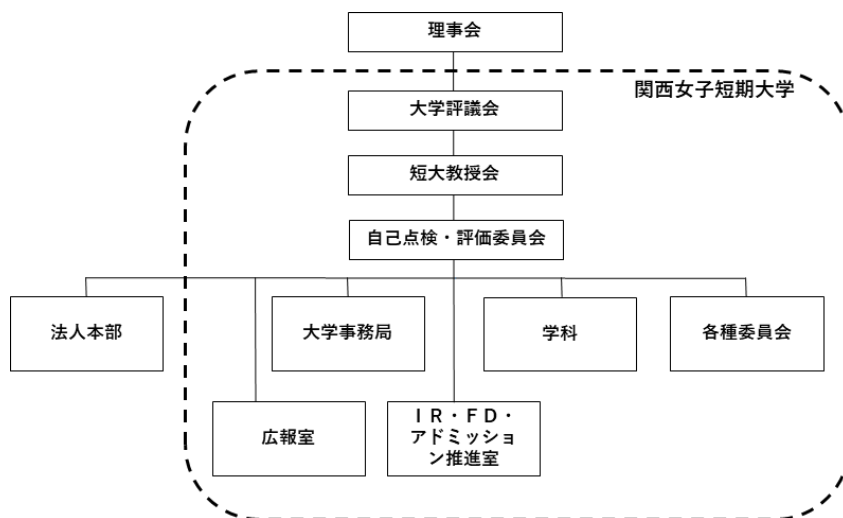
公的研究が社会通念上適切な方法及び内容で行われるようにするため、研究者等に求められる倫理に関する事項を規程に定めており、本学公式ウェブサイトに公開している。また、全教員に対し、日本学術振興会の研究倫理 e-ラーニングコースの受講を義務付け、研究を進めるにあたっての倫理綱領や行動規範、成果の発表方法、研究費の適切な使用等、理解を深めている。

## 2. 自己点検・評価の組織と活動

- 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

委員長	大嶋 隆	（学長）
副委員長	木村 重信	（ALO・歯科衛生学科長）
委員	竹重 文雄	（副学長）
	渡邊 由美子	（保育学科長）
	大西 宏昭	（養護保健学科長）
	山本 まりこ	（医療秘書学科長）
	西 美江	（保育学科・教務副部長）
	山崎 英幸	（保育学科）
	竹原 章雄	（養護保健学科）
	永田 英樹	（歯科衛生学科・入試広報副部長）
	濱元 一美	（歯科衛生学科・地域交流副委員長）
	細見 環	（歯科衛生学科・学生支援副センター長）
	脇坂 聡	（歯科衛生学科・研究倫理審査委員会副委員長）
	田中 正人	（事務局長）
	岩田 ふみ	（大学事務局 総務部担当課長）

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

自己点検・評価の実施に当たっては、自己点検・評価委員会がその中心的役割を担い、運営方法の検討、実施体制の検討・運営、自己点検・評価等を行った。

自己点検・評価委員として学科長や事務局長等を配置しているため、各学科・事務局各部署や各種委員会等での具体的な対応を要する案件については、自己点検・評価委員会での協議結果や課題を各人が関係部署等に持ち帰り、委員会と連携を密にしながら検討・推進した。

関西女子短期大学

- 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和3（2021）年度を中心に）

時期	活動内容
令和4年8月	・令和4年度認証評価 ALO 対象説明会参加
令和4年9月	・短大自己点検・評価委員会 …自己点検・評価報告書作成のスケジュールについて報告
令和4年10月	・自己点検・評価説明会開催
令和5年1月	・各基準の記述開始
令和5年2月	・『自己点検・評価報告書』（第1次原稿）完成 ・短大自己点検・評価委員会にて第1次原稿内容確認・修正 ・提出資料・備付資料一覧作成
令和5年3月	・提出資料・備付資料一覧収集 ・短大自己点検・評価委員会にて第2次原稿内容確認・精査 ・『自己点検・評価報告書』（最終原稿）完成 ・短大自己点検・評価委員会にて最終原稿内容確認・修正 ・短大自己点検・評価委員会にて最終原稿審査 ・短大運営委員会及び執行部会にて評価結果を協議 ・大学評議会にて評価結果を審議 ・理事会にて評価結果を確認 ・学長により『自己点検・評価報告書』が確定 ・教授会にて評価結果を報告 ・HPにて『自己点検・評価報告書』を公開 ・『自己点検・評価報告書』を書面にて発行

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I -A 建学の精神]

<根拠資料>

- 提出資料
1. 本学ウェブサイト「建学の精神・教育理念等」  
<https://www.kwc.ac.jp/profile/overview/sprit.html>
  2. 学生便覧 [令和 3 年度]
  3. 夢ノート [令和 3 年度] (保育学科・養護保健学科・歯科衛生学科・医療秘書学科)
  4. 関西女子短期大学 教職員必携 [令和 3 年度]
  5. 教職員必携 玉手山学園 A to Z [令和 2 年度版]
  6. 玉手山学園広報 [令和 3 年度] vol.96-98
  7. College Guide2022 [令和 4 年度]
  8. 関西女子短期大学学則 第 1 条
- 備付資料
2. 柏原市と学校法人玉手山学園との包括連携に関する協定書

[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準 I -A-1 の現状>

玉手山学園は、建学の精神「感恩」を教育の原点に据えている。この「感恩」の精神は、本学創設以来 50 年以上にわたって普遍的理念として脈々と受け継がれ、今日に至っている。「感恩」とは、人と人との尊さに気づき、生きていることへ感謝の念を表す精神である。本学では、日々の教育の中で修得した知識や技能を、自らの成長だけでなく、社会への奉仕につなげることを常に意識する人間の育成を目指している。学則においては「建学の精神『感恩』に基づき、専門の学芸を教授研究し、職業又は实际生活に必要な能力と幅広く深い教養を培い、豊かな人間性をそなえた人材の養成を目的とする」と定めている（提出-8）。この精神を教育の基盤として、高い倫理観を持って人のために働きたいという強い情熱を持ち、基本に則った知識と技能、さらにはそれらに裏打ちされた主体的行動能力と問題解決能力を持って、社会に貢献し得る専門的職業人を育成することが本学の使命であり、その精神を学生に浸透させ、人として生きる上での原点とすることが、教育理念である（提出-1）。また、この建学の精神「感恩」に基づく教育理念に則り、豊かな人間性と高い倫理観を養い、基本に則った専門知識と技能、並びにそれらに裏打ちされた主体性と問題解決能力を身につけ、社会に貢献

する人間の育成を教育目的とし、明確で高い目的意識を持った専門的職業人の育成が教育目標である。本学の教育課程及び学習成果は、教育目的・目標を達成すべく編成・構成している。したがって、建学の精神は本学の教育理念・理想を明確に示している。

### 建学の精神「感恩」



人は さまざまな恩恵のもとで 生かされている  
この真理に目覚め 感動 感謝から生まれる 豊かな心と情熱をもって  
人の幸せを願い 行動するとき 私たちは成長し 社会に貢献できる  
～「ありがとう」に出会い 気づき 感動 感謝の行動から  
新しい「ありがとう」が 生まれる～

### 使 命

関西女子短期大学の使命は、建学の精神「感恩」を教育の基盤として、高い倫理観を持って人のために働きたいという情熱と、基本に則った知識と技能、さらにはそれらに裏打ちされた主体的行動能力と問題解決能力を持って、社会に貢献し得る専門的職業人を育成することである。

### 教育理念

専門職教育の中で建学の精神「感恩」を学生に浸透させ、その精神を人として生きる上での原点とすることが、関西女子短期大学の教育理念である。

### 教育目的・目標

教育理念に基づき、豊かな人間性と高い倫理観を養い、基本に則った専門知識と技能、並びにそれらに裏打ちされた主体性と問題解決能力を身につけ、社会に貢献する人間の育成をその教育目的としている。

建学の精神「感恩」に則り、将来必要な知識や技能を学び、社会に貢献する人材、明確で高い目的意識を持った専門的職業人の育成をその教育目標としている。

学則第1条に規定しているとおり、本学は教育基本法等に従い、建学の精神「感恩」に基づく人材養成を行っている。上述のとおり、建学の精神「感恩」を体し、高い倫理観を持って人のために働きたいという強い情熱を持ち、基本に則った知識と技能、さらにはそれらに裏打ちされた主体的行動能力と問題解決能力を持って、社会に貢献し得る専門的職業人を育成するとの使命の下に、実践教育を展開している。これは教育基本法第2条の教育の目標に基づいており、私立学校法第1条に定めているとおり公共性を有している。本学は、公共性の高い短期大学として社会的責任を果たすため、社会に貢献しうる人材を輩出し、社会の要請に応える教育活動を展開している。したがって、建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。

建学の精神は、学内外に表明している。正門横に設置した「感恩」の文字が刻まれた石碑、各教室や学生が集う学生ホールに掲示された「感恩」の額、学園内に設置しているデジタルサイネージでの配信等、学生・教員を含めた全ての構成員並びに学外者に対して、建学の精神を広く表明し共有化に努めている。学生に対しては入学時のオリエンテーションにおいて、『学生便覧』（提出-2）を用いて説明している。また、本学では入学直後から卒業まで、学生の将来の夢や今取り組むべき内容を定期的に記し、その内容をもとにゼミ担当教員がアドバイスを行う『夢ノート』を活用しており、本学での人材養成において重要なツールとして位置づけている（提出-3）。その『夢ノート』に、各学科のゼミにおいて建学の精神について自筆で転記させる等、学生が建学の精神を認識し理解できるよう取り組んでいる。保護者に対しては、学園広報誌（提出-6）及び後援会広報誌の表紙に、建学の精神「感恩」を毎号掲載するとともに、建学の精神を踏まえた各種取り組みについて、周知を図っている。教職員に対しては、理事長や学長の年度所信表明において建学の精神を確認し、さらに新任教職員研修会においても建学の精神について触れ、意識の定着化を図っている。学外には、短期大学案内『College Guide』や本学公式ウェブサイト在建学の精神について掲載し（提出-1、提出-7）、その理念の涵養に努めている。また、毎年 10 回程度行うオープンキャンパスや毎年 4 回行う高校教員を対象とする大学説明会においても、学長・理事長挨拶の中で、建学の精神「感恩」についての説明を行っており、高校生や保護者にも周知を図っている。

建学の精神は、学生に対し入学式や卒業式の理事長や学長の式辞の中で表明している。また、ほぼ全ての講義室に「感恩」の額を掲示するとともに、様々な媒体（本学公式ウェブサイト、『学生便覧』等）を通じて共有化を図っている。平成 29 年度より、学生を対象に建学の精神についてアンケートを実施したところ、平成 29 年度は約 90%、平成 30 年度は約 92%、平成 31 年度は 94%、令和 2 年度は 95%、令和 3 年度は 93% の学生が認知しているという結果となり、共有できているといえる。

教職員に対しては、理事長や学長の所信表明のほか、全教職員（兼任職員、派遣職員含む）が利用しているグループウェア「サイボウズガルーン」においても周知を図っている。毎年発行する『関西女子短期大学 教職員必携』（提出-4）や『大学・短期大学資料（管理運営）』にも掲載し、全教職員に配付している。また、『教職員必携 玉手山学園 A to Z』（提出-5）を発行して専任教職員へ配付し、建学の精神の共有化を図っている。

建学の精神は、毎年各学科・部署を含む学園・短大全体で点検・確認を行っている。修正意見があれば、短大運営委員会及び執行部会で協議し、大学評議会を経て、最終的には理事会で審議している。修正を含めた点検・確認結果は、教授会で報告するとともに、「サイボウズガルーン」を通じて全教職員に周知している。

[区分 基準 I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I-A-2 の現状>

本学では、毎年各学科が持ち回りで公開講座を企画しており、今年度は養護保健学科が中心となり「人と人とのつながりで、災害に強いまちづくり」をテーマに実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となった。一方、学園全体で毎年実施している「地域連携公認プログラム」においては、表 I-A-2-①に示すようなプログラムについて、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止、あるいは予定時期や規模を変更、縮小しながらの実施となった。このプログラムは、学園全体の地域連携活動に学生を積極的に参加させることにより、教育効果を高めるとともに、人々が健やかに生きる地域社会を支援することを目的として実施しているものである。

表 I-A-2-① 関西女子短期大学 令和3年度 地域連携公認プログラム

No.	主管部署	プログラム名称	連携先	実施責任者
1	保育学科	親子でハッピーフェスティバル 子育て支援活動	柏原市 健康福祉部子 ども政策課 子ども育成課	福留要子
2	保育学科	多胎児子育て支援「ジュモ」	柏原市の地域住民 等	福留要子
3	保育学科	保育フェスタ造形作品展及び こどものためのアートワークシ ョップ	柏原市、附属幼稚園	宇津木七実
4	養護保健学科	学校教育活動支援ボランティア	柏原市、八尾市、大阪 市、香芝市 等の教育委 員会及び学校園	竹原 章雄
5	歯科衛生学科	地域の子どものむし歯予防支援	田原本地域公共交通活 性化協議会、一般社 団法人ゼロ・キャンペ ーン事務局など	大岡 知子
6	養護保健学科	自殺ゲートキーパー育成に向け ての活動	大阪府藤井寺保健所地 域保健課 柏原市健康福祉部健康 福祉課	毛利 春美

関西女子短期大学

7	歯科衛生学科	児童・生徒に対する歯磨き支援	香芝市内の小学校 柏原市内の高校	細見 環 濱元一美
8	歯科衛生学科	高齢施設等における口腔に関する健康支援	柏原市、八尾市、枚方市等の高齢者等施設	濱元一美
9	歯科衛生学科	柏原市との連携プログラムー口腔支援活動ー	柏原市子育て支援ほっとステーション 柏原市 健康福祉部子ども政策課	濱元一美
10	医療秘書学科	アニマルセラピー講座	NPO 法人 日本アニマルセラピー普及協会	泉 浩実

そのほか各学科の取り組みとして、保育学科では毎年 8 月に卒業生、現職保育士・幼稚園教諭、その他保育現場に携わる関係者を対象に、本学科主催の「夏季セミナー」を実施している。今年度は「保護者支援・子育て支援のマネジメント」をテーマにして、保育学科飯島仁美講師が講演した。参加者は 22 名であった。「親子でハッピーフェスティバル」等の子育て支援活動、多胎児子育て支援「ジュモ」は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となった。ほいく・あーと・ふえすた（造形作品展&こどものためのアートワークショップ）は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を十分施した上で、規模を縮小し実施した。

養護保健学科では、養護教諭のリカレント教育として、本学科の卒業生を対象とした「卒後研修会」を、本学にて毎年実施している（令和 3 年度は 11 回実施）。また、現場の養護教諭と本学学生が交流し共に学ぶ機会を提供するため、本学科を事務局とする「関西養護保健フォーラム」を平成 30 年度から設置している。この「関西養護保健フォーラム」の取り組みとして、本学公式ウェブサイトを通じて週 1 回養護教諭の職務に関する情報発信を行うとともに、地域の養護教諭向けの研修会を年 1 回開催している。しかし、令和 2 年度、3 年度の研修会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となった。

歯科衛生学科では、同窓会と共催で、本学のみならず他校卒業生を対象とした生涯学習とキャリアアップの一環として「リフレッシュ講座」と「研修会」を継続的に実施している。「リフレッシュ講座」は、離職後期間が空いている、あるいは経験の浅い歯科衛生士が対象で、歯科衛生学の実習の機会を提供するものである。一方「研修会」は現役学生も対象に加え、最新の歯科医学・歯科衛生学の講演や講義に主眼を置いたものである。しかし令和 3 年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため「リフレッシュ講座」及び「研修会」はともに中止とした。地域連携においても新型コロナウイルス感染症の影響を受けたが、令和 3 年度地域連携公認プログラムとしてのホットステーションでの活動（「柏原市との連携プログラムー口腔支援活動ー」）は実施できた。また「高齢者・障がい者施設等における口腔に関する健康支援」というボランティア活動にも参加できた。

医療秘書学科では、リカレント教育として、卒業生・在学生を対象に、医療事務員に最も必要とされる「診療報酬請求事務能力認定試験」の受験対策講座を年間 6 回開催

し、25名が参加した。また、毎年継続している「アニマルセラピー講座」について、今年度も実施できた。

全学では、学則第10条に規定する入学資格のある者について、科目等履修生制度を設けており、受講科目は1年間で15科目以内の正課授業を履修することができる。

さらに、本学と併設大学にて共同設置している教職課程室（令和4年度より教職課程センターに変更）主催で、毎年教員免許状更新講習を実施している。同時に養護教諭二種免許状保有者（養護教諭一種免許状の授与を受けようとする者）を対象に、併設大学が実施している教員免許法認定講習を分担しており、多くの養護保健学科卒業生が受講している。

本学の所在地である柏原市と本学園は、包括的な連携のもと、相互に協力し、活力に満ちた個性豊かな地域社会と人材育成に寄与する目的で、平成26年度に包括連携に関する協定書を交わしている（備付-2）。連携協力内容としては、

- ①福祉、医療、保健に関すること
- ②教育、文化、芸術、スポーツに関すること
- ③産業、環境、自然に関すること
- ④まちづくり、防災に関すること
- ⑤人材育成に関すること
- ⑥その他協定書の目的を達成するため、両者が協議して必要と認める分野

としている。本学園は柏原市の担当部署と原則年に2回（5月・12月）、当該年度の連携事業及び次年度の連携事業の予定等についての協議を行っている。

学生のボランティアクラブ・サークルは現在2団体あり、様々な活動を通じて地域・社会に貢献している。令和3年度はコロナ禍のもと活動制限を余儀なくされ、主だった活動はできなかったが、例年はボランティアクラブ「社会福祉クラブ」が放課後、乳児院やデイサービス施設等にて施設行事の手伝いや生活支援の手伝い等を行ったり、ボランティアサークル「あそびのポケット」は月1回程度、多胎児子育て支援「ジュモ」の活動や柏原市立図書館での読み聞かせボランティア「シャボン玉」を行っている。

なお、学園近隣の道路や公園等に出かけて清掃活動を行う「クリーンキャンペーン」には、令和3年度は本学と併設大学の学生と教職員合わせて12人が参加した。

このように、教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の課題>

なし

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の特記事項>

なし

[テーマ 基準 I -B 教育の効果]

<根拠資料>

- 提出資料 2. 学生便覧 [令和 3 年度]  
3. 夢ノート [令和 3 年度] (保育学科・養護保健学科・歯科衛生学科・医療秘書学科)  
7. College Guide2022 [令和 4 年度]  
9. 本学ウェブサイト「学科紹介」教育目的・目標  
保育学科 <https://www.kwc.ac.jp/faculty/childcare/outline.html>  
養護保健学科 <https://www.kwc.ac.jp/faculty/health/outline.html>  
歯科衛生学科 <https://www.kwc.ac.jp/faculty/dental/outline.html>  
医療秘書学科 <https://www.kwc.ac.jp/faculty/medical/outline.html>  
10. 本学ウェブサイト「情報公開」修得すべき知識・能力 学習成果  
[https://www.kwc.ac.jp/profile/public\\_info/index.html](https://www.kwc.ac.jp/profile/public_info/index.html)  
12. 本学ウェブサイト「全学 三つのポリシー」  
<https://www.kwc.ac.jp/faculty/policy/index.html>
- 備付資料 3. 勤務状況アンケート結果 (事業所・卒業生) [令和 2 年度]  
4. カリキュラム・マップ [令和 3 年度]

[区分 基準 I -B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に込んでいるか定期的に点検している。(学習成果の点検については、基準 II -A-6)

<区分 基準 I -B-1 の現状>

本学及び各学科の目的は、学則第 1 条及び第 3 条第 2 項に明記しており、以下のとおり建学の精神に基づき確立している。

1) 保育学科

保育学科では、建学の精神「感恩」を教育の原点として、子どもを愛する心、思いやりの心、感性豊かな心を育むとともに、保育の基本的な知識・技能を身につけた、子どもとその保護者を支援できる幼稚園教諭及び保育士の養成を教育目的としている。この教育目的の実現に向けて、キャリア教育及び幼稚園教諭・保育士養成教育等の観点から、以下 3 つの教育目標を設定し、到達目標と関連づけた学習成果を明示している (提出-9)。

- ① 豊かな人間性及び他者と連携・協働する力を養う。
- ② 保育に関する基本的な知識と技能を身につける。
- ③ 幼稚園教諭及び保育士としての使命感と向上心を養う。

## 2) 養護保健学科

養護保健学科では、建学の精神「感恩」に則り、豊かな人間性と高い倫理観を養い、子どもの心身の健康を守り育てる基本的な専門知識と技能、並びにそれらに裏打ちされた表現力と判断力を身につけた、実践力のある養護教諭の養成を教育目的としている。この教育目的を達成するために、キャリア教育及び職業専門教育、教員養成教育等の観点から、以下 3 つの教育目標を設定し、到達目標と関連づけた学習成果を明示している（提出-9）。

- ① 学校教員としての使命感をもち、学び続ける意欲を養う。
- ② 養護教諭に求められる基本的な専門知識と技能、並びにそれらに裏打ちされた表現力と判断力を身につける。
- ③ 豊かな人間性と社会性を養い、社会で連携・協働する力を育む。

## 3) 歯科衛生学科

歯科衛生学科では、建学の精神「感恩」に則り、思いやりと豊かな人間性を身につけ、口腔保健の推進に必要とする基本的な専門知識と技能を修得した歯科衛生士の育成を教育目的としている。この教育目的の実現に向け、以下 5 つの教育目標を設定し、到達目標と関連づけた学習成果を示している（提出-9）。

- ① 歯科衛生士として向上し続ける意欲を獲得する。
- ② 歯科衛生士に必要な知識と技能を修得し、様々な問題を解決する能力を身につける。
- ③ 身につけた口腔保健の知識と技能を、あらゆる国民に理解させるだけのコミュニケーション能力を身につける。
- ④ 口腔保健に対する基本的な知識と技能を身につける。
- ⑤ 医療人としての倫理観を身につけ、人を思いやる優しい心と豊かな人間性を養う。

## 4) 医療秘書学科

医療秘書学科では、建学の精神「感恩」に則り、思いやりの心と豊かな人間性を築き、医学的知識と一般教養を身につけ、患者さんの立場に立った考えや行動ができる優秀な医療秘書の育成を教育目的としている。この教育目的の実現に向け、以下 3 つの教育目標を設定し、到達目標と関連づけた学習成果を明示している（提出-9）。

- ① 感性豊かで向上心を持った医療秘書を養成する。
- ② 基礎医学と医療の基本的な知識と技能を修得する。
- ③ チーム医療の一員として、医療関係者間、そして患者さんとのコミュニケーション能力を身につける。

各学科の教育目的・目標は、受験生向けの『College Guide』等の刊行物にて案内するとともに、新入生に対しては入学時オリエンテーションや「基礎演習 I」で『学生便覧』を用いて説明している（提出-7、提出-2）。学内教職員に向けては「サイボウズガールーン」に掲示し、周知を図っている。学外に対しては本学公式ウェブサイトを通じて表明している。また、学長が行う入学式式辞、高校説明会、オープンキャンパスにおい

でも説明しており、ステークホルダーから理解を得るための取り組みを確立している。さらに『夢ノート』に教育目標を自筆で転記させるとともに、卒業までの間、『夢ノート』を活用することで、全ての学生に認識させている（提出-3）。

学科の教育目的・目標は教務委員会を中心に各学科で毎年見直しを行い、短大運営委員会、大学評議会にて、定期的に修正内容の協議・審議を行っている。

毎年、卒業生及びその就職先の事業所を対象に、卒業後1年~1年半を経過した時点で「勤務状況アンケート」を実施し、学生の卒後評価を行っている。卒業生に対しては、卒業後3年を経過した時点でも「勤務状況アンケート」を行っている。調査結果を集計・分析し、事業所を含む地域・社会の要請に応える卒業生を輩出しているかについて、学生支援委員会（短大部会）にて検証を行っている（備付-3）。各学科では学科会議にて「勤務状況アンケート」結果や実習先からの実習生評価を分析することにより、学科の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応じているかを点検している。

#### [区分 基準 I-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

#### <区分 基準 I-B-2 の現状>

本学の学習成果は、建学の精神「感恩」を基盤として、高い倫理観を持って人のために働きたいという情熱と基本に則った専門知識と技能、さらにはそれらに裏打ちされた主体的行動能力と問題解決能力を持って、社会に貢献する人材の育成を行うよう定めた卒業認定・学位授与の方針に対応させるよう策定している（提出-2、提出-10）。また、学習成果達成のために、どの授業科目が各学習成果とどう対応するのかを体系的に示すため、カリキュラム・マップ（備付-4）を定めている。したがって、本学の学習成果は建学の精神に基づき定めているものであり、体系的に教育課程に組み入れている。

学科の学習成果は、以下のとおり各学科の教育目的・目標に基づき定めている。

##### 1) 保育学科

保育学科の学習成果は、建学の精神「感恩」を教育の原点として、社会に貢献できる幼稚園教諭及び保育士を養成するという教育目的・目標に到達するための実践的能力を具体的に項目化して設定したものである。豊かな人間性を育むとともに、保育の基本的な知識と技能を身につけて子どもとその保護者を支援できること、さらに実践力のある幼稚園教諭及び保育士を養成するに当たり、保育に関する専門的知識と技能の修得に加え、社会人としてのマナー、自己管理能力、幼稚園

教諭及び保育士としての使命や責任の理解、コミュニケーション能力を修得することを定めている。

## 2) 養護保健学科

養護保健学科の学習成果は、建学の精神「感恩」を教育の原点として、社会に貢献できる養護教諭を養成するという教育目的・目標に到達するための実践的能力を具体的に項目化して設定したものである。豊かな人間性と高い倫理観を養い、子どもの心身の健康を守り育てる基本的な専門知識と技能、並びにそれらに裏打ちされた表現力と判断力を身につけること、さらに実践力のある養護教諭を養成するに当たり、養護教諭としての専門的知識と技能の修得に加えて、社会人としての倫理観や自主的、自律的に取り組む力、実践的指導力、自己表現力、他者理解力、協働する力を修得することを定めている。

## 3) 歯科衛生学科

歯科衛生学科の学習成果は、建学の精神「感恩」を教育の原点として、社会に貢献できる歯科衛生士を養成するという教育目的・目標を達成するための実践的能力を具体的に項目化して設定したものである。思いやりと豊かな人間性を身につけ、口腔保健の推進に必要とする基本的な専門知識と技能を修得すること、さらに実践的な歯科衛生士を養成するに当たり、倫理観や使命感を理解し、職業人として求められるマナーやコミュニケーション能力とチームの一員として協力・協働する能力を修得することを定めている。

## 4) 医療秘書学科

医療秘書学科の学習成果は、建学の精神「感恩」を教育の原点として、社会に貢献できる医療秘書を養成するという教育目的・目標を達成するための実践的能力を具体的に項目化して設定したものである。思いやりの心と豊かな人間性を磨き、医学的知識と一般教養を身につけ、患者さんの立場に立った考えや行動ができる優秀な医療秘書を養成するに当たり、コミュニケーション能力の修得に加えて、基礎医学と医療の基本的な専門知識と技能の修得を実践的能力として求めている。さらに、秘書技能検定、医療秘書技能検定、医事コンピュータ技能検定等の検定・資格の取得も求めている。

本学の学習成果は、学外には本学公式ウェブサイトの「情報公開」ページにて表明している。学内では、学生に対しては、『学生便覧』に掲載して表明している。また、教育課程と関連付けて学生が理解できるようにカリキュラム・マップを配付し、その周知を図っている。さらに教職員に対しては、教職員全員に配付する『教職員必携』に全学の学習成果を掲載して表明している。

学校教育法第 108 条に短期大学の目的等が定められており、その規定に基づき本学の目的を学則第 1 条に明記している。学習成果は、学則、教育目的・目標等に照らして、毎年秋に教務委員会を中心に各学科で点検を行い、短大運営委員会等の協議を経て、大学評議会にて修正内容を審議している。

[区分 基準 I -B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

#### <区分 基準 I -B-3 の現状>

建学の精神「感恩」を基盤として、各学科の教育目的・目標に基づき、学習成果及び卒業認定・学位授与の方針を定め、卒業認定・学位授与の方針に定めた能力の獲得に向けた教育課程のあり方を、教育内容、教育方法、教育評価の3点から教育課程の編成方針として分かりやすく示している。これらを踏まえて入学者受入れの方針では、このような教育を実施する本学が、どのような学生を求め、選考を行うかについて明記している。卒業認定・学位授与の方針は、カリキュラム・マップにて教育課程の各科目と対応しており、学習成果の獲得を目的とした三つの方針は一体的に策定している（提出-12）。

三つの方針は、本学の使命、教育理念、教育目的・目標、学習成果とともに、毎年秋頃に教務委員会で議論をスタートさせ、各学科の学科会議等にて議論を行っている。各学科で議論を経た修正案は教務委員会に持ち寄り、三つの方針の一貫性及び整合性が担保されているかを検討している。入学者受入れの方針については、入試広報部とも連携して見直しを行っている。修正した三つの方針は短大運営委員会等の協議を経て、大学評議会にて審議し策定している。

本学の卒業認定・学位授与の方針には、学習成果で示される各学科で身につける能力と所定の単位を修得することで、短期大学士の学位とともに、保育学科では幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格、養護保健学科では養護教諭二種免許状及び中学校教諭二種免許状（保健）の教員免許状、歯科衛生学科では歯科衛生士国家試験受験資格、医療秘書学科では医療秘書士の資格を取得できるとしている。また、卒業認定・学位授与の方針、学習成果及び教育課程（授業科目）との関係は、カリキュラム・マップに示している。各学科では、資格取得に必要な能力を修得できるよう、教育課程の編成方針に基づき、共通教育科目、専門教育科目、教職課程科目を設け、教育活動を展開している。シラバスは、学習成果やカリキュラム・マップに基づき作成しており、その内容を教務委員が精査をすることで適切性を担保している。成績評価を含めた学習成果は全授業科目に対応している。これら卒業認定・学位授与の方針と教育課程の編成方針とを踏まえて入学者受入れの方針で示した学生を選抜している。また、入学者受入れの方針では、「求める学生像」だけでなく「入学者に求める能力」と「選考方法」を定めており、それぞれの入試に応じた選考方法で、入学者に求める能力を評価する入試を実施している。これらのことから、本学では三つの方針を踏まえた教育活動を行っているといえる。

三つの方針のうち、入学者受入れの方針については、『College Guide』及び『学生募

集要項』で公表しており、オープンキャンパスにおいて高校生や保護者等の参加者に説明している。卒業認定・学位授与の方針及び教育課程の編成方針については、『学生便覧』に掲載し、学生に表明し周知を図っている。教職員に対しては、毎年見直しの際、教授会等の各種会議において説明し、その周知を行っており、確定後は「サイボウズガールン」に掲載することで、教職員が常に確認できる体制を整えている。学外には本学公式ウェブサイトの「情報公開」ページ内及び各学科の「学科紹介」ページ内に三つの方針を掲載し、その周知を図っている。

**<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>**

学科の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に込えているかの定期的な点検について、「勤務状況アンケート」を実施し、その結果による検証を行っているが、卒業後 3 年を経過した卒業生からの回収率があまり高くないのが課題である。卒業直前に学科でアンケートへの積極的な参加を促したり、同窓会を通じて周知を図ったり、様々な施策を講じているが、大幅な改善につながっていないのが現状である。

**<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>**

なし

[テーマ 基準 I -C 内部質保証]

<根拠資料>

- 提出資料 11. 関西女子短期大学自己点検・評価規程
- 備付資料 7. 年次報告書 2021 [令和 3 年度]
8. 関西女子短期大学自己点検・評価シート [令和 2 年度]
9. 「関西女子短期大学自己点検・評価」に対する結果及び総評 [令和 2 年度]
10. 関西女子短期大学自己点検・評価シート [令和 3 年度]
11. 「関西女子短期大学自己点検・評価」の結果及び総評 [令和 3 年度]
12. 本学ウェブサイト「情報公開」その他 大学評価  
[https://www.kwc.ac.jp/profile/public\\_info/index.html](https://www.kwc.ac.jp/profile/public_info/index.html)
13. 外部評価委員会議事録 [令和 3 年度]
14. 学習成果の獲得状況の測定に係る各種データ (3 年推移)  
[令和 3 年度]
15. 本学ウェブサイト「アセスメント・ポリシー」  
<https://www.kwc.ac.jp/faculty/policy/assessment.html>
16. 短大アセスメント・ポリシーに基づく査定とフィードバックの流れ
17. 第 3 期 (2018~2022) 学園中長期計画 [令和 3 年度]
18. 行動計画 [令和 3 年度]
19. 授業アンケート結果 [令和 3 年度]
20. 自己点検シート [令和 3 年度]
- 提出資料・規程集② 96. 関西女子短期大学外部評価委員会規程

[区分 基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I -C-1 の現状>

本学では、学則第 2 条において「本学は、教育水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と規定し、その組織や実施体制等の具体的事項については、「関西女子短期大学自己点検・評価規程」(提出・11)に定めている。

自己点検・評価を行う組織は関西女子短期大学自己点検・評価委員会であり、学長、

学科長（ALO 含む）、事務局長等により構成されている。また、委員長には学長が、副委員長には ALO が就任しており、教学面と管理・運営面からの総合的な自己点検・評価が展開できる体制を整備している。

本学における自己点検・評価について、「関西女子短期大学自己点検・評価規程」第 7 条に「委員会は原則として、3 年ごとに本学の教育研究等の状況について、全学的な自己点検・評価を実施する」と定めており、平成 28 年度に全学的な自己点検・評価を実施した。一方、平成 21 年度より毎年度作成している『年次報告書』（備付-7）では、一般財団法人大学・短期大学基準協会（以下「短期大学基準協会」という）の評価基準を参考にした「自己評価」及び「改善・向上方策」の項目を設定し、その年度の各学科・各部署等の業務報告と併せて自己点検・評価を展開してきた。平成 29 年度からは、自己点検・評価活動の実質化のため、短期大学基準協会の評価基準に対応した「自己点検・評価シート」（備付-8、備付-10）を導入した。「自己点検・評価シート」に基づき、各部門において自己点検・評価を行い、自己点検・評価委員会にて内容の点検・評価を行うとともに、最終的に結果を総評（備付-9、備付-11）としてまとめ、学内会議に諮り、理事会に報告している。これらの自己点検・評価活動では、各学科・各部署等における現状把握並びに改善・向上課題の抽出等を行い、定期的な評価及び活用の機会として役立てている。令和 3 年度はこの「自己点検・評価シート」を用いて「関西女子短期大学自己点検・評価結果」を作成し、教授会にて報告し、「サイボウズガルーン」を通じて全教職員に周知を行っている。

自己点検・評価結果については、平成 28 年度までは年度ごとにまとめ、『年次報告書』（備付-7）として年度ごとに冊子化し、学内に配付している。平成 29 年度より、自己点検・評価シートに基づく自己点検・評価結果について「サイボウズガルーン」を通し情報共有を行っている。前回の第三者評価時の『自己点検・評価報告書』と評価結果、平成 28 年度の『自己点検・評価報告書』、令和元年度に受審した認証評価の『自己点検・評価報告書』と評価結果をホームページ上で公表している。

「自己点検・評価シート」を新たに導入し、短期大学基準協会の評価基準に準じて、各学科、大学事務局各部署及び法人本部において、自己点検・評価を行う体制を構築した。自己点検・評価については全専任教職員が関与するよう、各学科・部署等において情報共有を行いながら実施している。自己点検・評価に関する情報は、教授会、短大運営委員会、執行部会、大学評議会及び大学事務局関係部署の事務管理責任者で構成された事務局管理者会議等で協議・報告し、最終的に理事会に報告している。

本学の教育・研究活動等の質的向上及び発展を目的として、平成 29 年度に「外部評価委員会規程」（提出-規程集②96）を制定し、高等学校関係者を含む学外の有識者（他大学教員、就職先、地域、高等学校）にて、委員会を編制している。令和 3 年度も継続して実施し、自己点検・評価活動を含む本学の取り組みについて高等学校関係者の意見を聴取しており（備付-13）、意見の内容については、短大運営委員会等に報告をして改善を図っている。

上述のとおり、本学では自己点検・評価委員会を設置し、教学面と管理・運営面からの総合的な自己点検・評価が展開できる体制を整備している。また、平成 29 年度は「自己点検・評価シート」を導入し、評価結果を自己点検・評価委員会にて総括し、各学

科・部署にフィードバックすることで、自己点検・評価の結果を改革・改善に繋げるよう体制を整備した。併せて、学園の中長期計画（5ヶ年）（備付-17）の単年度計画として、半期ごとに進捗を管理している「行動計画」（備付-18）に、認証評価基準や自己点検・評価結果に基づく課題を反映させて運用しており、このことは学内の各学科・部署において日常的に自己点検・評価活動を行うだけでなく、計画実施、進捗状況と結果の把握及び改善という全学的な PDCA サイクルを常に展開していることを示している。

「自己点検・評価シート」にチェック項目として前回の認証評価における改善計画との連動を図っている。今後、文部科学省（設置計画履行状況等調査（AC）の結果含む）及び認証評価機関等からの指摘事項があれば、自己点検・評価シートに項目を落とし込み、必要な対策を図る予定である。

「自己点検・評価シート」による各年度の自己点検・評価と、3年に1度の全学的な自己点検・評価、7年に1度の認証評価のサイクルで自己点検・評価活動を展開しており、評価結果については、教授会を含む各種会議にフィードバックをしており、評価を改善に繋げる主体的な評価体制の醸成を図っている。

#### [区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定的手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

#### <区分 基準 I-C-2 の現状>

学習成果を焦点とする量的査定（アセスメント）方法として、まず教育課程レベルの在学中の査定として、カリキュラムマップに基づく学習成果別評価のデータを作成、令和3年5月に各学科より学生へ返却した。卒業生については令和4年3月に学位証書補足資料とすべくデータを作成し、各学科に送付した。学習成果を焦点とする査定（アセスメント）は、令和3（2021）年度のアセスメント・ポリシー（備付-15）において、指標設定された過去3年分のデータを収集し、令和3（2021）年度に自己点検・評価委員会へ集計報告を行った。

#### 関西女子短期大学アセスメント・ポリシー

関西女子短期大学は、短期大学としての教育の質を保証する目的から、三つのポリシーを基盤とする評価指標を定め、教育成果の可視化を行うことにより学生の学習成果を評価いたします。この評価は、入学時から卒業時までを継続的に、短期大学レベル、学科レベル、科目レベルの3つのレベルで、下記に示す指標に基づいて実施し、教育内容、教育方法の改善に利用いたします。

関西女子短期大学

レベル	入学時	在学中	卒業時・卒業後
機関レベル (短期大学)	・各種入学試験	・退学状況（除籍含む） （中退学率） ・休学状況	・卒業率 ・学位授与数 ・就職率 ・専門職率 ・進学状況
	・学生調査	・短期大学生調査 【短大基準協会】 ・学生満足度調査 ・学習行動調査	・勤務状況調査（卒業生・事業所） ・卒業時アンケート
教育課程レベル (学科)	・各種入学試験	・G P A ・単位修得状況 ・カリキュラムマップ に基づく学習成果別 評価	・G P A ・資格・免許取得状況 ・単位修得状況 ・国家試験合格状況
科目レベル (個々の授業)	・入学時学力確認 テスト（数学）	・成績評価 ・欠席状況	
		・授業アンケート	

※上記以外に、定性的な評価の補助的資料として、本学独自のキャリア支援ツールである「夢ノート」を活用します。

**【データの収集と分析・改善】**

原則、IR・FD・アドミッション推進室が担当部署で収集された上記データについて調査検討を行います。調査結果は分析の上、自己点検・評価委員会に報告し、各学科・部署にて改善計画を策定します。

学習成果を焦点とする査定（アセスメント）による課題抽出案件についての検討は、従前の教務委員会とりまとめから、各学科への直接提起となり、各学科において検討されることとなった。令和4（2022）年度のアセスメント・ポリシーは、令和3（2021）年度のアセスメント・ポリシーとしてデータ集計を行った結果から指標と手法の点検を行った結果、変更がなかった。継続して、毎年IR・FD・アドミッション推進室運営会議にて定期的に見直しを行っている。

教育の向上・充実の取り組みとして、科目レベルでは以下のようにPDCAサイクルを機能させている。

- (P)：シラバス作成において、全学及び学科単位の卒業認定・学位授与の方針と学習成果を参照して、担当科目に合わせた目的・概要・達成目標等を考慮し、授業プランを立てる。
- (D)：設定された15回の授業日程に沿って授業を行う。
- (C)：授業中間点で、全科目に対して学生による「授業アンケート」を行う。
- (A)：学生による「授業アンケート」結果を参照しつつ、「自己点検シート」を作成し、点検と次年度の授業改善につなげる。

授業アンケートは春学期と秋学期の年 2 回実施している。15 回の授業のうち中間点（春学期は 6 月、秋学期は 11 月頃）に学生による授業アンケートを実施し、教員はその結果を受けて残りの授業期間、及び次年度への授業改善に活かしている（備付-19）。また、教員は 15 回の授業が終了した後に授業アンケート結果を基に「自己点検シート」を作成し、点検と次年度の授業改善につなげている（備付-20）。「自己点検シート」は、シラバスに記載した達成目標と学生による授業アンケートの点検項目と関連性を持たせることにより、PDCA サイクルを機能させている。

教育課程（学科）レベルでは、上述の各部署より提供された学習成果を査定するための指標を各学科会議で検討し、到達目標の設定や事実の評価等に用いており、学科内で教育の向上・充実のための PDCA サイクルを展開している。

機関（短期大学）レベルでは、毎年「行動計画」にて目標設定を行い、中間報告にて進捗状況を確認し、最終総括で実施状況を確認し次年度の目標設定につなげており、改善のための PDCA サイクルを展開している。

アセスメント・ポリシーによる各指標での確認を IR・FD・アドミッション推進室で行い、経過年度による点検から能力別指標の設定、学生の単位取得状況などの集約・分析から見えた改善検討の提案を自己点検・評価委員会で行い、PDCA サイクルを展開している。合わせて、学内における構成員全員による共有はサイボウズガルーンを用いて行っている。

学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令が変更になった場合は、変更内容を確認し法令を遵守するよう学内調整を行っている。平成 27 年度に学校教育法及び同施行規則が改正された時は、学内でプロジェクトチームを組成し、諸規程の見直し等を行った。

#### <テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題>

「教学マネジメント指針」に基づく各種対応（ディプロマ・ポリシーで掲げる身につけるべき各能力とアセスメント・ポリシーの各指標との紐付け、情報公開等）について、文部科学省の動向を注視しつつ検討する必要がある。

#### <テーマ 基準 I-C 内部質保証の特記事項>

なし

#### <基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

##### (a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

学科の教育目的・目標に基づく人材養成が地域社会の要請に込んでいるかの点検ツールとしている「勤務状況アンケート」では、卒業生及び事業所からの回収率を維持するために、卒業直前に学科教員より本アンケート実施目的を学生に伝えて、参加の意識付けを行うとともに、同窓会が定期的に行っている同窓会報を利用して、本アンケートの周知を図っている。令和 2 年度からは卒後 1 年～1 年半で実施することとなったため、令和 3 年度卒業生についてはまだアンケートの実施はできていないが、ある

程度の回収率を維持することに努力しつつ、結果の継続的な検証に力点を置き、学習成果や教育活動の向上に活用していく。

査定（アセスメント）手法の定期的点検及び教育の向上・充実のための PDCA サイクルの活用については、アセスメント・ポリシーに基づく学習成果の測定を令和元年度より全学的に運用している。具体的な手法としては指標データの分析、結果のフィードバック、改善実施という PDCA サイクルの構築のみならず、データの蓄積を基に評価法としての適切性の検証等を行い、教育の質を保証し続けるよう全学的に取り組んでいる。

#### **(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画**

学科の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に込えているかの定期的な点検について、「勤務状況アンケート」を実施し、その結果による検証を行っているが、卒業後 3 年を経過した卒業生からの回収率があまり高くないのが課題である。卒業直前に学科でアンケートへの積極的な参加を促したり、同窓会を通じて周知を図ったり、様々な施策を講じているが、大幅な改善につながっていないのが現状である。今後は、回収率の向上を図りつつ、結果を学科の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に込えているかの検証に活用することが必要である。

## 【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

## [テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

## ＜根拠資料＞

- 提出資料 2. 学生便覧 [令和 3 年度]  
 7. College Guide2022 [令和 4 年度]  
 8. 関西女子短期大学学則 第 29・35~44 条・別表  
 10. 本学ウェブサイト「情報公開」修得すべき知識・能力 学習成果  
[https://www.kwc.ac.jp/profile/public\\_info/index.html](https://www.kwc.ac.jp/profile/public_info/index.html)  
 12. 本学ウェブサイト「全学 三つのポリシー」  
<https://www.kwc.ac.jp/faculty/policy/index.html>  
 13. 学生募集要項 2022 [令和 4 年度]  
 14. 特別推薦（指定校）入学試験学生募集要項 2022 [令和 4 年度]
- 備付資料 3. 勤務状況アンケート結果（卒業生・事業所）[令和 2 年度]  
 4. カリキュラム・マップ [令和 3 年度]  
 14. 学習成果の獲得状況の測定に係る各種データ（3 年推移）  
 [令和 3 年度]  
 16. 短大アセスメント・ポリシーに基づく査定とフィードバックの流れ  
 20. 自己点検シート [令和 3 年度]  
 22. カリキュラム・ツリー [令和 3 年度]  
 23. シラバス作成・活用ガイド [令和 3 年度]  
 24. 就職ハンドブック 2021 [令和 3 年度]  
 25. 短期大学生調査結果 [令和 3 年度]  
 26. 学生調査結果報告書 [令和 3 年度]  
 27. 学習行動調査結果報告書 [令和 3 年度]
- 提出資料・規程集② 39. 関西福祉科学大学・関西女子短期大学 IR・FD・アドミッシ  
 ョン推進室規程 第 4 条第 2 号  
 40. 関西福祉科学大学・関西女子短期大学アドミッション・オフ  
 ィサー委嘱基準  
 54. 関西女子短期大学 履修登録内規 第 4 条第 2 項第一号  
 55. 関西女子短期大学 試験内規 第 10・11 条  
 95. 関西女子短期大学 外部評価委員会規程

[区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
  - ① 卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

本学の卒業認定・学位授与の方針は、全学に共通する方針と学科個別の方針で構成されている。全学共通の卒業認定・学位授与の方針は以下のとおりである（提出-2、提出-12）。

**ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）**

関西女子短期大学では、建学の精神「感恩」を基盤として、高い倫理観を持って人のために働きたいという情熱と基本に則った専門知識と技能、さらにはそれらに裏打ちされた主体的行動能力と問題解決能力を持って、社会に貢献する人材の育成を行います。

本学では保育学科、養護保健学科、歯科衛生学科、医療秘書学科を置き、学科ごとに教育目的・目標を定めています。各学科の教育目標を達成することによって、以下の能力を身につけることをめざします。

1. 自己成長を促し、自分の考えに基づき主体的に行動できる。
2. 自らが生きる上で必要な問題解決能力を持っている。
3. 自分の考えを表現できるコミュニケーション能力を保有している。
4. 自らが目指す専門職の基本を理解し、その向上に意欲を示している。
5. 自らが目指す専門職の知識・技能を活かし、社会に貢献することができる。

教育目的に沿って各学科で設定された授業科目を履修し、基準となる単位数を取得することが、卒業の必須条件となります。卒業と同時に短期大学士の学位が与えられます。

さらに、各学科の教育目標に沿った能力を身につけ、かつ所定の単位を修得することにより、それぞれの学科で目標としている免許・資格を取得できます。

本学の卒業認定・学位授与の方針は、各学科で目標としている職業に就くに必要な免許や資格が取得できる資質・能力といった概念的な枠組みであり、学習成果は当該職業で発揮すべき資質・能力を学生自身の具体的な行動で表現したものになっている（提出-2、提出-10）。各学科では、全学の卒業認定・学位授与の方針に沿った形の卒業認定・学位授与の方針を定めており、学習成果とは以下のとおり対応している。

1) 保育学科

卒業認定・学位授与の方針	学習成果
<p>保育学科では、以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修得することにより、短期大学士の学位が与えられるとともに、幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格を取得できます。</p> <p>1. 幼児教育及び保育の現場で求められる資質・能力を理解し、学び続ける意欲を持っている。</p> <p>2. 幼児教育及び保育の現場で直面する様々な問題を解決する方法を理解している。</p> <p>3. 幼児教育及び保育の現場で求められるコミュニケーション能力を持ち、他者と連携・協働できる。</p> <p>幼児教育及び保育の現場で求められる基本的な知識と技能を身につけている。</p> <p>4. 幼児教育及び保育の現場で必要とされる態度と実践力を身につけ、社会に貢献することができる。</p>	<p>1-1. 幼稚園教諭及び保育士として求められる資質・能力を理解し、意欲的に学ぶことができる。</p> <p>1-2. 行事やボランティア活動に主体的に参加する。</p> <p>2-1. 子ども一人ひとりに応じた援助を考えられる。</p> <p>2-2. 問題解決のために地域や家庭と連携する必要性を理解している。</p> <p>3-1. 相手の立場を理解し、必要なコミュニケーションをとることができる。</p> <p>3-2. チームで協働することができる。</p> <p>4-1. 保育内容の各領域を理解している。</p> <p>4-2. 保育の表現技能を用いて子どもと関わるることができる。</p> <p>5-1. 社会人としてのマナーと自己管理能力を身につけている。</p> <p>5-2. 専門的な知識や技能、情報を活用し、保育をめぐる課題に取り組むことができる。</p>

2) 養護保健学科

卒業認定・学位授与の方針	学習成果
<p>養護保健学科では、以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修得することにより、短期大学士の学位が与えられるとともに、養護教諭二種免許状及び中学校教諭二種免許状（保健）の教員免許状を取得できます。</p> <p>1. 社会人としての使命感を持ち、意欲的・主体的に行動できる。</p> <p>2. 専門的な知識や技能を習得するとともに、社会で直面する様々な問題を解決する方法を理解している。</p>	<p>1-1. 社会人としての倫理観をもち、自主的・自律的に行動することができる。</p> <p>1-2. 多様な体験的な学修を通して、実践的指導力を身につけている。</p> <p>2. 専門的な知識や技能、情報を修得・活用し、課題の解決を図ることができる。</p>

<p>3. 優れたコミュニケーション力を修得し、学校・家庭・地域などとの連携・協働を行うことができる。</p> <p>4. 養護や教育に関する基本的な知識や技能、並びにそれに裏打ちされた表現力と判断力を身につけるとともに、養護教諭の職務を明確に理解している。</p> <p>5. 専門的な知識や技能、情報を活用し、社会に貢献することができる。</p>	<p>3. 自己表現力や他者理解力、協働する力を養い、適切な人間関係を構築することができる。</p> <p>4-1. 学校における養護教諭の役割や保健室の機能を明確に理解している。</p> <p>4-2. 医学・看護学についての基礎的知識や技能を身につけている。</p> <p>5. 修得した知識や技能を関連付けたり新たな情報を収集したりして活用することで、社会に貢献することができる。</p>
---	---

3) 歯科衛生学科

卒業認定・学位授与の方針	学習成果
<p>歯科衛生学科では、以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修得することにより、短期大学士の学位が与えられるとともに、歯科衛生士国家試験受験資格を取得できます。</p> <p>1. 歯科衛生士に必要な最新の知識と技能を修得する意欲を常に持ち、主体的に行動できる。</p> <p>2. 歯科衛生士として直面する問題を解決する方法を理解している。</p> <p>3. 優れたコミュニケーション能力を修得している。</p>	<p>1-1. 向上心を持ち、主体的に行動できる。</p> <p>1-2. ライフステージにおける口腔状態や生活状態を考えた計画的な口腔保健活動が実施できる。</p> <p>2. 社会における歯科衛生士の役割と責任を常に自覚し、新たな課題とその対応法を見出すことができる。</p> <p>3-1. チーム医療における歯科衛生士の役割を理解し、看護、在宅、地域、学校保健などにおいて、その専門的役割を發揮することができる。</p> <p>3-2. 誰とでもコミュニケーションがとれる。</p> <p>3-3. 相手の話をよく聴き、自らの考えや思いを正しく伝え、相手と協調行動がとれる。</p>

<p>4. 歯科衛生士として必要な知識と技能を修得し、歯科医療の場で協働、連携することができる。</p> <p>5. 歯科衛生士として豊かな人間性と専門性を身につけ、社会に貢献することができる。</p>	<p>4-1.法令に示されている歯科衛生士の使命、役割が理解できる。</p> <p>4-2.口腔疾病の病態と原因並びにその予防法を説明できる。</p> <p>4-3.歯科診療の流れを理解して、診療段階に応じた補助や指導ができる。</p> <p>4-4.個人のセルフケア並びに集団及び地域の口腔保健の学習支援に最も有効な方法を説明できる。</p> <p>5-1.倫理観を持ち、ひとの立場に立って考えることができる。</p> <p>5-2.①いつも笑顔であること、②いつも挨拶すること、③いつも時間を守ること、④いつも誠実であること、⑤いつも最善を尽くすこと、の「5つの誓い」に則った行動ができる。</p>
---	---

4) 医療秘書学科

卒業認定・学位授与の方針	学習成果
<p>医療秘書学科では、以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修得することにより、短期大学士の学位が与えられるとともに、医療秘書士・秘書士の資格を取得できます。</p> <p>1. 医療秘書・秘書という専門職を目指すことで自分の考えに基づく主体的行動ができる。</p> <p>2. 医療秘書・秘書という専門職を目指すことで、生きる上で必要な問題解決能力を持っている。</p> <p>3. 医療秘書・秘書として、自分の考えを表現できるコミュニケーション能力を持っている。</p> <p>4. 医療秘書・秘書に関する基本的知識や技能を身につけ、その向上に努める意欲を持っている。</p>	<p>1. 医療秘書技能検定、秘書検定などの検定において上位級が取得できる。</p> <p>2-1. 患者さんやそのご家族、それぞれに応じた支援ができる。</p> <p>2-2. 多職種である医療従事者の連携を図るための支援ができる。</p> <p>3-1. 患者さんやそのご家族と状況に応じた適切なコミュニケーションができる。</p> <p>3-2. 多職種である医療従事者と連携を図るための人間関係を築くことができる。ITを駆使して診療報酬の計算や文書作成などの事務処理ができる。</p> <p>4-1. 医療秘書・秘書の使命や役割を説明できる。</p> <p>4-2. 多職種連携に必要な医学用語を用いたコミュニケーションができる。</p> <p>4-3. 診療報酬請求や医療文書作成などの事務処理ができる。</p> <p>4-4. 患者さんやそのご家族に医療制度に関わる説明ができる。</p>

卒業認定・学位授与の方針	学習成果
① 医療秘書・秘書という専門職を通して社会に貢献できる。	5. 修得した知識を活かし、社会に貢献できる。

全学共通の卒業認定・学位授与の方針に示すとおり、教育目的に沿って各学科で設定された授業科目を履修し、基準となる単位数を取得することが、卒業の必須条件であり、卒業と同時に短期大学士の学位が与えられる。さらに、各学科の教育目標に沿った能力を身につけ、かつ所定の単位を修得することにより、表Ⅱ-A-1-①に示すとおり各学科で目標とする免許状（証）・資格等を取得することができる。

表Ⅱ-A-1-① 取得可能資格

学科・コース	取得可能資格
保育学科	保育士資格、幼稚園教諭二種免許状 こども音楽療育士資格、児童厚生二級指導員資格 幼稚園・保育園のためのリトミック指導資格2級 准学校心理士資格、社会福祉主事任用資格
養護保健学科	養護教諭二種免許状、中学校教諭二種免許状（保健） 准学校心理士資格、社会福祉主事任用資格
歯科衛生学科	歯科衛生士国家試験受験資格、社会福祉主事任用資格
医療秘書学科	医療秘書士認定証、秘書士認定証、動物介在療法（アニマルセラピー）課程修了認定証、社会福祉主事任用資格

卒業の要件については、保育学科、養護保健学科、医療秘書学科は2年以上、歯科衛生学科は3年以上在学し、学則の別表第1、第2の1~4の定めるところにより、表Ⅱ-A-1-②に示す三系列にて所定単位以上（系列任意は共通教育科目及び専門教育科目のいずれの科目系列からでも卒業に必要な単位数に参入可）を修得しなければならない（提出-8）。

表Ⅱ-A-1-② 卒業要件単位数

	保育学科	養護保健学科	医療秘書学科	歯科衛生学科
(1)共通教育科目系列	12 単位			18 単位
(2)専門教育科目系列	40 単位			78 単位
(3)系列任意	10 単位			0 単位
計	62 単位			96 単位

試験等の成績の評価は、秀（90~100点）、優（80~89点）、良（70~79点）、可（60~69点）、不可（59点以下）の5段階で、秀、優、良、可を合格として単位が与えられる。また、学習の評価を総合的に判断する指標としてGP（Grade Point）を用いている（提出-規程集②56）。資格課程については、法令に基づく免許状（証）及び資格の種類は、

保育学科が幼稚園教諭二種免許状、保育士資格、養護保健学科は中学校教諭二種免許状(保健)、養護教諭二種免許状、歯科衛生学科は歯科衛生士国家試験受験資格であり、その取得要件は、卒業要件を満たした上で、それぞれに定めている単位の全てを修得することとしている。具体的な要件等については『学生便覧』や各種資格課程規程に記載している。卒業及び卒業認定・学位授与については、卒業要件を満たした者は教授会の議を経て学長が卒業を認定し、卒業した者には本学学位規程の定めるところにより、短期大学士の学位を授与している。

以上のように、本学の卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を含めた上で成り立っている。

各学科の卒業認定・学位授与の方針は、学校教育法施行規則及び短期大学設置基準に則り定めており、学科それぞれが目標とする職業と密接に関連している。学位授与を必須条件とする各資格・免許における通用性が、卒業認定・学位授与の方針の社会的・国際的通用性を示すことになる。なお、各学科・コースの卒業認定・学位授与の方針に係る社会的・国際的通用性は以下のとおりである。

#### 1) 保育学科

卒業認定・学位授与の方針で示している所定の単位取得については、保育士資格及び幼稚園教諭二種免許状の取得要件に沿ったものであり、保育を通して社会貢献できる人材の養成を行っている。卒業生が保育士あるいは幼稚園教諭として就職する専門職比率が高いことから、卒業認定・学位授与の方針は社会的・国際的通用性を示している。

#### 2) 養護保健学科

卒業認定・学位授与の方針で示している所定の単位取得については、教育職員免許法による養護教諭二種免許状並びに中学校教諭二種免許状(保健)の取得要件に沿ったものであり、また卒業生が養護教諭として就職する専門職比率が高いことから、卒業認定・学位授与の方針は社会的・国際的通用性を示している。

#### 3) 歯科衛生学科

卒業認定・学位授与の方針で示している所定の単位取得については、歯科衛生士学校養成所指定規則に準じて、歯科衛生士免許の取得要件に沿ったものであり、また卒業生が歯科衛生士として就職する専門職比率が高いことから、卒業認定・学位授与の方針は社会的・国際的通用性を示している。

#### 4) 医療秘書学科

卒業認定・学位授与の方針で示している所定の単位取得については、秘書士資格が一般財団法人全国大学実務教育協会カリキュラムに、医療秘書士(関西女子短期大学認定)資格が日本医師会認定医療秘書カリキュラムに沿ったものであり、また卒業生が病院等で医療秘書として就職する専門職比率が高いことから、卒業認定・学位授与の方針は社会的・国際的通用性を示している。

卒業認定・学位授与の方針は、毎年教務委員会並びに学科会議において点検・見直しを行い、大学評議会で決議し教授会に報告後、学内外に向けて配信している。

[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
  - ① 短期大学基準にのっとり体系的に編成している。
  - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
  - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が習得すべき単位数について、年間または学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
  - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
  - ⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
  - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2 の現状>

本学では、卒業認定・学位授与の方針で明記している人材の育成に加えて、その前提となる様々な基礎的能力の修得を図るため、卒業認定・学位授与の方針に対応する教育課程の編成方針を定めて教育課程を編成している（提出-2、提出-12）。その方針は、全学に共通する方針と学科個別の方針から構成されている。全学共通の教育課程の編成方針は以下のとおりである。

**教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）**

関西女子短期大学では、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）で明記している人材の育成のために、以下の方針で教育課程（カリキュラム）を編成しています。

1. 教育内容

- 1) 社会に貢献できる専門職になるために、高い倫理性に裏付けられた専門的な知識と技能を修得するための実習科目を設置し、ていねいで細やかな個別指導を実施する。
- 2) 自己成長を促す上で必要な各分野の基礎知識と技能、並びに社会人としての一般教養を身につけるため、総合教養科目、外国語科目、健康教育科目、情報教育科目、福祉教育科目からなる、共通教育科目を設置する。
- 3) 各学科で目標とする資格取得に必要な専門的な知識と技能を体系的に学べるように、専門教育科目、教職課程科目を設置し、資格取得に必要な能力を育てる。
- 4) 学生の主体的行動とコミュニケーション能力を培うために、「関女技能オリンピック」

などの体験的・参加型の行事の場を提供する。

- 5) 社会生活を過ごす上で基本となるマナーを身につけるとともに、問題解決能力を修得するために、研究や討論を実践的に積み上げるゼミ形式の演習を実施する。

## 2. 教育方法

- 1) 各科目について、到達目標、授業計画、成績評価基準・方法、事前学習・事後学習、関連学習、ディプロマ・ポリシーとの関連を明確にし、周知する。
- 2) 学生自らが学習時間を確保し、主体的に学習に取り組む教育方法を実施し、教育内容の定着を図る。
- 3) 学生は学期ごとに学修の目標設定と振り返りを行い、教員はその学生評価に基づいて学習行動の改善につなぐ。
- 4) 資格取得に必要な基本的な知識や技能だけでなく、最新の知識や技能を主体的に修得する能力の獲得を促すため、多様な授業形態と教育方法を取り入れて、細やかな支援を実施する。

## 3. 教育評価

- 1) GPA 制度を導入し、教育の質保証に向けて点検・評価・改善を行う。
- 2) 各科目のシラバスに定める評価方法に基づき、厳格な評価を行う。
- 3) 学生は「夢ノート」を利用して自己の学修を振り返り、教員は学生の自己評価に基づいて指導し、評価する。
- 4) ディプロマ・ポリシーの達成に向けて、学生の学習成果の全体を評価する。

本学の教育課程は、短期大学設置基準に則り、学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を体系的に編成している。その教育課程は、「共通教育科目系列」と「専門教育科目系列」とから構成されており、各学科における学習成果達成のためにどの授業科目がどのように連携するかは、カリキュラム・ツリー及びナンバリングによって体系的に示している（備付-22）。

全学共通の卒業認定・学位授与の方針では、具体的な5つの資質・能力（1. 社会に貢献することができる 2. 向上心を持ち、主体的に行動できる 3. 自らがめざす職業を理解している 4. コミュニケーション能力を活用できる 5. 問題解決能力を持っている）の修得を挙げている。これらの修得を目指して、共通教育科目系列は、総合教養科目、外国語科目、健康教育科目、情報教育科目、福祉教育科目から構成され、人間性の涵養やコミュニケーション能力、情報解読能力等の向上を図ることにより社会人としての基礎力を養っている。また、全学でゼミ形式の演習科目を初年次から開講し、保育・養護保健・歯科衛生・医療秘書分野に関する内容の発表・討論を通して、課題の発見とその解決能力を早い時期から養っている。さらに演習科目では、同級生と協同して実習や研究を行い、チームワーク力、課題を探究する能力、論理的・批判的に物事を考える思考力、表現する力を養う機会を設けている。加えて、専門職にふさわしい実践力を育てるために、充実した実習科目を設置し、丁寧な個別指導も実施している。また、教育課程外ではあるものの、全学で「関女技能オリンピッ

ク」を開催し、主体的に自らの資質や企画を提示して自己表現できる場を設けている。

各学科の卒業認定・学位授与の方針には、取得できる資格を明示し、どのような人材の育成を目標とするかを具体的に表している。各学科では、それらの人材像に求められる資質・能力を修得すべく、個別の方針を定めて教育課程を編成している。

各学科ではこの方針に基づき、育成する人材像に対応した専門教育科目系列を配置し、実習による授業形態を多く取り入れている。学科の教育課程における各科目が、卒業認定・学位授与の方針や学習成果で示しているどの能力に対応するかは、カリキュラム・マップに示している（備付-4）。したがって、学科の教育課程は卒業認定・学位授与の方針と対応しており、学科の学習成果に対応した授業科目を編成しているといえる。さらに、各分野で活躍している有識者を招いた「特別講義」やボランティア活動を通して現場を経験することでキャリア形成支援を行っている。各学科の現状は次に示すとおりである。

#### 1) 保育学科

保育学科の卒業認定・学位授与の方針では、取得できる資格が幼稚園教諭・保育士であることを明示し、育成する人材を具体的に表している。それは幼稚園教諭・保育士に必要な専門知識と技能の修得を要求するものであり、それらの取得に必要な資質・能力を修得すべく方針を定めて教育課程を編成している。卒業認定・学位授与の方針には目指すべき教育者・保育者像を明確にかつ分かりやすく示し、子どもにふさわしい生活を子どもと共に作り上げる実践力の獲得を学習成果と位置付けている。カリキュラム・マップでは、卒業認定・学位授与の方針で示している身につけるべき資質・能力と教育課程の各科目との対応を示しており、保育学科の教育課程は卒業認定・学位授与の方針に対応している。

保育学科の教育課程は、国家資格取得のための必修科目及び選択必修科目を中心に体系的に編成している。また、音楽を通して、心身に何らかの障がいのある子どもの発達援助を行うための資格として、一般財団法人全国大学実務教育協会が認定する「こども音楽療育士」資格の取得に加えて、令和2年度入学生からは児童健全育成推進財団の「児童厚生2級指導員資格」、リトミック研究センターの「幼稚園・保育園のためのリトミック指導資格2級」、学校心理士認定運営機構の「準学校心理士資格」の取得も可能となっている。学習成果の獲得に向けて、子どもの発達とその内面を学ぶ科目、保育の専門的知識と技術を学ぶ科目、地域や家庭との連携に関する科目、保育者の使命と責任に関する科目を設置し、これらの科目と卒業認定・学位授与の方針との関係を、カリキュラム・マップ及びカリキュラム・ツリーを作成して、学生にとって分かりやすく示している。学習成果の獲得に係る学期ごとの科目名と到達目標も、『夢ノート』に分かりやすく明示している。また、本学科2コースの推奨科目を独自に設定している。総合保育コースでは、「子ども学」「造形あそび研究」「アンサンブル研究」の3科目のうち2科目以上の履修を、臨床保育コースでは「臨床保育実践」「子ども臨床心理学」「保育臨床学実習」の3科目のうち2科目以上の履修を必須としている。成績評価は、シラバスに明示した達成目標と評価方法（成績評価の観点と割合）を厳格に適用している。

## 2) 養護保健学科

養護保健学科の卒業認定・学位授与の方針では、養護教諭が担保すべき資質・能力を具体的に示し、それらを修得するに必要な方針を定めて教育課程を編成している。この資質・能力を基礎とした実践的指導力を学習成果として位置付けている。カリキュラム・マップには、卒業認定・学位授与の方針で示している身につけるべき資質・能力と教育課程の各科目との対応を示しており、養護保健学科の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。

養護保健学科の教育課程は、上述の実践的指導力を育成するために、共通教育科目、専門教育科目、教職課程科目、人間教育科目及び採用試験対策科目を設置し、体系的に編成している。専門教育科目においては、カリキュラム・ツリーに示すとおり専門基礎科目の中に「基礎医学」と「養護基礎」を、専門科目の中に「看護学」、「臨床医学」、「養護実践」の科目群を配置しており、系統的な学びであることが分かる（備付-22）。また、カリキュラム・マップには、学期ごとに達成すべき学習成果を示し、卒業認定・学位授与の方針との関係を明示している。成績評価は各科目のシラバスに明示し、達成目標と評価方法（成績評価の観点と割合）を厳格に適用している。教育課程は学習成果の達成状況や教育改革の動向等を基に見直しを行い、キャリアガイダンスの改善・充実に努めている。

## 3) 歯科衛生学科

歯科衛生学科の卒業認定・学位授与の方針では、育成する歯科衛生士像を具体的な姿で示し、歯科衛生士として必要な知識と技能を修得した上で生み出される実践力を学習成果として定めている。この実践力を育成するのに必要な方針を定めて教育課程を編成している。

歯科衛生学科の教育課程は、学習成果に対応した授業科目を体系的に編成している。共通教育科目の基礎分野では幅広い教養を身につけること、選択必修分野では社会性の育成を図ること、専門基礎分野では医療人としての基本を学ぶことを目標としている。専門教育科目は全て必修とし、専門基礎分野は歯科衛生士に必要な基礎歯科医学等を、専門分野では歯科衛生士の実務の主体となる理論と技術等を、選択必修分野では基礎的・汎用能力の更なる育成を図るよう構成されている。これら歯科衛生学科の教育課程で修得した知識と技能を学習成果として捉え、それぞれの学習の成果と教育課程との対応をカリキュラム・マップで確認できるようにしている。各科目の成績評価はシラバスに明示した達成目標と評価方法（成績評価の観点と割合）を厳格に適用している。

## 4) 医療秘書学科

医療秘書学科の卒業認定・学位授与の方針は、医療秘書として持つべき資質・能力として具体的に示している。教育課程はその卒業認定・学位授与の方針に示された知識や技能を修得できるように編成しており、医療秘書としての実践力を学習成果として位置付けている。共通教育科目系列及び専門教育科目系列の区分を基にカリキュラム・ツリーを構築している。また、『夢ノート』には、卒業認定・学位授与の方針に対応して該当科目を明記している。学生には『夢ノート』を通じて、科目と学ぶべき内容を理解するように促している。カリキュラム・マップには卒業

認定・学位授与の方針で示している身につけるべき資質・能力と教育課程の各科目との対応を示しており、医療秘書学科の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。

医療秘書学科の教育課程は、学習成果に対応した授業科目を、体系的に編成している。共通教育科目の基礎教育分野では、医療秘書として社会に貢献し、常に新しい知識や技能を修得する意欲を身につけること、専門教育科目の専門基礎分野では、医療秘書として必要な医療と秘書に関する基礎的知識を修得すること、専門分野では医学的知識や事務処理・情報処理能力を修得することが目的として掲げられている。これらの科目は、体系的な教育課程編成に基づいていることが分かるようにカリキュラム・ツリーに示している。各科目の成績評価はシラバスに明示した達成目標と評価方法（成績評価の観点と割合）を厳格に適用している。

本学では単位の実質化を図るため、1年次においては各学期 25 単位、2年次及び3年次においては各学期 30 単位を超えて履修登録できないよう制限を設けている。ただし、学外実習（事前事後指導及び人権教育を含む）、並びに学則第 23 条第 3 項に定める教職課程の科目はこの制限外としている。また、成績優秀な学生が、学修意欲に相当する履修が行えるようにするため、前学期の GPA 値が 3.4 以上の者は、履修単位数上限を 2 単位を超えるまでは登録することができるよう「履修登録内規」を改正し、制度の改革を行った（提出・規程集②55）。

短期大学設置基準第 11 条の 2 第 2 項に基づき、成績評価は学則第 29 条及び試験内規第 10 条に規定するとおり、秀（90~100 点）、優（80~89 点）、良（70~79 点）、可（60~69 点）、不可（59 点以下）とし、秀、優、良、可を合格としており、成績評価の基準を定めて厳正に行っている。また、「試験内規」第 4 条に試験の受験資格を規定しており、各科目の成績評価基準はシラバスに記し、客観性及び厳格性を確保している。シラバスにはディプロマ・ポリシー、学習成果に基づく目的・達成目標を示しており、その達成度合いを評価する方法を明示している。

本学のシラバスには、科目の目的、概要、達成目標、授業計画、授業形態、教科書、参考書、評価方法、留意点、準備学習・関連学習の項目があり、これらの項目を通じて授業回ごとの内容も明確に示している。また、それぞれの項目で何を要求しているのかを、例えば、学生が受講後どのような能力が身につくかという観点で記入することで、達成目標を明確に示している。シラバス作成時に教員に配付している「シラバス作成・活用ガイド」では、シラバスの項目として成績評価の観点、達成目標を各科目担当の教員が学生に明示するよう求めている（備付-23）。授業科目の目的や達成目標については、卒業認定・学位授与の方針や教育課程の編成方針及び学習成果と整合性を持つよう、達成目標の欄に対応する学習成果の番号を明示しており、当該科目での成績が獲得できる学習成果に連動していることを、学生が理解できるように示している。シラバスの点検については、各学科の教務委員が毎年確認を行っており、記述が不十分な点については、担当教員に修正を求めている。各科目のナンバリングも、シラバスの最後に記載している。

本学では平成 30 年度よりシラバス作成時に担当科目の「自己点検シート」による振

り返りと全科目の GP 平均値（科目の GP 総数を履修者数で除したもの）を踏まえた上で、適切に設定された到達目標を達成すべく授業改善に努め、成績評価は厳格に実施するよう求めている。しかしながら、令和 3 年度の結果では GP 値 3 が 38%と最も多く、次いで GP 値 4 が 25.4%と、やや採点評価が甘くなる分布を示していたため（表Ⅱ-A-2-①）、令和 4 年度シラバスの作成案内において、担当科目の平均点が 90 点以上もしくは 70 点未満と極端にならないよう適切な科目運営を行う旨を明記した。この表を担当科目の GP 値分布と照らし合わせ、成績評価の妥当性を検討した上で、次年度のシラバス作成時に、到達目標を適切に設定するよう求めている。

表Ⅱ-A-2-① 科目 GP 平均値（令和 3 年度）

【GP値別全科目履修者分布】							
GP値	4	3	2	1	0	0	全科目総履修者数
成績評価	秀	優	良	可	不可	不足	
履修者数	3303 名	4937 名	2912 名	1635 名	90 名	103 名	12980 名
分布割合	25.4%	38.0%	22.4%	12.6%	0.7%	0.8%	100.0%

本学はウェブブラウザを使ったポータルシステムとして「UNIVERSAL PASSPORT」（以下「ユニパ」という）を導入しており、「ユニパ」の授業関連ページにてシラバス照会をすることができる。また、本学公式ウェブサイトの情報公開ページにて、シラバス検索のリンクを貼り付けしており、学外へも公開している。

各学科の教育課程は、変化の激しい現代社会において、それぞれが養成する幼稚園教諭、保育士、養護教諭、歯科衛生士、医療秘書の位置づけを視野に入れ、学生の学習上のつまずきや課題を克服するとともに、各専門職業能力の獲得に向けて改善・充実を図らなければならない。そこで、学生による授業アンケート、専任教員のティーチング・ポートフォリオ等を基に開講科目、開講時期、担当者、科目内容について、学科会議において点検し、見直しを行っている。その結果が学則変更にあぶ場合は、教務委員会に諮り、教授会、大学評議会、理事会にて審議し組織決定している。また、学科会議のみならず、日常的に授業担当教員間で学生に関する情報交換を行い、教育課程の改善・充実を図っている。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

### ＜区分 基準Ⅱ-A-3の現状＞

本学は、学則第1条に「建学の精神『感恩』に基づき、専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力と幅広く深い教養を培い、豊かな人間性を備えた人材の養成を目的とする」と定めており、短期大学設置基準に則り、幅広く深い教養を培うよう教育課程を編成している。

本学では全学科共通として「共通教育科目」及び「専門教育科目」の区分があり、養護保健学科においては、更に「教職課程科目」を設置している。教養教育としては、「共通教育科目」の中に「総合教養科目」、「外国語科目」、「健康教育科目」、「情報教育科目」、「福祉教育科目」を設けている。これらの共通教育科目では、知識・教養を身につけ、基礎学力を高めることに取り組んでいる。また、一般常識やビジネスマナーを身につけるため、「キャリアデザイン」というキャリア科目を開講している。

人と関わる専門職を養成する本学では、コミュニケーション力や表現力の向上を目的として、平成29年度よりダンスの授業を、平成30年度より韓国語及びコーラスの授業を新たに開講した。また、こうした教養教育の内容についてより集中的に検討することを目的として、令和3年度より共通教育検討委員会を設置し、教務委員会と連携して、教養教育の改善に努めている。

教養教育と専門教育との関連については、カリキュラム・ツリー、ナンバリング、カリキュラム・マップで明確に示されている。教養教育においては、総合教養科目で豊かな人間性、規範意識、使命感、意欲、コミュニケーション力、協調性の涵養を、外国語科目・情報教育科目で国際化・情報化社会に対応する能力の構築を、健康教育科目・福祉教育科目で専門教育における基礎知識の修得と各学科で養成する専門職としての使命、役割の理解のために配置し、学問分野の枠を越えて求められる知識や技能を身につけ、専門教育の基礎とするように位置づけている。

令和3年度、教養教育の評価推移について共通教育検討委員会および教務委員会において共有、科目によりばらつきはあるものの全体的に易化傾向にある事が認められることから、翌年度のシラバス作成時において是正を図る旨の記載を行うこととなった。

**[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は實際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

### ＜区分 基準Ⅱ-A-4の現状＞

本学の使命は、「建学の精神『感恩』を教育の基盤として、高い倫理観を持って人のために働きたいという情熱と、基本に則った知識と技能、さらにはそれらに裏打ちされた主体的行動能力と問題解決能力を持って、社会に貢献し得る専門的職業人を育成する」ことである。その使命に基づき、教育目標として、「建学の精神『感恩』に則り、

将来必要な知識や技能を学び、社会に貢献する人材、明確で高い目的意識を持った専門的職業人の育成」を掲げている。すなわち、職業教育を通して専門職の養成こそが本学の使命であり、目標である。

この使命及び教育目標に基づいて、保育学科では幼稚園教諭及び保育士、養護保健学科では養護教諭、歯科衛生学科では歯科衛生士、医療秘書学科では医療秘書の養成を目指した教育を実施している。つまり、本学における教育は全て専門職養成教育であり、各学科は職業教育を中心において取り組んでいる。

教養教育である「総合教養科目」にはゼミ形式の「基礎演習」が設置され、そのゼミにおいては学生と直接面談することにより、また学生とのコミュニケーションツールである『夢ノート』をゼミ担当教員と学生との間で交換することにより、個々の学生に応じた細やかな指導が行える体制を全学科で実施している。このゼミの中で、マナーやチームワーク等の社会人として求められる能力の育成も行っている。さらに正課外であるものの、学内行事である「関女技能オリンピック」において、学生の主体性、コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力等、社会で求められる基礎的な能力をベースに、各学科の専門職に特化した技術を競い合い、専門的技術の向上と職業意識の涵養を図っている。さらに、学生支援センターが主催する就職ガイダンスにおいては、学生の実態に即して作成した就職指導冊子『就職ハンドブック』を活用し、就職活動の仕方、就職試験の内容等に係わる情報の提供や指導等、充実したキャリア支援を行っている（備付・24）。

職業教育の効果の測定・評価・改善については、各学科にて取り組みを行っている。令和元年度からは、アセスメント・ポリシーに基づく職業教育に関連する指標にて、全学的に効果測定・評価を行い、改善を行っている。

#### 1) 保育学科

保育学科では、職業教育に必要な声楽や音楽学、幼児教育、発達心理学、臨床心理学、スポーツ科学、教育学等に経験豊かな教員を配置し、全教職員の連携の下で徹底した指導に努めている。また、「教育実習」「保育実習Ⅰ～Ⅲ」において、より実践的な職業教育を行っている。さらに、外部講師（幼稚園・保育所・施設勤務の専門職員（卒業生を含む））による講話や学内外就職ガイダンスを実施している。公立幼稚園・保育所採用試験対策講座を年間20回行っており、併せて模擬試験も実施している。また、学科内の行事（スポーツ大会、大学祭キッズコーナー、関女技能オリンピック、ほいく・あーと・ふえすた（造形作品展）、ほいく・みゅーじっく・ふえすた（定期演奏会））の企画立案にも全ての学生が参加し、コミュニケーション能力やプレゼンテーション能力の修得を図っている。

在学中は実習や各種行事等の学習活動状況、卒業時は免許・資格取得者数や取得率の推移、就職先、就職率、「勤務状況アンケート」による就職先及び卒業生の評価結果により、職業教育の効果測定・評価し、学科会議にて共有し、その問題点を協議して、次年度の教育課程や教育内容等の改善に取り組んでいる（備付・14、備付・3）。

#### 2) 養護保健学科

養護保健学科では、職業教育に必要な法律学、教育学、公衆衛生学、養護学、看

護学、健康教育学の分野における実務経験豊かな教員を配置し、学科会議で共通理解を図りながら全教職員による徹底した職業教育に対する指導を行っている。また、「看護臨床実習」「養護実習」において、より実践的な職業教育を行っている。さらに、教員採用試験対策を重視し、そのための科目を設置するとともに、卒業生による講話や教員採用試験対策講座、在学生も参加可能な卒後研修会等を開催し、採用に向けた指導の充実を図っている。また、学科内の行事（「関女技能オリンピック」、「大学祭」、「交流行事」等）の企画立案にも学生が参加し、コミュニケーション能力やプレゼンテーション能力の修得を促している。

在学中は実習や各種行事等の学習活動状況、卒業時は免許・資格取得者数や取得率の推移、就職先、就職率、「勤務状況アンケート（卒業生・事業所）」の結果を受け、職業教育の効果を測定・評価し、学科会議にて共有・検討し、次年度の教育課程や授業内容の改善に取り組んでいる（備付-14、備付-3）。

### 3) 歯科衛生学科

歯科衛生学科では、職業教育に必要な歯科衛生学、歯周病学、歯内療法学、保存修復学、小児歯科学、予防歯科学等の分野で実務経験豊かな歯科医師及び歯科衛生士の教員を配置し、学科会議で共通理解を図りながら、全教職員による徹底した指導に努めている。また、「臨床実習」においてより実践的な職業教育を行っている。さらに、就職ガイダンスについては、学生支援センターが主催する就職活動の基本的な情報提供に併せて、歯科衛生学科においても就職説明会を実施し、歯科医療分野の就職情報等の提供を行っている。さらに、外部講師による「歯科衛生士実践講座」を開設し、職業専門教育の一層の充実を図るとともに、卒業生による職業講話を実施し、職業意識の涵養に努めている。また、学科内の行事（「関女技能オリンピック」、「研究発表会」、「韓国春海保健大学との交流会」等）や学生スタッフとして参加する「歯科衛生士リフレッシュ講座」の企画立案にも学生が参加し、コミュニケーション能力やプレゼンテーション能力の修得を促している。

在学中は実習や各種行事等の学習活動状況、卒業時は歯科衛生士国家試験の合格率や合格者の推移、就職先、就職率、「勤務状況アンケート（卒業生・事業所）」の結果を受け、職業教育の効果を測定・評価し、学科会議にて共有・検討し、次年度の教育課程や授業内容の改善に取り組んでいる（備付-14、備付-3）。

### 4) 医療秘書学科

医療秘書学科では、職業教育に必要な医学、秘書学、医療事務等に係る臨床経験豊富な有資格の教員を配置し、学科会議で共通理解を図りながら、全教職員による徹底した指導に努めている。さらに、職業観・勤労観の育成に向けて、就職支援講座、就職ガイダンス、卒業生による職業講話を実施している。また、学科内の行事（「関女技能オリンピック」、「病院実習報告会」、「卒業研究発表会」、「病院及び介護施設でのボランティア活動報告会」）を通して、コミュニケーション能力やプレゼンテーション能力の修得を促している。

職業教育の教育効果を表す指標として最も重視している就職率は 100%を常に維持し、専門就職比率は 90%以上である。医療機関（病院）への高い就職率が職業教育の効果を表している。就職率を始め、各種資格取得率、各種検定試験合格率

にて職業教育の効果を測定・評価し、結果を学科会議にて共有して、次年度の教育課程や授業内容の改善に取り組んでいる（備付-14）。

[区分 基準Ⅱ-A-5 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

#### <区分 基準Ⅱ-A-5 の現状>

卒業認定・学位授与の方針及び教育目的・目標に即した学生を受け入れるため、本学では入学者受入れの方針を定めている。全学の入学者受入れの方針を基に、各学科において各々の求める学生像を明確にし、入学希望者に示している。本学が定める全学の入学者受け入れの基本方針は以下のとおりである。

### 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

#### ■全学

##### <求める学生像>

関西女子短期大学では、各学科の教育目的である専門職になることを自らが志し、学修を行うに十分な基礎学力を有し、高い倫理観及び人のために働きたいという情熱と感謝の気持ちを常に持って、積極的に社会に貢献しようとする人を求めます。さらに、学科ごとの特色に応じて求める学生像を定めています。

##### <入学者に求めるもの>

関西女子短期大学への入学を希望する人は、下記の能力などが求められます。

- ① 高等学校など卒業時までには修得すべき知識・技能
- ② 高等学校など卒業時までには身につけておくべき思考力・判断力・表現力
- ③ 主体性をもって多様な人々と協働して学ぼうとする意欲
- ④ 人と積極的にコミュニケーションをとろうとする意欲
- ⑤ 各学科の教育目的である専門職になることを強く希望し、その気持ちを持続する意欲

<選考方法>

関西女子短期大学及び各学科の求める学生像に適合する人を受入れるために、以下の入学者選抜において、入学者に求めるもの5項目を多面的・総合的に評価し、選考します。なお、各評価の配点については、募集要項を参照してください。

- 1) 総合型選抜(AO)では調査書(学習成績の状況、特別活動の記録、指導上参考となる諸事項など)、課題、面接により5項目を総合的に評価します。
- 2) 総合型選抜(園・施設推薦、玉手山学園ファミリー)では、調査書(学習成績の状況)により2項目(①、②)、面接により5項目を総合的に評価します。
- 3) 学校推薦型選抜(公募)では、調査書(学習成績の状況、特別活動の記録、指導上参考となる諸事項など)により2項目(①、②)、基礎能力試験もしくは小論文試験により2項目(①、②)、面接により5項目を総合的に評価します。
- 4) 学校推薦型選抜(指定校、課外活動)では、調査書(学習成績の状況)により2項目(①、②)、面接により5項目を総合的に評価します。
- 5) 一般選抜では、学力試験により2項目(①、②)、面接により5項目を総合的に評価します。
- 6) 大学入学共通テスト利用選抜では、大学入学共通テストの成績により2項目(①、②)、調査書(学習成績の状況、特別活動の記録、指導上参考となる諸事項など)により5項目を総合的に評価します。
- 7) 社会人・学士等選抜では、小論文により2項目(①、②)を評価し、面接により5項目を総合的に評価します。

以上に加え、帰国子女選抜、外国人・留学生選抜を含めた多様な入学者選抜により、多様な経歴等を持つ人を、それぞれの特性に基づき選考します。

<求める学生像>

■保育学科

1. 求める学生像

保育学科の教育目標を達成するにあたり、幼稚園教諭及び保育士になることを強く願い、保育に関する学修を行うに十分な基礎学力とともに、高い倫理観と感謝の気持ちを持って積極的に社会貢献しようとする人を求めます。

2. 入学者に求めるもの

保育学科への入学を希望する人は、以下の能力などが求められます。

- [1]保育に関する専門的な知識と技能を学ぶ意欲と、そのための基礎学力
- [2]子どもを愛し、子どもの「育ち」を見守り、支えようとする意欲
- [3]人としてのモラル、感謝の心と向上心
- [4]幼稚園教諭及び保育士になりたいという強い意志
- [5]多様な人々とコミュニケーションをとろうとする意欲

■養護保健学科

1. 求める学生像

養護保健学科の教育目標を達成するにあたり、(1)感謝の気持ちを持ち、積極的に社会に貢献しようとする意欲、規範意識、自己管理能力が高く、(2)養護教諭をめざすために必要な基礎学力と、学ぶ意欲があり、(3)養護教諭になることを強く希望し、豊かなコミュニケーション力を備えている人を

求めます。

2. 入学者に求めるもの

養護保健学科への入学を希望する人は、以下の能力・意欲・覚悟が求められます。

- [1]感謝の気持ちを持ち、主体的に多様な人々と協働する力
- [2]児童・生徒の模範となる規範意識と、自己管理能力
- [3]高等学校など卒業時までには修得すべき基礎学力と、学ぼうとする意欲
- [4]養護教諭になるという強い意志と、そのための努力を惜しまないという覚悟
- [5]思考力・判断力・表現力と豊かなコミュニケーション力

■ 歯科衛生学科

1. 求める学生像

歯科衛生学科の教育目標を達成するにあたり、歯科衛生士として国民の口腔衛生の向上に寄与したいという高い志を持つとともに、人を思いやる心とコミュニケーション能力を備えている人を求めます。

2. 入学者に求めるもの

歯科衛生学科への入学を希望する人は、以下の能力などが求められます。

- [1]歯科衛生士として必要な知識と技能を習得するために必要な基礎学力と学ぶ意欲
- [2]歯科衛生士になりたいという強い意志
- [3]明るく、人と話すことを厭わない積極性
- [4]人を思いやる心と倫理観

■ 医療秘書学科

1. 求める学生像

医療秘書学科の教育目標を達成するにあたり、医療秘書・秘書という専門職を目指すことで自分の考えに基づく主体的行動力、問題解決能力、そしてコミュニケーション能力を培おうとする意欲を持ち、また専門職を通して、社会に貢献したいという意欲を持っている人を求めます。

2. 入学者に求めるもの

医療秘書学科への入学を希望する人は、以下の能力・意欲が求められます。

- [1]高等学校など卒業時までには修得すべき知識・思考力・判断力・表現力
- [2]医療秘書・秘書という専門職を目指す意欲と向上心
- [3]多職種協働が求められる医療現場で必要なコミュニケーション能力を培おうとする意欲と向上心

入学者受入れの方針は、卒業認定・学位授与の方針及び教育課程の編成方針と一体性、整合性を持つよう策定しており、また上述のとおり学習成果は卒業認定・学位授与の方針と対応しているため、入学者受入れの基本方針は学習成果に対応している。

入学者受入れの方針は、『学生募集要項』や『College Guide』で公表しており、オープンキャンパスにおいても高校生や保護者等の参加者に説明している（提出-13、提出-14）。また、本学公式ウェブサイトに掲載し、広く社会に公開している（提出-12）。

入学者受入れの方針には、＜入学者に求めるもの＞として「①高等学校など卒業時までには修得すべき知識・技能」「②高等学校など卒業時までには身につけておくべき思考力・判断力・表現力」「③主体性をもって多様な人々と協働して学ぼうとする意欲」「④人と積極的にコミュニケーションをとろうとする意欲」「⑤各学科の教育目的である専

門職になることを強く希望し、その気持ちを持続する意欲」と明記しており、学科の＜求める学生像＞において、学科の専門性に特化した学習成果も明確化している。また、＜選考方法＞において、入学者に求めるものの評価・選考方法について記載しており、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。

本学の入学者選抜は、入学者受入れの方針にて定めた「求める学生像」「入学者に求める能力」「選考方法」に対応したものとなっている。受験者が「入学者に求める能力」を持ち、「求める学生像」に適合していることを評価するために、「選考方法」で規定された下記の方法で入試を実施している。

総合型選抜（AO）では、出願前に希望学科の教員との面談を義務付けており、その面談において当該学科の入学者受入れの方針を説明し、どのような将来像を描いているかを確認後、出願させている。総合型選抜（玉手山学園ファミリー）では、志望理由書を提出させてそれを基にした面接を実施することで、各学科に設定された入学者受入れの方針との適合性を確認し、合否判定を行っている（提出-14）。総合型選抜（園・施設推薦）、学校推薦型選抜（課外活動）、学校推薦型選抜（指定校）、学校推薦型選抜（公募）、一般選抜、社会人・学士等選抜、帰国子女選抜、外国人・留学生選抜においても面接を実施しており、各学科で設定されている入学者受入れの方針との適合性を確認し、合否判定を行っている。なお、大学入学共通テスト利用選抜については面接を実施しておらず、これまで入学者受入れの方針との適合性の評価が課題であったが、令和 2 年度入試より主体性等評価点を導入し、調査書から学習成績の状況に加え、特別活動の記録、指導上参考となる諸事項等を総合的に評価することで、入学者受入れの方針との適合性を評価することとした。これにより全ての入試において入学者受入れの方針に対応した入学者選抜実施が可能となる。

本学の入学試験は、入学者受入れの方針にて定めた「入学者に求める能力」のとおり、学力の 3 要素を多面的・総合的に評価するための試験を実施している。また、多様な背景を持つ入学者をそれぞれの特性に基づく入試で評価・選考するために、総合型選抜（AO）、総合型選抜（玉手山学園ファミリー）、学校推薦型選抜（指定校）、学校推薦型選抜（課外活動）、学校推薦型選抜（公募）、一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜、社会人・学士等選抜、帰国子女選抜、外国人・留学生選抜と多様な入試を実施しており、それぞれの入試ごとに特性に応じた選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。それらの入学試験を問題なく厳正に実施するため、当日の入試運営については全般的な入学試験実施マニュアルとは別に、入学試験ごとの「実施要領」を作成し、確実かつ円滑な運営を図っている。「実施要領」は入試広報部にて作成し、入試委員会の副委員長（教員）が確認している。また、合否判定に係る資料については教務部が作成し、出題採点委員長が確認した後、最終の合否判定資料としている。入試の合否判定については公正な判定ができるよう、教授会にて審議し決定している。

入学金、授業料、その他入学に必要な経費は『College Guide』、『学生募集要項』に明示しており、受験生や保護者に公開している。学費（入学金、授業料、教育充実費、教職・資格課程履修費、諸会費内訳含む）、学生寮費、テキスト等購入費は本学公式ウェブサイトでも公表している。

アドミッション・オフィスの整備については、平成 28 年度に IR・FD・アドミッシ

オン推進室を設置し、入学者選抜試験の成績評価及び入学者の追跡調査等による選抜方法の妥当性の検証に関する業務を行っている。また、平成 29 年度に高大接続改革（入試改革）への対応のために「入学者選抜方法検討プロジェクトチーム」を設置し、本学の入学試験をより多面的・総合的に評価する入試へと改革するための検討と対応を進めている。さらに平成 30 年度には、IR・FD・アドミッション推進室に、多面的・総合的な評価に関わる教職員としてアドミッション・オフィサーを選任し、アドミッション・オフィスの整備を進めている（提出・規程集②40、提出・規程集②41）。

受験生からの問い合わせに対応するため、入試広報部直通の電話番号・メールアドレスを『学生募集要項』、『College Guide』、本学公式ウェブサイト及び各種広告媒体で公開している。入試に関する問い合わせに対して適切に対応するとともに、授業に関するもの等の専門的な問い合わせに対しても他部門職員や教員に確認して確実な回答を返す体制をとっている。また、個人面談・施設見学等を含めた問い合わせに対応すべく、パーソナル相談会を平日（予約制）に開催しており、志願者の各種質問・要望に応える体制を整備している。

平成 29 年度より本学に外部評価委員会を設置し、毎年夏に他大学教員、就職先、地域、高等学校の関係者を招聘し、三つのポリシーに基づく本学の教育・研究活動の取り組みについて意見聴取を行っている（提出・規程集②96）。入学者受入れの方針についても、高等学校関係者より意見を聴取して点検を行っている。

**[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学習成果に具体性がある。</li> <li>(2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。</li> <li>(3) 学習成果は測定可能である。</li> </ul> |
|--|

**<区分 基準Ⅱ-A-6 の現状>**

本学の学習成果は、各学科で養成する専門職として必要とされるさまざまな資質・能力を身につけ、免許・資格を取得して社会に貢献することが学習成果の集大成であり、そのために学習成果を具体的に項目化して設定している。教育課程は学習成果を獲得させるよう編成しており、カリキュラム・マップにて各科目と学習成果の対応を明示している。本学の教育課程修了後、ほとんどの学生が免許・資格を取得した上で当該職業に就き社会で活躍できていることから、本学の学習成果は具体性があるといえる。

各学科の学習成果は、学則第 35 条に定める卒業要件を充足するよう所定の単位を修得することで獲得することが可能である。表Ⅱ-A-6-①に示すとおり、各学科の修業年限卒業率及び専門職比率からも、修業期間内で学習成果を獲得することが可能であるといえる。

表Ⅱ-A-6-① 修業年限卒業率・就職率・専門職比率

(令和 3 年 5 月 1 日現在)

関西女子短期大学

	修業年限卒業率	就職率※ <sup>1</sup>	専門職比率※ <sup>2</sup>
保育学科	95.7%	100.0%	100.0%
養護保健学科	95.5%	100.0%	71.4%
歯科衛生学科	91.7%	98.9%	100.0%
医療秘書学科	92.6%	100.0%	95.7%
全体	93.8%	99.6%	95.2%

※1・・・就職率＝就職者/就職希望者

※2・・・専門職比率＝学科が目指す専門職（保育：幼稚園教諭・保育士、養護：養護教諭、歯科：歯科衛生士、医療：医療機関）として就職した者/就職希望者

学習成果は、科目レベルではカリキュラム・マップで示すとおり、教育課程と対応しており、各科目の成績評価により学習成果の獲得の測定を行っている。学習成果の獲得状況を学生自身で確認するためのツールとして、各学科の『夢ノート』に学習成果の各項目に係る修得科目平均点のレーダーチャート化したもの、あるいは「Semester別到達目標」の自己評価表を学生に記入させることで、学生自身の学習成果の獲得状況を可視化している。教育課程レベルでは、学生の学習成果を総合的に示す指標としてGPAを採用している。各学生のGPA値を成績通知書で表示し、学期ごとに学科（教員）、学生及び保護者に配付している。卒業時・卒業後の学習成果は、各学科で目標としている免許・資格の取得状況や卒業生・就職先である事業所に対して行う「勤務状況アンケート」により測定を行っている。学習成果の獲得を測定した結果は、学科会議にて評価・判定を行い、結果を教育改善に活用している。

また、令和元年度からはアセスメント・ポリシーに基づき、入学時・在学中・卒業時（後）で機関レベル・教育課程レベル・科目レベルで学習成果獲得を測定する指標を定め集計し、令和2年度からIR・FD・アドミッション推進室にてデータを集約し、自己点検・評価委員会にて評価・判定し、結果を学科・部署等にフィードバックし改善を行う体制を整備している（備付-16）。

**[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生の調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

**<区分 基準Ⅱ-A-7の現状>**

学習成果獲得状況を量的に評価するため、平成30年度にアセスメント・ポリシーを策定し、令和元年度より運用を開始している。（資料）測定・評価は学生の入学時から

卒業時までを視野に入れ、機関（短期大学）レベル、教育課程（学科）レベル、科目（個々の授業）レベルの3つのレベルにおいて多面的に行うものとし、各時点・各レベルに指標を配置している。各指標のデータは、IR・FD・アドミッション推進室が各部署より収集し、調査・分析を行う。結果は自己点検・評価委員会に集積結果を報告し、各学科・部署にて改善を図り、教育方法の改善への活用を検討している。

学習成果獲得状況を質的に評価するため、大学全体及び学科においては、学生の「授業アンケート」と『夢ノート』に加えて、卒業後1年目の「勤務状況アンケート（卒業生・事業者）」や卒業後3年目の卒業生にもアンケートを行い、学習成果獲得方法の有効性を検証している。また、学習成果獲得状況測定のため、平成30年度より短期大学基準協会が実施する「短期大学生調査」を導入し、他の短期大学との比較を行うことで、本学学生の特性を理解する指標となっている（備付-25）。全学生を対象に行い、アンケート項目は「志望動機」、「教員との関わり合い」、「満足度（教育・施設・学生サービス）」、「将来のキャリア志望」、「短大の総合評価」等、多岐にわたっており、今後の推移を検証し、教育改善に活用する予定である。なお調査結果は、短大運営委員会に報告し、「サイボウズガルーン」にて学内周知を図っている。併せて、令和2年度より回答結果の一部を学生ヘディプロマ・ポリシーとの関連性で示した成果として返却している。また、入学時の「学生調査」では高等学校時の学習習慣等、在学中の「学習行動調査」では学習時間や生活習慣等の学生による自己評価の結果を教育的指導に活用している（備付-26、備付-27）。

学習成果の評価として、卒業生数、就職者数、進学者数を本学公式ウェブサイトで公開している。また、令和元年度より学位取得者数、資格試験合格者数及び国家試験合格者数についても公表している。

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8の現状>

毎年、卒業生及び就業先の事業所を対象に、卒業後半年経過した時点で「勤務状況アンケート」を実施し、学生の卒業後評価を行っている。

例年卒業後半年で実施していたが、半年後の評価では十分な検討が出来ないのでないかとの理由から、実施時期を卒業後1年半にした。よって令和3年度は実施しなかった。

保育学科では、卒業生及び事業所からの「勤務状況アンケート」結果を学科会議で分析している。アンケート結果では、問題解決能力の未熟さが示唆され、問題解決に向けての現状を分析する力、情報を収集する力、手順を考え行動する力の育成が今後の課題であることを確認し、これらの能力を在学中に重点的に指導することとした。このようにアンケート結果を学習成果の点検及び教育内容の見直しに活用している。

養護保健学科では卒業生及び事業所からの「勤務状況アンケート」結果を学科会議において分析し、学習成果の点検、教育課程の見直しに利用している。卒業生・事業所両方のアンケートの結果、どの項目についても在学中の成績評価が高かった卒業生は、本人評価より事業所評価が高く、逆に在学中の成績評価が低かった卒業生は、本人評価より事業所評価が低い傾向がみられた。また、事業所対象アンケート結果から、一方では「自己管理」「マナー」に係る項目や「職場ルールの遵守」の評価が高いが、他方「問題解決能力」に係る項目や「積極的な職場への働きかけ」「自分の能力を伸ばす努力」に課題が残った。こういった結果から、マナーや自己管理は卒業時点である程度身につけているが、問題解決能力については在学中に重点的に指導する必要があるという結果となり、学習成果の見直しの材料とした。

歯科衛生学科では、「勤務状況アンケート（事業所）」の集計結果を学習成果の点検に活用している。卒業生の進路先からの評価が高い学習成果項目については更に充実させ、低い項目については改善する等、学習成果の再点検に活用するとの方針で、学科会議等で情報共有を行なっている。また、卒業生が回答する「勤務状況アンケート（卒業生）」結果も同時に活用している。

医療秘書学科において就職先からの評価は、「マナー」「自己管理」については概ね良好な結果であったが、「問題解決能力」に関しては「できている」「どちらかといえばできている」が50%前後、「協調性」に関しては42.5%と低めの評価であった。アンケート結果を学科会議で検討し、学習成果の点検、教育課程の見直しに活用し、ゼミや特別講義で「ある課題」に対する解決策等、修得する「問題解決能力」の向上につながる授業形態を意識している。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

教養教育の効果測定・評価・改善については、共通教育科目（総合教養科目、外国語

科目、健康教育科目、情報教育科目、福祉教育科目)の区分ごとに平均点を算出し、教養科目の効果として成績分布等を教務委員会及び共通教育検討委員会で点検・評価、その結果を次年度のシラバス改善を含む教育の改善に活用するよう取り組みを変更することで、毎年継続的に実施する必要がある。

アセスメント・ポリシーの各種指標を含む学習成果の獲得状況の測定結果について、現在本学ウェブサイトにて公開している情報(学位取得者数、資格試験合格者数及び国家試験合格者数)以外にも、公開を検討する必要がある。

卒業生アンケート結果については、各学科で分析を行い、学習成果の点検・改善に向け活用を推進する必要がある。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

なし

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

<根拠資料>

- 提出資料 3. 夢ノート [令和3年度] (保育学科・養護保健学科・歯科衛生学科・医療秘書学科)
15. シラバス [令和3年度]
- 備付資料 7. 年次報告書 2021 [令和3年度]
14. 学習成果の獲得状況の測定に係る各種データ (3年推移) [令和3年度]
19. 授業アンケート結果 [令和3年度]
20. 自己点検シート [令和3年度]
23. シラバス作成・活用ガイド [令和3年度]
32. 合格者の皆さまと保護者の方へ-入学手続きについて- [令和3年度]
33. お住いのご紹介 2021 [令和3年度]
34. 入学前教育 (案内) [令和3年度]
39. 授業研究会報告書 [令和3年度]
40. 関西福祉科学大学・関西女子短期大学図書館ウェブサイト  
<https://www.fuksi-kagk-u.ac.jp/profile/librarytop.html>
41. 関西福祉科学大学・関西女子短期大学図書館蔵書検索 OPAC  
<https://fuksi-kagk-u.opac.jp/>
- 提出資料-規程集① 11. 学校法人玉手山学園文書取扱規程 第11条
- 提出資料-規程集② 55. 関西女子短期大学 履修登録内規 第4条
85. 関西女子短期大学 特別奨学生規程

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
- ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況の評価している。
  - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
  - ③ 学生による授業評価を定期的を受けて、授業改善に活用している。
  - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
  - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
  - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
- ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
  - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
  - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。

- ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
  - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
  - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
  - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
  - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
  - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

### <区分 基準Ⅱ-B-1の現状>

教員は正課内の担当授業科目、ゼミ、特別講義、学外実習指導は勿論のこと、学内オリエンテーション、免許・資格取得や検定試験に係る対策、関女技能オリンピックを始めとする各種行事、マナー教育、生活指導等、全教育活動を通して学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

本学では、各学科の学習成果を卒業認定・学位授与の方針に対応した成績評価基準で評価するための仕組みとして、シラバスの充実に取り組み、方針の徹底を図るために「シラバス作成・活用ガイド」を活用している（提出-15、備付-23）。平成29年度より、シラバス作成時に「シラバス作成・活用ガイド」と共にカリキュラム・マップを配付することで、学習成果に結びつけて科目の目的や達成目標を設定するよう求め、令和元年度よりシラバスの達成目標に対応する学習成果の番号を表示することとし、科目と学習成果の対応をより明確にした。教員は、シラバスに示した成績評価基準に基づいて、定期試験、レポート、提出課題、小テスト等の成績評価を行い、学生の学習成果獲得状況を評価している。

教員による学習成果の獲得状況の評価は、「自己点検シート」の中で教員自身が科目の到達目標の獲得状況を評価することにより行っている。「自己点検シート」は、学生の「授業アンケート」結果に基づき、各教員が全ての担当科目について作成しているもので、授業改善のために行っている。記入時期は、点検結果を次期授業に活用できるようシラバス作成時期に合わせており、点検項目は「1.授業の達成目標」「2.シラバスに記載した成績評価基準により評価を行っている割合」「3.分かりやすく授業を進めるための取組」「4.昨年度の授業アンケート結果を踏まえた改善点」「5.その他、授業改善のための取組」で構成している（表Ⅱ-B-1-①）（備付-20）。

表Ⅱ-B-1-① 自己点検シート（サンプル）

令和3年度 関西女子短期大学 自己点検シート

科目名・学期	担当教員氏名	学科（コース）・履修学年

学生による授業アンケートの結果、成績などをもとに点検してください。

1	授業の達成目標 ※シラバスを再掲してください。		
	項 目	自 己 点 検	
2	シラバスに記載した成績評価基準により評価を行っている度合 ※番号を記入してください。	4：記載通り行っている 3：ほぼ記載通り行っている 2：あまり記載通り行っていない 1：全く記載通り行っていない	
3	分かりやすく授業を進めるための取組を記入してください。	[分類]	
4	昨年度の授業アンケートで評価が低かった項目の改善のための取組を記入してください。	[分類]	
5	その他、授業改善のための取組があれば記入してください。	[分類]	

[分類]：1. 授業形態、2. 教材・資料、3. ICT、4. 評価、5. その他

学生には、各学科の『夢ノート』に学習成果の各項目に係る修得科目の平均点をレーダーチャート化したもの、あるいは「Semester別到達目標」の自己評価表を設け、学生自身に記入させることで学習成果の獲得状況を可視化している（提出・3）。

学生の学習成果の獲得状況は、講義科目においては、授業開始時にガイダンスを行った上で小テストや振り返りレポートを実施して把握している。演習・実習科目については、実技テスト等を單元ごとに課して学生の理解や習熟度を測り、定期試験ではもちろんのこと、学期途中でもその獲得状況を把握している。

学期ごとの成績は学科会議で分析し、ゼミ教員を通じて学生に通知している。平成27年度からは、教員からの通知以前に学生がウェブシステムを利用して成績を確認できる体制を整備した。ゼミ教員は必要に応じ、学生への学習指導と助言を行っている。また、学習の動機付けの一環として『夢ノート』に学習成果の達成状況を学生自身が自己評価するシートを設けて活用している。学生の履修指導、成績管理、生活指導にも『夢ノート』を活用している。また、保育学科及び養護保健学科では「履修カルテ」を活用している。「履修カルテ」は、履修した科目の成績と評価結果に対する自己評価・反省を学生自ら記述し、学習成果獲得状況の自己評価に役立てている。さらに保育学科では実習科目のみを対象に「実習カルテ」を活用し、子どもとの関わり方や態度等、詳細な自己評価・振り返りを行うことで学習成果獲得状況の把握に役立てている。

また、各科目における学生の欠席状況についても、学習成果の把握と修学指導に役立てている。学生が授業を5回超えて欠席した場合、定期試験の受験資格を失うため、

3回欠席した学生に対して、科目担当教員より教務部へ連絡を行い、教務部を通じて保護者に情報共有を行っている。特に実習科目については、より厳しい遅刻・欠席の管理と指導を行い、必要に応じて学科会議にて対策を協議している。

教員は学生による授業評価を受けるため、年2回定期的に「授業アンケート」を実施している。春学期では5月下旬から、秋学期では11月中旬から2週に渡り、原則全科目（春学期236科目程度、秋学期234科目程度）を対象に、パソコンやスマートフォンで利用可能なクラウド型授業支援・学修支援システム「manaba course」（以下「マナバ」という）を利用してオンラインで行っている。アンケート項目は、「授業参加度」「教員の授業取り組み度」「学習の成果」「教室の設備」に関する11項目と、担当教員による自由設定項目3項目、学生の自由記述1項目である。演習やゼミ、実習等の特殊な授業形態の科目については、自由設定項目を活用し、独自に質問を設定することにより、学生の授業評価を的確に受けることができるように工夫している。評価結果は、調査実施直後にオンライン上で科目ごとに確認可能であり、調査項目ごとに科目平均と全科目平均をレーダーチャートとして視覚化し、担当教員に配付している（備付-19）。また、評価結果は科目別及び学科別に集計し、学科長、学長にも報告している。

フィードバックした結果を学習成果向上に活用するため、学期ごとに、各教員は学生の授業評価を踏まえてその後の授業をどのように改善させたかを記載する「自己点検シート」を提出させている。自己点検結果は、当該科目担当教員だけでなく全教員が共有し、他の教員の改善点等を自己の授業効果向上に活用できるよう、「自己点検シート」を「サイボウズガルーン」にて、全教員に対し公開している。

学生による「授業アンケート」の他、教員による授業評価として学期ごとに「授業公開・授業研究会」を開催している。具体的には、学期、学科ごとに授業公開日と対象科目を定め、終了後に「授業研究会」を開催し、参観者が担当教員に対して参観結果をフィードバックすると共に、参観者と担当教員が、授業中の学生の態度等を踏まえて授業改善のための意見交換をしている（表Ⅱ-B-1-②）。毎回ほぼ全ての教員が参加し、結果は授業改善に活用できるように報告書にまとめ、全教員に配付している（備付-39）。ただし令和3(2021)年度については対面授業の実施に制約があったため、春学期の「授業公開・授業研究会」は実施できなかった。

表Ⅱ-B-1-② 令和3年度 授業公開科目

【秋学期】

学 科	日 時 [教 室]	授 業 科 目 (担 当 者)	学 科 ・ 学 年 ／ 履 修 人 数	授 業 研 究 会 日 時 [場 所]
保 育 学 科	12/20 (月) 4 限 [731 教室]	保育の心理学Ⅱ (澤)	保育1年 B班／39 名	12/22 (水) 15:00～15:30 [プレゼンテーションル ームE]
養護保健学科	12/1 (水) 3 限 [看護臨床実習 室]	看護技術Ⅲ (高森)	養護2年 ／28名	12/1 (水) 15:00～15:30 [保健実習室]

関西女子短期大学

学 科	日 時 [教 室]	授 業 科 目 (担 当 者)	学科・学年 ／履修人数	授業研究会日時 [場 所]
歯科衛生学科	11/18 (木) 1 限 [G2-401]	口腔保健学特論 D (大岡)	歯科 3 年 ・聴講生 ／119 名	11/24 (水) 12:50~13:20 [短大 7 号館 4 階 歯科 ミーティングルーム]
医療秘書学科	11/15 (月) 3 限 [4PC]	医事コンピュータ 演習 (西山)	医療 1 年 ／21 名	11/17 (水) 12:50~13:20 [医療秘書学科研究室]

授業内容については、専任教員間で学科会議や日常の業務、授業公開・授業研究会を通じて、意思の疎通、協力・調整、情報交換を行っている。また、各専任教員はティーチング・ポートフォリオを作成し、自分の教育活動の中で改善が必要な分野を自己省察する仕組みとして用いている。複数教員で担当している科目については非常勤教員も含めて進捗状況を共有し、関連科目においては必要に応じ授業内容や順序を変更する等の調整を図っている。

教員は、各科目において定期試験、小テスト、学外実習の評価等により学習成果の獲得状況を把握することで、学科の教育目的・目標の達成状況を把握している。各学生の達成状況については、『夢ノート』や「履修カルテ」を利用して把握を行っている。また、各種学生アンケート（短大学生調査（平成 30 年度より短期大学基準協会の「短期大学生調査」に変更）、学習行動調査、授業アンケート）結果により、学科全体の教育目的・目標の達成状況を把握している。卒業時には、免許・資格取得状況、国家試験合格状況、就職率等により学科の教育目的及び教育目標の達成状況を把握している。これらの達成状況については、学科会議にて評価を行っている。

履修及び卒業へ向けた指導については、教務委員及びゼミ教員が中心になって行っている。履修に関する説明は、各学科で学期ごとに行うオリエンテーションで教務委員が行い、ゼミ教員も履修登録の指導を行っている。4 月当初、特に 1 年生に対しては、講義の受け方や試験、成績評価、単位認定等に関する指導も実施している。ゼミ教員は卒業要件及び免許取得要件を考慮して指導を行い、成績不良あるいは遅刻欠席しがちな学生については個別に面談し、学科全教員連携のもと指導に当たっている。その他、生活面や進路についても個々の学生に即した教育と指導を行っている。

こうした細やかな指導を受ける機会を保障するため、授業以外に教員が対応できるオフィスアワーも 1 週間に 1 回、数時間から半日設定しており、またオフィスアワー以外の時間であっても学生の要望に応じて個別指導を行っている。さらに教員は『夢ノート』の記述内容や授業の出席状況等から学生の現状を把握し、学修上の課題の多い学生には特に注意を払っている。特別な指導を要する学生については、保護者を交えて相談活動を実施している。

事務職員についても、学習成果の獲得に向けた責任を果たすべく様々な支援に取り組んでいる。学習成果は本学公式ウェブサイト、「サイボウズガールーン」、『学生便覧』等に掲載することにより、事務局全体で認識している。

教務部職員は教育課程の実施支援がその中心的な職務であることから、学習成果獲得に向けた取り組みを先導している。学習成果においてはシラバスが重要な伝達要素を担っている。教務部職員は科目履修が学習成果の獲得に結びつくよう、シラバス作成において「シラバス作成・活用ガイド」の見直しを毎年行い、成績評価が厳密に行われるべく、教員への支援を行っている。また、授業支援として学習環境の向上（視聴覚機器の整備・点検）による教員への授業サポートに加え、学生の履修指導、試験実施や成績管理、免許・資格の申請手続きに関する職務も担っている。各学科担当の事務職員についても、とりわけゼミや学科行事、実習については取り組みの中心を学科が担っていることから、学習成果を認識した上で獲得に向けた支援を教員と共にやっている。

就職・進路の支援にあたる学生支援センター職員は、学習成果を生かす就職先の選択やその支援を行う過程においてその重要性を認識している。「関女技能オリンピック」や就職支援講座等の行事を通じては直接的に、学生の学生生活・課外活動支援及び経済面・健康面・精神面の支援を通じては間接的に、学習成果の獲得に貢献している。

また、総務部は学習成果獲得のための学則・諸規程の整備や施設・教育設備の整備を行っている。図書館では図書の貸出・閲覧等により、情報センターは情報機器や学内LANの管理・整備により、学習支援を行っている。

教務部は各学科の教育目的・目標の達成状況について、学生の免許・資格取得に必要な科目の単位取得状況を把握し、学生支援センターは就職状況にて把握している。また、事務局全体としては、教育実践の結果の振り返りとして、毎年度発行している『年次報告書』を通じて、各学科の教育目的・目標の達成を目指し実施した教育活動内容をはじめ、就職状況、資格・免許取得状況を把握している（備付-7）。また、平成29年度より短期大学基準協会の基準に即した本学独自のツール「自己点検・評価シート」を活用した自己点検・評価を実施し、結果は全て「サイボウズガルーン」にて情報共有を行っており、事務局職員は各学科の教育目的・目標の達成状況について把握している。

履修及び卒業に関する支援については、教務部及び学生支援センターが対応している。履修登録においては、学生が各学期の始めにウェブを用いて行っている。教務部では、入学時のオリエンテーションにおいてウェブ履修登録の操作指導を行っている。履修登録完了後に時間割表をゼミ担当教員に提出するよう指導しており、それによって教員は担当学生個々の履修を把握し、学生からの履修相談に教務部と連携して対応することができている。このように、履修状況を教員・学生両方で確認できる体制を整えており、教務部は教員と連携をとりながら学生の履修支援を行っている。学期の終わりには、全学生についての履修状況（成績・GPA等）を教務部より各学科へ通知し、教員による履修指導や学習支援に役立てている。

また、学生支援センターは日本学生支援機構を中心とした奨学金等による経済的支援、及び保健室業務や学生相談室等学生の心身の健康維持に向けた支援を通じて、卒業に至るまでの支援を行っている。

学生の成績記録については、「学校法人玉手山学園文書取扱規程」第11条の第1種（永久保存）の第十号に「成績台帳」として規定している（提出・規程集①11）。以前は書面の「成績台帳」であったが、現在はポータルシステム「ユニパ」にて教員がウェブ上で各科目の成績を入力し、成績が確定した段階で「成績台帳」として書面に印刷して

保管している。「成績台帳」は金庫又は保管庫にて厳重に保管している。

教職員は、学習成果の獲得に向けて図書館、情報システム・教育機器等の施設設備及び技術的資源を有効に活用している。

図書館では、授業等の課題や卒業研究の支援として OPAC（蔵書検索システム）及び各種データベース（CiNii, メディカルオンライン、医中誌）を含むポータルサイトを開設している（備付-40、備付-41）。OPAC は学外公開し、各種データベースは学内ポータルサイトにて雑誌論文等の文献検索、閲覧ができるよう環境を整備しており、学内のネットワークを通じ各研究室や自習室等のパソコンから利用できる。

図書館職員は、ゼミ担当教員と協力し、基本的な利用案内や文献探索ガイダンスを行っており、利用者からの質問に対しては、日常的に資料探索等の説明を行っている。また、授業支援及び図書館利用促進のため、学生の学外実習や課題に即した企画展示を行っている。さらに、授業に関連する資料の紹介や、授業で作成した学生作品の図書館内での展示等で、授業との連携を図っている。また、OPAC は学外から個人の貸出状況等を確認できるサービスを導入し、利便性を向上させている。

情報機器関連の支援としては、情報センターを中心に行っている。学生ホールには 15 台、短大 5 号館 3 階には 8 台のパソコンを設置し、自習に利用できるよう整備している。また、2 室ある PC 実習室には、それぞれ学生用パソコンを 48 台と教員用パソコンを 2 台設置しており、授業使用時以外の時間（12 時 10 分から 18 時まで）は自習に利用できる。PC 実習室開放時には情報相談員がパソコンの不具合やプリンターの紙詰まりといった機器のトラブルにも対応している。また、学生の利用が多い時間に情報相談員が常駐するよう配慮している。令和 3 年度はコロナ禍の影響で夏季休業中も授業が継続したことから、全ての学科が休業に入るまで PC 実習室の開放を継続した。

教員は、授業においてパソコン等コンピュータを活用している。教室の AV システムを活用し、パワーポイント資料等を投影して学生に分かりやすい授業を展開し、情報教育科目においては学生にコンピュータの活用を求めた授業を行っている。また、「マナバ」を活用し、授業の出席確認や小テスト・レポート課題の受け取り等を行っている。令和 2 年度からまん延しているコロナ禍の影響により対面授業が困難な状況が不定期に起こる中、代替としての遠隔授業において、マナバ等の活用が大いに促進された。さらに、大学運営を円滑に行うため、教職員は「サイボウズガルーン」を活用している。メッセージ機能、掲示板機能、ファイルのアーカイブ機能、スケジュール管理機能等様々な機能が搭載されており、利便性の向上と業務効率化に役立っている。

学生が利用できる学内 LAN 環境として、前述の自習用パソコンと PC 実習室パソコンに加え、無線 LAN (Wi-Fi) 環境を整えており、学生は持ち込みのノートパソコンを使って、学内 LAN に接続しインターネットサービスを活用できる。また、一部フロアに限りスマートフォンでも Wi-Fi が利用できる。

全学生の情報は、学務システム「GAKUEN」で志願時点から卒業までの学生基本情報、成績データ等を管理している。ポータルシステム「ユニパ」では教員の時間割やシラバスを公開し、また補講・休講等の各種連絡、学生の呼び出し等を行っている。

就職支援に関しては、従来は求人情報のクラウドサービスとして「ユニキャリア (UniCareer)」を利用していたが、利便性の向上のため、平成 29 年度より「求人検索

ナビ」に変更しており、学外でもウェブ上で学生が求人情報の検索や閲覧ができるよう体制を整えている。

教員のコンピュータ利用技術の向上については、FD活動として様々な講習会を実施している。平成26年度は、授業支援・学修支援システム「マナバ」のシステム業者を講師として招聘し、利用機会が多い機能を中心に入門編と中級編とに分け、演習形式で実施した。平成27年度は「マナバ」のシステムのバージョンアップに伴う新機能の周知と活用を目的として講習会を実施した。いずれの講習会においても、教員だけでなく事務職員の参加もあった。平成28、29年度は新規採用教員及び「マナバ」に不安のある教員を対象に、演習形式での講習会を開催した。平成30年度より、システム業者がオンライン上でやっている「マナバ」の利用技術向上に係る講習会を案内し、参加を奨励している。

令和2年度には、全教員対象に遠隔授業を想定した「マナバ活用方法研修会」を開催し、動画の編集や配信の方法について演習方式の講習会を実施した。

**[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。</li> <li>(2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。</li> <li>(3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。</li> <li>(4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。</li> <li>(5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。</li> <li>(6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。</li> <li>(7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。</li> <li>(8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。</li> <li>(9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。</li> <li>(10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。</li> </ul> |
|---|

**<区分 基準Ⅱ-B-2 の現状>**

本学は入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。まず、合格者には合格通知書と共に学生寮及び一般下宿の案内状を送付し、住居の確保を側面から支援している。また、入学手続者に対しては入学当初のスケジュール、学納金、本学における個人情報の取り扱い等の入学手続き書類を送付し、入学までに必要な情報を提供している（備付-32、備付-33）。

また、入学に備えて基礎学力の向上と学習意欲の高揚・持続を図るため、合格者に対して表Ⅱ-B-2-①に示す入学前教育を実施している。合格者に課題を送付し、定められた期日までに提出させ、確認・添削を行った上で、入学後、学生に返却している

(備付-34)。

表Ⅱ-B-2-① 入学前教育一覧

学 科	実施内容
保 育 学 科	①ピアノ個人指導（レッスン） ②学科別課題プリント
養護保健学科	①読書感想文 ②学科別課題プリント ③課題図書（問題集）
歯科衛生学科	①学科別課題プリント ②課題図書を読んでレポート作成
医療秘書学科	①感謝の手紙 ②学科別課題プリント ③演習課題（Word を使って文書作成）

入学式翌日から学内オリエンテーションを2日間実施した。例年は1泊2日の学外オリエンテーションを実施しているが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となった。

学内オリエンテーションでは、『学生便覧』等を参照し、建学の精神「感恩」、三つのポリシー、学修への取り組み方、実習、単位制、履修登録、授業内容、施設・設備の紹介等、学生生活全般にわたる説明を学科別に実施している。これに加え、例年は健康診断、ネットリテラシーに関する講習会、大阪府警による防犯講習会等を全学一律に実施しているが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響でネットリテラシーに関する講習会、防犯講習会については動画視聴での実施となった。

学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択については、オリエンテーション及び「基礎演習Ⅰ」にて基本的な部分を、専門的な部分については各学科にて説明・指導している。オリエンテーションにおいては、科目選択の概要を説明し、個々のゼミを通じて担当教員が履修登録指導を行っている。また「基礎演習Ⅰ」にて、大学での学びや学習方法について説明している。『夢ノート』においても、職業の理解や職業観の醸成を図るような構成にしており、学習の動機付けの一助となっている。

保育学科では、実習指導授業や教職実践演習において卒業生の講話、施設長の講話を聴く機会を設けている。また、年に2回、1・2年生全員が参加する「合同ゼミ」を実施し、春学期は「短大での学びについて」、秋学期は「実習に向けての交流」とテーマを掲げている。全体集会と小グループ活動において、互いに体験を伝えたり質問したりすることで、1年生にとっては学習の動機付けに、2年生にとっては保育者を目指す気持ちをより確実なものにする取り組みとなっている。

養護保健学科では、入学者のほぼ全員が養護教諭を目指すことから、1年次の春学期から2年次の春学期にかけて教員採用試験対策講座（特別講義Ⅰ～Ⅳ）を開設し、この中で学習の方法や科目選択のためのガイダンスを行っている。また、卒業生講話で

現場の生の声を聞く機会を設けている。さらに、平成14年度より実施している卒業生や若手養護教諭を対象とした「卒後研究会」（令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止）への参加を促したり、養護実習報告会や看護臨床実習報告会（1・2年生参加）を実施したりすることで、在学生の養護教諭を目指す学習への動機付けを行っている。

歯科衛生学科では、各学年3～4回（年間10回程度）「歯科衛生士実践講座」を開講している。本講座では、臨床現場で活躍する歯科衛生士や歯科医師等を講師として招聘し、歯科衛生士への期待や臨床現場等に関する講演を行い、学生への動機付けとしている。また、3年次にはゼミの一環として、本学科が同窓会と共同主催している「歯科衛生士リフレッシュ講座」に学生がスタッフとして参加している。本講座は、歯科衛生士として現場復帰を目指す方を対象に、最新の歯科医療現場に必要な知識等を学習するために実施している。同時に学生に対しては、将来の職業についての理解が深まり、学習意欲の向上に繋がることを目的に実施している。

医療秘書学科では、卒業生講話を年間2～3回実施している。卒業生の9割以上が医療機関に就職しており、教職員による個別の就職支援と並行して先輩の経験を聴講することは、自分自身の就職活動に直結し意義深いと考える。また、医療秘書は病院・診療所での活躍領域が幅広く、就職後に配属される部署によって求められる知識やスキルが異なることから、卒業生が語る職務は具体的かつ実践的内容で、ロールモデルとしての役割や今後のキャリア形成に対する指針となる効果もある。2年次の夏季休暇中に履修する医療秘書実習と併せて、医療従事者としての倫理観や使命感を醸成する上でも役立っている。

学習成果の獲得に向けて、学生を支援するための『学生便覧』は、教務部が中心となって毎年発行し、新入生に配付している。その内容は、建学の精神、使命、教育理念、教育目的・目標、学習成果、三つのポリシー、教務要項、学生生活案内、就職案内、学則、諸規程等、この一冊で本学の入学から卒業までの学習支援体制が理解できる内容となっている。これらは毎年内容を吟味し、必要に応じて変更を加えている。また、シラバスは、本学公式ウェブサイト上での公開のほか、ポータルシステム「ユニバ」からも閲覧できる。

基礎学力が不足する学生への対応は全学及び学科単位で行っている。基本的には、基礎学力が特に不足する学生への対応となっているが、学科によっては学科全体の基礎学力の底上げを図っている。

全学的な対応としては、「入学時学力テスト（数学）」を導入し、成績が一定以下である者に対し、全5回のリメディアル授業を行った。リメディアル授業については、対象学生が受講しやすいような時間を学科で設定し、必ず出席するよう指導を行った結果、90%以上の出席率となった。

保育学科では、レポート作成や実習記録記入に必要な基礎学力、とりわけ国語力を補う必要があることを踏まえ、保育士資格選択科目である「日本語表現法」を全学生に受講させている。特に文章力の乏しい学生に対しては、専門教育科目の選択科目である「文章表現」の受講を奨励している。また、「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」において保育用語等の漢字検定を実施し、合格点に達しない場合は再試験を実施している。さらに、「基礎

演習」「研究演習」において、テーマ作文を課し、文章力を培う一助としている。ピアノ科目では週に1コマの補習クラスを設け、初心者への指導にあたっている。その他、各科目において適宜補習を行っている。

養護保健学科では、1年生対象に日本語運用能力テストや数学検定を実施し、基礎学力の把握に努めている。「特別講義Ⅰ」（一般教養）においては、教員採用試験問題を題材に国語、数学、理科、社会、英語の復習を実施している。また、ゼミにおける『夢ノート』の作成、学科教員が担当する科目におけるレポート課題作成においても国語力をはじめとする基礎学力の強化に努めている。

歯科衛生学科では、基礎学力が不足する学生への対応を学年ごとに行っている。1年次では春学期定期試験科目において再試験が4～5科目以上の学生を基礎学力不足者とし、ゼミ担当教員が学内で自主的な学習を行うよう指導している。さらに、2年次までの必修科目全てを単位取得できなければ学外実習を実施する3年次への進級はできないため、1年次で再試験科目が多かった2年生に対し、全ての単位を取得できるよう、春学期から徹底した指導を行っている。3年次には歯科衛生士国家試験対策を実施している。特に歯科衛生士模擬試験結果、実力判定試験結果等を勘案し、学力が不足する学生に対しては、保護者も含めた面談、当該学生のみを対象とした特別授業、ゼミ教員による個別指導を実施して基礎学力の強化を図り、歯科衛生士国家試験合格へ導くよう努めている。

医療秘書学科では基礎学力が不足する学生に対しては、「特別講義Ⅰ～Ⅳ」において数学、国語、英語、社会などの基礎科目のリメディアル教育を行い、さらに基礎学力がより不足している学生を絞って補習授業を実施し、理解の促進を図るために必要に応じた特別課題を課し指導を行っている。

学習成果の獲得に向けて、学習上の悩み等の相談に対しては、『夢ノート』を活用してゼミ教員が適切な指導・助言を行う体制を整備している。『夢ノート』は、学生生活の節目ごとに学生自身が振り返りや必要事項の確認を行える構成になっており、ゼミ教員が内容を確認し、必要に応じて指導助言を行っている。また、専任教員には「オフィスアワー」を設定して、ゼミ教員や科目担当教員が学生の個別相談に対応できる体制を整えている。各教員の「オフィスアワー」の日時は、「ユニパ」に掲載している教員時間割にて確認できる。さらに、学科会議で支援が必要な学生の情報共有と意見交換等を行った上で、学科全体で協力して学生指導を行っている。

本学では、通信による教育は実施していない。

健康面、精神面で問題がある学生については、ゼミ教員及び学科長が学生支援センターに連絡し情報共有した上で、保健室や学生相談室にて専門的立場からの助言を求めよう指導している。問題が深刻な場合には、必要に応じて保護者と話し合う機会も設けている。修学意欲が低下している学生等については、月1回程度開催している学生支援委員会（短大部会）にて協議し、学科教員と学生支援センター職員間で緊密に連携した支援を展開している。

また、平成30年度より「学生カルテ」システムを導入し、学生個々の学籍、履修状況や時間割、成績、各種相談記録等を関連教職員で共有できる体制を整え、学生対応に活用している。

学習成果の獲得に向けて、優秀学生に対する学習上の配慮や学習支援については、全学及び学科単位でより難度の高い課題や目標を設定する等の方法で実施している。全学的な取り組みとして、成績優秀学生に対して特別奨学生制度を設けており、一定の条件を満たした学生に対し、表彰状の授与及び授業料の一部を奨学金として給付し、学習に対するモチベーション維持の一助としている（提出・規程集②85）。また、平成30年9月より成績優秀な学生が学習意欲に相当する履修が行えるよう、GPA値が3.4以上の者には次学期に履修単位数の上限を2単位を超えて履修登録ができる制度を整えた（提出・規程集②55）。

保育学科では、ピアノ学習において個々のレベルに対応する個人指導を実施している。また、優秀学生に対しては1年次に開講している「公務員対策講座」受講を奨励している。

養護保健学科では、優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援として、各教育委員会が実施する「教師養成講座」（教師を志望する学生に対して、資質や基礎的な指導力を育む講座）への参加、及び卒業生や若手養護教諭等を対象として教員採用試験対策や子どもの健康課題への対応について学ぶ「卒後研修会」への参加を奨励している。

歯科衛生学科では、優秀学生に対する学習上の配慮や学習支援として、日本歯科衛生士会の講習会等に参加するよう指導している。

医療秘書学科では、優秀学生に対する学習上の配慮や学習支援として、様々な上級の検定試験（秘書技能検定1級、医療秘書技能検定準1級、医事コンピュータ技能検定2級及び診療報酬請求事務能力認定試験）の受検を支援している。また、日本医療秘書学会への学生入会ならびに本学会学術大会での研究発表に取り組んでいる。

本学では、「外国人・留学生入試」を利用した入学及び留学生の派遣については、現在まで実績がない。ただ数年前から、韓国蔚山市にある春海保健大学より学生の訪問の受入れを行っている。主に半日程度の施設見学と学生交流であるが、本学の「第3期（2018~2022）中長期計画」に「海外学生との交流推進」を目標に掲げていることから、その実現に向けて当大学との連携について検討を開始した。平成31年3月に本学教職員3人が当大学を訪問し、連携について協議を行った。今後は学習成果の獲得に向けて、本学学生の訪問（半日~1日程度）及び学生交流を計画していく。

学習成果の獲得状況の量的データとしては、各科目の成績、GPA、単位取得状況、免許・資格取得状況等に基づき、学習支援方を点検している（備付-14）。

質的データとしては、『夢ノート』に学生が学期ごとに記述する学習成果や到達目標のレーダーチャート等により学習成果を可視化した結果を基に、学習支援方を点検している。また、これまで本学独自で行っていた「学生調査」結果を点検に利用していたが、平成30年度より短期大学基準協会の「短期大学生調査」を採用したため、学習成果の獲得状況を他大学の学生と比較ができ、より精度の高い学習支援方の点検が可能となった。さらに、卒業後は「勤務状況アンケート」（卒業生・事業所）結果を通じて点検を行っている。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

健全な学生生活に必要な支援を行う部署として学生支援センターを設置している。学生支援センターは、課外活動や福利厚生等の学生生活全般及び就職活動全般を支援している。本学では、各学科のゼミ教員が学業、学生生活、就職等の相談に応じることでも多いため、学生支援センターの活動を各ゼミ教員と共に効率的に展開できるよう「学生支援委員会（短大部会）」を設置している。当委員会は各学科教員及び学生支援センター職員で構成しており、定期的に会議を開催して教職員間の連携と情報共有を図っている。

学生生活における課外活動は、人間的成長及び学生相互の仲間づくりの場として位置づけており、より充実したものにするために学友会活動・クラブ活動等の支援を積極的に行っている。学生の自治活動である学友会は、課外活動において中心的役割を果たしている。その中心となって活動を推進する「学友会委員会」は、各学科から選出された委員で構成されており、委員会学生への指導と学友会活動の支援を行っている。クラブ・サークル活動としては、クラブ8団体（うち、強化クラブ3団体）とサークル1団体が公認されており、全てのクラブ・サークルに顧問として教員を配置し、クラブ顧問会議を開催して有意義な学生生活を送れるよう、施設設備の整備及び体制づくりに努めている。また、危機管理の一環として、学生の安全面を考慮して「AED講習会」「熱中症対策講習」を実施している。さらに、各クラブ・サークル団体の次期の部長を参加させて、リーダーとしての資質を向上させるための「リーダーズキャンプ」

を毎年実施している。学内の活動に留まることなく、社会的活動（地域活動、ボランティア活動等）への参加を積極的に支援している。大学祭は併設大学と共催で実施しており、大学祭実行委員会では本学（主に学友会委員）の学生と大学生が相互に協力して企画・運営を行っている。

福利厚生面に関わる学生生活支援としては、キャンパス・アメニティ、住居、通学に係る支援に加え、経済的支援、健康管理等を行っている。本学園の校舎配置は図Ⅱ-B-3-①のとおりである。短大3号館にある学生ホールは全面的に改装を加え、近代的な家具を設置した明るく、清潔感のあるスペースとなっている。パソコンや大画面のTVを設置、学生が快適に休憩や自習を行えるようにし、ホール内には教務部（休講情報等）や学生支援センター（求人情報等）とともに各学科の掲示スペースを設け、学生生活の中心となる場所として有効活用している。さらに、平成27年度竣工の短大7号館1階オープンスペースは明るく、清潔感のあるスペースであり、快適に休憩や自習を行える空間となっている。令和2年度に完成予定の学園新校舎建設に向けて、短大2号館を解体したため、当該建物の設備であったロッカー室・倉庫等の区画を短大3号館学生ホール内に設置し活用中である。

学生食堂は、学園本館1階、大学本館1階の2ヶ所に設け、それぞれ200席以上の座席を配置し、学生の健康やニーズに合った食事の提供に努めている。さらに、大学本館1階にキャンパスショップ（コンビニエンスストア）を設け、学生の利便性向上と多様なニーズに対応している。

学生が利用できるその他の施設として、学園施設の有文館や総合体育館がある。総合体育館には正課及び課外活動で利用する各種施設（メイン、サブアリーナ、テニスコート、武道場等）とともに、リフレッシュ設備であるトレーニングルーム、シャワー室、談話室等を設置している。有文館2階には学園歴史資料室を備えている。

上述のとおり、本学園は新校舎の建設等、施設整備の推進を行っている。平成30年6月には学生が集える快適空間を目指し、「Tama Square ～たまひろば～」という空地の設置と隣接する食堂のテラスを整備した。平成31年4月には学園本館1階の食堂をリニューアルオープンし、学生が集い、憩い、寛げる食堂となるよう、デザインやメニューを一新した。令和2年度には本学と併設大学共用の新校舎を短大1号館と短大3号館の間に建設予定であり、1階は事務室、2・3階にラーニング・コモンズ、4～6階に講義室を配置し、新しい学びの場としての活用を見込んでいる。また、令和2年5月には本学と併設大学共用の学園2号館が完成し、1階は事務室、2・3階にラーニング・コモンズ、4～6階に講義室を配置した新しい学びの場として活用している。また、令和3年5月に学生が集える快適空間の拡充として、学園2号館に隣接し、かつ学園近隣からも見通せるエリアに「Front Square」広場を設置した。

図Ⅱ-B-3-① 校舎配置図

## 関西女子短期大学



地方出身学生に安全で安心な住居を提供するため、併設大学とともに女子学生寮（全42室、定員84人）を設置している。寮費を安価に設定して学生の負担を軽減するとともに、管理人が常駐し安全管理に努めている。寮内では本学の方針に則り、自立心の涵養とマナー教育を重視しており、寮生は共用場所の清掃等を行い、互いに協力しあって生活している。また、民間住居については株式会社学生情報センター（Nasic）と業務委託契約を結び、入学前に数回の下宿説明会を実施する等、安全で安心な住居の斡旋に努めている。

鉄道を利用して通学する学生には、その便宜を図るため「JR 高井田駅」と「近鉄古市駅」から本学までのスクールバスを運行している。バス停留所は、いずれも駅前で利便性に配慮している。バス利用券には、3ヶ月1万円5000円の協力券のほか、1枚180円で購入可能な回数券があり、雨天時等の臨時利用に配慮している。運行ダイヤは、授業時間・試験時間・クラブ活動等に合わせて編成しており、行事には臨時便を運行している。また、自動車及び125cc以上のオートバイによる通学は原則禁止しているが、125cc未満のオートバイ及び自転車通学については申請制とし、学生は卒業するまで登録料100円で学園の駐輪場を利用できる。

学生生活を送る上で大きな比重を占める経済的支援としては、専任職員を奨学金の担当として配置し、日本学生支援機構等の公的機関や民間団体の奨学金について説明するとともに、申請への支援を行っている。併せて、本学独自の奨学金（全て給付型）として、入学試験段階では「学校推薦型選抜（指定校）（課外活動）」「学校推薦型選抜（公募）」「一般選抜」「大学入学共通テスト利用選抜」「社会人・学士等選抜」等の各奨学金制度を設けている。入学後には「玉手山学園ファミリー入学時奨学金」「関西女子短期大学特別奨学生」「遠隔地学生奨学金」の各制度を、その他にも家計急変による修

学困難者の経済的支援として、給付型の「後援会奨学金制度」や無利息貸付を行う「修学資金貸与制度」、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により家計が急変するなどして修学が困難と判断された学生に授業料等を支援する「関西福祉科学大学・関西女子短期大学 Tama 授業料等特別支援」を設けている。令和 3 年度は「玉手山学園ファミリー入学時奨学金」で 30 人、成績優秀者である「特別奨学生」として 54 人、「遠隔地学生奨学金」で 42 人、「関西福祉科学大学・関西女子短期大学 Tama 授業料等特別支援」で 4 人に支給した。奨学生の選考に当たっては、担当教員、奨学金担当部署である学生支援センター、学費担当部署である総務部との連携を密に行い、学生個々に即した対応を図っている。なお、令和 4 年度入試の学生募集では費用対効果を検証した上で、奨学金の一部見直しを行っている。

健康管理における支援では、学生の心身の健康保持増進や緊急処置を目的として保健室を、学生が抱える諸問題について相談・支援する目的で学生相談室を設置している。ともに本学及び併設大学の共通施設であるが、保健室は大学校舎内にあるため、短大生には入学後のオリエンテーション時に場所の案内等を行っている。保健室は、応急処置の対応の他、4 月当初に定期健康診断（年 1 回 4 月に実施）を実施し、その結果に基づき、要医療・治療勧告を出して学生に医療機関での受診を促している。また、室内に周波数体組成計、尿分析システム、視力計、血圧計等自己管理に役立つ医療機器を設置し、健康に不安を抱く学生に対して日常の健康相談に応じる一方、精神疾患を抱える学生には専門医療機関を、メンタルケアの必要な学生には学生相談室を紹介している。

学生相談室については、週 5 日、3 人体制でカウンセラーが常駐し、相談にあっている。このほか、年に 1 度の学内講演会を実施する等、メンタルヘルスに関わる留意点について学内周知に努めている。また、「健康情報委員会」を設置し、対応が困難な学生についての情報共有や適切な対応方法についての検討等を必要時に行っている。

さらに本学園には「関西福祉科学大学附属総合リハビリテーション診療所」（令和元年 8 月より「関西福祉科学大学附属整形外科リハビリ診療所」に名称変更）を設置しており、学生の健康管理・維持向上に活用している。

学生支援を効果的に行う上で学生のニーズを把握することは重要であり、学生支援センターでは年 1 回、全学年を対象に「学生満足度調査」を実施している。満足度調査では、スクールバスや学内各種施設、クラブ活動等に関する学生の要望、ニーズを広く把握するよう努めている。実施にあたっては、授業支援・学修支援システム「マナビ」を利用してスマホから回答できるシステムを導入している。実施後は「学生支援委員会（短大部会）」で結果を共有し、「サイボウズガルーン」にて全教職員に周知している。また平成 29 年度に学生生活に関して学生の意見や要望を学長がダイレクトに聴取するため「学長ポスト」を新設した。

留学生については、本学では留学生を対象とした入試制度を設けているものの、その入試を受験して入学した実績がないため、受け入れ体制は整備していない。

社会人経験者や四年制大学卒業者等を含む社会人・学士等入試により入学した学生に対しては、学則第 33 条に基づき入学前の既修得単位の認定を行っており、履修にかかわる個別指導を実施している。また、就学意欲が高い傾向にあるこれらの学生を積

極的に受け入れている養護保健学科では、受講可能な養護教諭を対象とした卒業研修や、教員採用試験対策講座・勉強会への参加を推奨している。その他、社会人学生の個別事情に応じて学習を支援している。

障がい学生の受け入れ体制として、施設面では短大 1、4、7 号館出入り口に自動ドアを設置し、短大 1・3 号館（南側）、4 号館（北側）、5 号館、7 号館出入り口にスロープを設置している。また、短大 1 号館及び 7 号館 1 階に身障者トイレを設けている。生活面では授業・定期試験における座席配慮等を行っているが、現在は視覚・聴覚・肢体不自由等の障がいのある学生が在籍していない。対応を求められた場合は即時対応できる体制を構築している。

障がいのある本学入学希望の受験生に対しては、事前に入試広報部、教務部、学生支援センター及び受験生が入学希望する学科の教員が相談に応じる体制を整えている。また、入学後は様々な事例に対して対応すべく障がい学生支援委員会を設置している。

ただし、障害者差別解消法の改正（令和 3 年 6 月 4 日から起算して 3 年以内に施行）に伴う合理的配慮の提供の義務化については、学内で対応を検討する必要がある。

長期履修生の受入れについては、保育学科において制度の導入を検討している。引き続き、ニーズ及び費用対効果を踏まえた検討を行っていく。

学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）については、各学科で推奨し、一部学科では学習成果にも盛り込み、重視している。柏原市との連携プログラム、子育て支援事業、地域での歯磨き講習会、学校教育活動支援等を実施し、学生の主体的な参加を促すとともに、参加学生には交通費を補助している。

保育学科では、各学期に 3 回以上のボランティア活動への参加を奨励しているが、令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、全面的に自粛した。

養護保健学科では、学校教育活動支援ボランティア（学校園において教育活動の補助や児童生徒の支援を行う）や自殺ゲートキーパー育成を地域連携公認プログラムとし、学習の成果を達成する活動として評価している。

歯科衛生学科では、臨地実習（2 年次の高齢者施設及び障がい者施設での見学実習、乳幼児歯科健診見学実習、高校生の歯科健診実習、並びに 3 年次の幼稚園実習及び高齢者施設実習）の他、地域連携公認プログラム等の学生の社会的活動を、学習成果を達成する活動として評価している。

医療秘書学科では、「アニマルセラピー講座」と「アニマルセラピー施設訪問」を行い、アニマルセラピーについて学生が地域の人と共に学習し介護施設を訪問して介護にどのように貢献しているのか把握できる体制になっている。ボランティア活動として「柏原ふれあい広場」への参加を推奨し、夏季休暇中と春季休暇中には 1 年生全員に介護施設や病院でのボランティア活動を必須化している。すべての活動は報告書を提出させ評価している。

#### [区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- |                                |
|--------------------------------|
| (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。 |
|--------------------------------|

- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

＜区分 基準Ⅱ-B-4の現状＞

本学は専門性の高い職種に関連する学科で構成され、主要な就職先は各学科で特色があるため、全学生に共通する就職支援は学生支援センターが、専門性の高い就職支援は各学科が中心となり、相互に連携して行っている。そのための連携の場として、各学科選出の教員と学生支援センター職員で構成する学生支援委員会（短大部会）を組織し、月例で就職支援について討議している。学生支援センターは学生生活全般について支援する部署であり、センター長1人（大学教員）、副センター長4人（大学教員2人・短大教員1人・専任職員1人）、専任職員10人、兼任職員4人（うち保健室看護師3人）、派遣職員5人の計22人で構成されている。そのうち就職指導を担当するのは、専任職員5人（副センター長含む）、兼任職員1人、派遣職員2人である。

就職支援のために、相談窓口、求人情報や関連書籍、各種パンフレットを閲覧できるエリアに加え、各種面談を行うブースを4ヶ所設けている。

就職のための資格、就職試験対策等の支援について、学生支援センターでは後援会の協力も得ながら、各種対策講座を開催している。また、学生に『就職ハンドブック』の配付、履歴書添削等の支援、学科ごとの就職ガイダンスやビューティーアップセミナー（マナー教育）を実施している（表Ⅱ-B-4-①）。それ以外に、専門職以外を希望する学生の指導（個人面談・模擬面接等）、求人情報の受入・提供（外部事業所からの訪問対応含む）、求人情報の開拓（病院等への訪問・求人依頼の発送）、関連図書整備・貸出、学生就職状況の情報収集・取りまとめ・発信も行なっている。

表Ⅱ-B-4-① 就職支援行事の実施状況（令和3年3月卒業生）

実施時期	セミナー等
入学式当日	・「学生カード兼就職登録カード」の提出
1年次 4月～12月	・学科別に「ビューティーアップセミナー」「ライフデザイン講座」の実施
1年次 1月	・医療秘書学科「就職文章力講座」
1年次 2月	・大阪私立短期大学協会就職問題研究会「短大生のための就職セミナー」 ・保育学科「就職文章力講座」
1年次 3月	・養護保健学科「就職文章力講座」
2年次 4月	・保育学科就職ガイダンス ・養護保健学科「教員採用試験説明会」 (大阪府・京都市・堺市・豊能地区等)
2年次 5月	・医療秘書学科就職ガイダンス

実施時期	セミナー等
2年次 10月	・養護保健学科就職ガイダンス
3年次 8月	・歯科衛生学科「就職文章力講座」
3年次 9月	・歯科衛生学科就職ガイダンス

保育学科では、公立園への就職希望者に対して、1年次には年間20コマの「公立保育士・幼稚園教諭公務員試験対策講座」、2年次には「保育士模擬試験」を行っている。また、学生支援センターが実施する「就職文章力講座」に1年生全員、就職ガイダンスに2年生全員が参加し、就職活動の動機付けとしている。さらに、より就職に有利となるよう幼稚園教諭二種免許状・保育士資格の取得以外に、一般財団法人全国大学実務教育協会の「こども音楽療育士」の資格取得を奨励している。

養護保健学科では、教員採用試験対策として①特別講義Ⅰ～Ⅳ、②東京アカデミーによる対策講座(14コマ)、③卒後教育への参加、④ゼミ教員による面接練習、⑤教育委員会による採用試験説明会の開催、⑥1次試験合格者に対する個別指導、を実施している。

歯科衛生学科では、就職の前提となる歯科衛生士免許取得のための国家試験対策を3年次に行っている。具体的には、①各教員が担当する授業「口腔保健学特論」の実施、②課題(歯科衛生士国家試験の5年分の過去問題)の提出と課題テスト、③全国規模で行われる歯科衛生士国家試験の模擬試験、④本学独自で行う歯科衛生士国家試験受験資格試験、⑤ゼミ教員による個別指導、⑥歯科衛生士国家試験直前対策講座等を実施している。また、就職指導としては、学生の大多数が就職を希望する歯科診療所に関するものが中心だが、病院、保健所、企業への就職を希望する学生に対しては、それぞれの事情に合わせた個別の就職指導を行っている。

医療秘書学科では、資格取得支援として秘書技能検定、医療秘書技能検定、医事コンピュータ技能検定、診療報酬請求事務能力認定試験の受験対策を、級別に複数回実施している。また、ほとんどの学生が医療機関に就職するため、実習先訪問の機会等に求人情報を収集し、学生に提供している。学生の活動状況はゼミ教員が十分に把握し、それぞれの学生に対して細やかな個別指導を行っている。

就職状況については、毎年11月に「内定状況報告書」にて卒業予定者の内定状況を、次年度6月に「就職状況報告書」にて卒業者の就職状況を教授会等で報告し、就職率、専門職比率(学科が取得を目標とする免許・資格に関連した就職率)、前年度比等进行分析・検討し、就職支援に活用している。令和3年3月卒業生の就職率は全体で100%、専門職への就職比率は97.6%と、大多数の学生が本学での学びを活かすことができる就職を果たしており、これは学生支援センターと各学科との連携した支援の成果といえる(表Ⅱ-B-4-②)。

関西女子短期大学

表Ⅱ－B－4－② 令和2年度 卒業生就職状況

(令和3年5月1日現在、単位：人、%)

		保育学科	養護保健 学科	歯科衛生 学科	医療秘書 学科	合 計
卒業生		90	42	99	25	256
就職希望者		81	35	99	23	229
就職決定者		81	35	89	23	228
就職率※1		100.0%	100.0%	98.9%	100.0%	99.6%
卒業生就職率		90.0%	83.3%	89.9%	92.0%	89.1%
専門職比率※2		100.0%	71.4%	100.0%	95.7%	95.2%
就職 先 内 訳	企業	3	7	0	3	13
	幼稚園	11	0	0	0	11
	保育園	55	0	0	0	55
	施設	12	3	0	0	15
	病院	0	2	1	14	17
	歯科医院	0	0	88	0	88
	診療所	0	0	0	6	6
	養護教諭	0	20	0	0	20
	学校職員	0	2	0	0	2
	公務員	0	1	0	0	1
その他	0	1	0	0	1	
就職未定者		0	0	1	0	1
進学		0	0	0	0	0
就職希望せず		9	3	9	2	27

※1・・・就職率＝就職者/就職希望者

※2・・・専門職比率＝学科が目指す専門職（保育：幼稚園教諭・保育士、養護：養護教諭、歯科：歯科衛生士、医療：医療機関）として就職した者/就職希望者

学科ごとの就職状況の分析・検討、及び結果の就職支援への活用については、以下のとおりである。

1) 保育学科

令和2年度保育学科の就職率及び専門職比率は100%であった。就職率は過去3年間100%を維持し、専門職比率も約100%～96%の水準を維持しており、全国平均を上回る就職状況を達成している(備付-14)。保育学科の就職状況は、保育士、幼稚園教諭等を巡る社会的ニーズの高まりのみならず、本学科の学習成果を就労面から証明する実績の一つと分析している。引続き就職率を高水準で維持できるよう、学科と学生支援センターと協働で就職先の深耕にあたっている。一方、就職率は卒業生の就労状況とも密接に関係することから、早期離職を回避する必要がある。そこで、5月当初に新卒業生全員にゼミ担当教員から連絡を入れ、就労状況

を確認し、就職一覧表に入力することで学科教職員と共有を図っている。対応が必要な場合は本人と面談し、就職先へ訪問する等、適正かつ迅速に支援している。このように就職状況の分析・検討結果は就職支援に活用するとともに、教育課程の見直しにも活用している。

## 2) 養護保健学科

令和2年度養護保健学科の就職率は100%で、専門職比率は71.4%であった。就職率は過去3年間ほぼ100%を維持しているが、専門職比率は約95%~71.4%と幅がある(備付-14)。専門職比率は本学科の学習成果を就労面から証明する指標の一つと捉えているため、当該比率を高めるために、保健室常勤講師の求人情報を直近6年間の卒業生に対してメール配信するとともに、学生支援センターと協働で研修会等を通じてキャリア形成の支援をしている。一方で、養護教諭は他の教職に比べ、需要の絶対数が少ないことを考慮すれば、本学科の専門職比率は比較的堅調に推移していると分析している。このように就職状況の分析・検討結果は就職支援に活用するとともに、教育課程の見直しにも活用している。

## 3) 歯科衛生学科

令和2年度歯科衛生学科の就職率は98.9%で、専門職比率は100%であった。就職率及び専門職比率は過去3年間ほぼ100%を維持しており、全国平均を上回る就職状況を達成している(備付-14)。専門職比率の高位安定は本学科の学習成果を就労面から証明する実績の一つと分析している。病院、保健所、企業、歯科診療所と就職先により就職試験内容が異なるので、それぞれに合わせた個別の就職指導を、学生支援センターと協働で行っている。このように就職状況の分析・検討結果は就職支援に活用するとともに、教育課程の見直しにも活用している。

## 4) 医療秘書学科

令和2年度医療秘書学科の就職率は100%で、専門職比率は95.7%であった。就職率は過去3年間100%を維持し、専門職比率も約98%~95%の水準を維持しており、全国平均を上回る就職状況を達成している(備付-14)。専門職比率の高位安定は本学科の学習成果を就労面から証明する実績の一つと分析している。本学科では、就職内定状況を早期に把握し、不合格の場合はその原因について分析・検討し、内定をできるだけ早期に取得できるよう学生支援センターと協働で指導している。合格者には受験報告書の提出を義務付け、次年度以降の学生が活用できるよう結果を分析している。このように就職状況の分析・検討結果は就職支援に活用するとともに、教育課程の見直しにも活用している。

本学の使命に基づいた教育の下では、進学・留学の希望者は少ない。進学希望者に対してはゼミ担当教員が相談を受け、本学としても編入受入れ大学についての情報を提供している。特に、併設大学への進学(3年次編入)希望者については詳しい情報提供を行っている。近年留学希望者がいないため、留学のための支援体制は特に設けていないが、要望があった場合は個別に対応している。

## <テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

障害者差別解消法の改正（令和3年6月4日から起算して3年以内に施行）に伴う合理的配慮の提供の義務化について、学内で対応を検討する必要がある。

### <テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

なし

### <基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

#### (a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

学習成果の獲得を判定する成績評価については、平準化を意識したシラバス作成及び評価が必要であるため、昨年度に引き続き、シラバス作成依頼時に参考資料としてGP平均値を示すことで、平準化を意識した成績評価を行うよう促し、その効果を検証している。

教養教育の効果測定・評価について、本学では昨年度よりシラバス作成時に担当科目の「自己点検シート」による振り返りと全科目のGP平均値を踏まえた上で、適切に設定された到達目標を達成すべく授業改善に努め、成績評価は厳格に実施するよう求めている。令和元年度は、教養教育科目のみ抽出してGP平均値を担当教員に示し、適切な科目運営を周知する。「自己点検シート」については平成30年度の集約ができた段階で、前年度と同様に教養教育の効果を経済的に評価する。また、非常勤講師にも「自己点検シート」の提出を促した上で、「自己点検シート」とGP平均値を用いたアセスメントを実施し、科目担当教員とも検討を行って改善策を検討する。

学習成果の測定については、アセスメント・ポリシーの運用を含めて、データを蓄積する中で、評価方法の適切性の検証を行っている。

学習成果の量的・質的データに基づく評価・公表については、学位取得者数に加え、資格・免許取得状況の公表等、学習成果の評価をより積極的に社会に発信するよう検討している。

卒業生の進路先からの評価については、引き続き「勤務状況アンケート」（卒業生・事業所）を実施していく。今後は回収率を維持できるよう卒業前の学科での呼びかけと同窓会との連携を継続実施し、卒業生の自己評価と事業所の評価が乖離している項目について各学科で分析を行い、学習成果の点検・改善に向け活用を推進している。

シラバスに示した成績評価基準による学習成果の獲得状況の評価については、シラバスにおいて学習成果に対応した到達目標の設定と、各教員の「自己点検シート」に基づく学習成果の獲得状況の把握を継続実施し、結果を学科にフィードバックすることでPDCAサイクルを展開し、教育の改善を図っている。

学習成果の獲得に向けて、適切な指導助言を行う体制整備に係る対応として、学生個々の履修状況や各種相談記録等を関連教職員で共有できるシステム「学生カルテ」の積極的活用に向け、現状を把握した上で、利用促進施策を検討している。

#### (b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

教養教育の効果測定・評価・改善については、共通教育科目（総合教養科目、外国語科目、健康教育科目、情報教育科目、福祉教育科目）の区分ごとに平均点を算出し、教養科目の効果として成績分布等を教務委員会で点検・評価、その結果を次年度のシラバス改善を含む教育の改善に活用するよう取り組みを変更することで、毎年継続的に実施する必要がある。

アセスメント・ポリシーの各種指標を含む学習成果の獲得状況の測定結果について、現在本学ウェブサイトにて公開している情報（学位取得者数、資格試験合格者数及び国家試験合格者数）以外にも、公開を検討する必要がある。

卒業生アンケート結果については、各学科で分析を行い、学習成果の点検・改善に向け活用を推進する必要がある。

障害者差別解消法の改正（令和 3 年 6 月 4 日から起算して 3 年以内に施行）に伴う合理的配慮の提供の義務化について、学内で対応を検討する必要がある。必要に応じて、対応部署等の立ち上げ等についても検討する。

## 【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

## [テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

## &lt;根拠資料&gt;

- 備付資料 44. 本学ウェブサイト「情報公開」教員情報・教員数  
[https://www.kwc.ac.jp/profile/public\\_info/index.html](https://www.kwc.ac.jp/profile/public_info/index.html)
45. 本学ウェブサイト「図書館」関西福祉科学大学リポジトリ  
 (関西女子短期大学紀要・総合福祉科学研究)  
<https://fuksi-kagk-u.repo.nii.ac.jp/>
47. 教員評価制度運用マニュアル (短大)
48. 職員の新人事制度について
49. 関西女子短期大学 個人研究費・個人研究旅費の手引き  
 [令和3年度]
50. 本学ウェブサイト「大学紹介」大学の取り組み・研究倫理に関する規  
 程等 <https://www.kwc.ac.jp/profile/ethic.html>
- 提出資料-規程集① 51. 学校法人玉手山学園安全衛生管理規程
52. 学校法人玉手山学園安全衛生委員会規程
76. 関西福祉科学大学・関西女子短期大学 増担手当支給内規
- 提出資料-規程集② 3. 関西女子短期大学 教授会規程 第6条第1項第二号、  
 第8条第2項
7. 関西女子短期大学 教員選考基準 第3条・第6条
8. 関西女子短期大学 教員任用・昇任等選考規程 第4条・第5  
 条
9. 関西女子短期大学 教員人事選考手続開始規程
14. 関西福祉科学大学・関西女子短期大学 公的研究費管理・運営  
 体制規程
15. 関西福祉科学大学・関西女子短期大学 公的研究費における不  
 正対応に関する規程
22. 関西福祉科学大学・関西女子短期大学 研究創成支援規程
29. 関西女子短期大学 FD 委員会規程
35. 関西福祉科学大学・関西女子短期大学 研究倫理規程
36. 関西福祉科学大学・関西女子短期大学 研究倫理審査委員会規  
 程
37. 利益相反マネジメント規程
40. 関西福祉科学大学・関西女子短期大学 IR・FD・アドミッシ  
 ョン推進室規程 第3条第三号

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

### ＜区分 基準Ⅲ-A-1 の現状＞

本学は、保育学科に教授 3 人、准教授 7 人、講師 1 の計 11 人、養護保健学科に教授 3 人、准教授 3 人の計 6 人、歯科衛生学科に教授 8 人、准教授 2 人、講師 2 人の計 12 人（他、専任教員の実習助手 3 人）、医療秘書学科に教授 2 人、准教授 2 人、講師 2 人の計 6 人の教員を配置して、教員組織を編制している（備付-44）。

短期大学設置基準第 22 条に係る別表第 1 のイに規定される必要教員数は、「教育学・保育学関係」分野に該当する保育学科（入学定員 120 人）では専任教員数は 10 人（うち教授数は 3 人）、「保健衛生学関係（看護学関係を除く）」分野に該当する養護保健学科（入学定員 40 人）では専任教員数は 4 人（うち教授数は 2 人）、「保健衛生学関係（看護学関係を除く）」分野に該当する歯科衛生学科（入学定員 100 人・修業年限 3 年）では専任教員数は 6 人（うち教授数は 2 人）、同じく「保健衛生学関係（看護学関係を除く）」分野の医療秘書学科（入学定員 40 人）では専任教員数は 4 人（うち教授数は 2 人）となっている。また、短期大学設置基準別表第 1 ロに係る必要専任教員数は入学定員 300 人であるため短期大学全体で 5 人（うち教授数は 2 人）であり、各学科及び本学全体のいずれにおいても基準数を充足している（表Ⅲ-A-1-①）。

専任教員の職位は、各候補者から提出された「教員個人調書」、「教育研究業績書」及び「最終学歴及び学位を証する書類」等を基に、短期大学設置基準に準拠して定めた「関西女子短期大学教員選考基準」（提出・規程集②7）に則り、厳正に資格審査を行っており、真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。専任教員の職位、学位、教育実績等の経歴は、本学公式ウェブサイトを通じて学科別に公開している（備付-44）。これらのページは年 2 回定期的に各教員により見直しを行い、最新の情報となるよう更新を行っている。また、ウェブサイト内の情報は広報室にて常に更新対応ができるシステム（CMS：Content Management System）を導入しており、定期更新以外でも教員の依頼に応じて随時対応が可能である。

教員の採用については、計画的に実施をしており、教員組織の年齢構成の平準化を図っている（表Ⅲ-A-1-②）。

関西女子短期大学

表Ⅲ-A-1-① 設置基準上必要専任教員数及び在籍教員数の対比

(令和3年5月1日現在、単位：人)

学科名	学科の属する分野	入学定員	別表第1イに係る必要専任教員数	本学在籍教員数					
				内教授数	教授	准教授	講師	助教	合計
保育学科	教育学・保育学関係	120	10	3	3	7	1	0	11
養護保健学科	保健衛生学関係 (看護学関係を除く)	40	4	2	3	3	0	0	6
歯科衛生学科		100	6	2	8	2	2	0	12
医療秘書学科		40	4	2	2	2	2	0	6
別表第1ロに係る必要専任教員数		300	5	2					
合計		300	29	11	16	14	5	0	35

表Ⅲ-A-1-② 専任教員の年齢構成

(令和3年5月1日現在、単位：人)

	29歳以下		30～39歳		40～49歳		50～59歳		60～69歳		70歳以上		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
保育学科	0		0		2		6		3		0		11	
	0	0	0	0	1	1	1	5	0	3	0	0	2	9
養護保健学科	0		0		0		3		3		0		6	
	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	3	3
歯科衛生学科	0		1		3		2		5		1		12	
	0	0	0	1	0	3	1	1	2	3	1	0	4	8
医療秘書学科	0		1		1		3		1		0		6	
	0	0	1	0	0	1	0	3	1	0	0	0	2	4
合計	0		2		6		14		12		1		35	
	0	0	1	1	1	5	2	12	6	6	1	0	11	24

なお、学科ごとの教員組織の整備状況は次のとおりである。

1) 保育学科

本学科は専任教員数 11 人（うち教授 3 人）であることから、短期大学設置基準上の必要専任教員数（教育学・保育学関係）10 人（うち教授 3 人）を充足している（表Ⅲ-A-1-③）。

また、本学科は「幼稚園教諭二種免許状」の課程認定、及び「保育士」の指定を受けており、教職課程認定基準の「領域に関する専門的事項」の必要専任教員数 5 人（うち 1 人は教授）（本学科では、5 人、うち教授 1 人）、『保育内容の指導法』及び『教育の基礎的理解に関する科目等』の必要専任教員数 5 人（うち 1 人は教授）（本学科では 5 人、うち教授 2 人）及び『保育士』指定規則による必要専任教員数 10 人（本学科では 11 人）を充足している（表Ⅲ-A-1-④・⑤）。

さらに、本学科は全国大学実務教育協会認定のこども音楽療育士資格の取得施設として指定されている。規定による必要専任教員数 1 人以上（必修科目を担当する教員）（本学科では 1 人）を充足している。

関西女子短期大学

専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）の配置については、教育課程の編成方針に基づき、専門教育科目のうち学科必修科目は専任教員（教授・准教授・講師）が概ね担当し、他の科目についても同方針に沿った専門の非常勤教員を配置している。

補助教員については、本学科では専任教員と非常勤教員の体制は整っているため、配置していない。ただし、「コンピュータ基礎Ⅰ・Ⅱ」では授業補助員を配置している。

表Ⅲ－A－1－③ 保育学科専任教員一覧

（令和3年5月1日現在）

	氏名	役職・職位	主要担当科目
1	渡邊 由美子	学科長 教授	幼児音楽Ⅰ・Ⅱ、保育内容演習（音楽表現）
2	山崎 英幸	教授	幼児体育、スポーツⅠ、健康科学
3	西 美江	教授	教育原理、保育・教職実践演習（幼稚園）、教育課程論
4	今井 慶宗	准教授	保育実習Ⅰ（施設）、社会的養護Ⅱ、子ども家庭福祉
5	宇津木 七実	准教授	幼児造形、造形あそび研究、保育内容演習（造形表現Ⅰ・Ⅱ）
6	小寺 玲音	准教授	保育原理、保育内容演習（健康）、保育・教育実践演習（幼稚園）
7	澤 ひとみ	准教授	保育者論、保育の心理学Ⅱ、保育内容演習（環境）
8	津田 尚子	准教授	子ども家庭支援の心理学、子ども家庭支援論、保育の心理学Ⅰ
9	福留 要子	准教授	保育方法論、保育実習Ⅰ（保育所）・Ⅱ、言葉と表現
10	福間 久美	准教授	ピアノⅠ・Ⅱ・Ⅲ、ピアノ演奏研究
11	飯島 仁美	講師	幼児理解と教育相談、乳児保育Ⅱ、子育て支援

※「基礎演習」「研究演習」は全専任教員分担により担当

表Ⅲ－A－1－④ 幼稚園教諭二種免許状に関する規定及び教員配置の対比

教職課程認定基準		保育学科専任教員
領域に関する専門的事項	5人（内1人は教授）	5人：山崎（教授）、今井、宇津木、福留、福間
「保育内容の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」	5人（内1人は教授）	6人：渡邊（教授）、西（教授）、澤、小寺、津田、飯島

表Ⅲ－A－1－⑤ 保育士に関する規定及び教員配置の対比

指定規則	保育学科専任教員
必要専任教員数 10人	11人：渡邊、西、山崎、今井、宇津木、澤、津田、小寺、福留、福間、飯島

2) 養護保健学科

本学科は専任教員数 6 人（うち教授 3 人）であることから、短期大学設置基準上の必要専任教員数（保健衛生学関係（看護除く））4 人（うち教授 2 人）を充足している（表Ⅲ-A-1-⑥）。

また、本学科は「養護教諭二種免許状」及び「中学校教諭二種免許状（保健）」を取得するための課程認定を受けており、教職課程認定基準の「教科に関する専門的事項（保健）」の必要専任教員数 3 人（うち 1 人は教授）（本学科では 4 人、うち教授 1 人）、『各教科の指導法』及び『教育の基礎的理解に関する科目等』の必要専任教員数 2 人（うち 1 人は教授）（本学科では 2 人、うち教授 2 人）、「養護に関する科目」の必要専任教員数 3 人（うち 1 人は教授）（本学科では 3 人、うち教授 1 人）を充足している（表Ⅲ-A-1-⑦）。

専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）の配置については、教育課程の編成方針に沿って、学科及び教員免許取得に係る主要科目については専任教員が担当するよう考慮し、他の科目についても同方針に沿った専門の非常勤教員を配置している。

補助教員等の配置については、教育課程の編成方針に沿って、技術指導がより必要な「救急処置Ⅰ・Ⅱ」、「看護技術Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」、「学校環境衛生」について、平成 30 年 11 月より実習助手を新たに配置している。また、「コンピュータ基礎Ⅰ・Ⅱ」では授業補助員を配置している。

表Ⅲ-A-1-⑥ 養護保健学科専任教員一覧

（令和 3 年 5 月 1 日現在）

	氏名	役職・職位	主要担当科目
1	大西 宏明	学科長 教授	保健学概論、衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む）、口腔衛生学
2	竹原 章雄	教授	教育方法論、道徳教育論、特別活動論
3	森島 研次	教授	教師論、教育実習、教職実践演習（中学校）
4	加藤 直子	准教授	健康科学、養護概論、養護活動Ⅱ
6	久保 加代子	准教授	救急処置Ⅱ、看護技術Ⅰ、学校環境衛生
7	高森 香	准教授	救急処置Ⅰ、看護技術Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、看護臨床実習

※「基礎演習」「研究演習」は、全専任教員分担により担当

表Ⅲ-A-1-⑦ 「養護教諭二種免許状」「中学校教諭二種免許状（保健）」に関する規定及び教員配置の対比

教職課程認定基準 ※	養護保健学科専任教員	
教科に関する専門的事項（保健）	3 人（うち 1 人は教授）	3 人（大西（教授）、久保、高森）

関西女子短期大学

「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」	2人(うち1人は教授)	2人(竹原(教授)、森島(教授))
養護に関する科目	3人(うち1人は教授)	3人(大西(教授)、久保、加藤、高森)

※教科・養護に関する科目の担当は重複可

3) 歯科衛生学科

本学科は専任教員数 11 名（うち教授 7 人）であることから、短期大学設置基準上の必要専任教員数（保健衛生学関係（看護除く））6 名（うち教授 2 人）を充足している（表Ⅲ-A-1-⑧）。

また、本学科は歯科衛生士学校として指定されており、指定規則による必要専任教員数 7 名（うち 2 人以上は歯科医師、うち 3 人以上は業務経験 4 年以上の歯科衛生士）（本学科では専任教員 11 名、うち歯科医師 4 名、うち業務経験 4 年以上の歯科衛生士は 3 名）を充足している（表Ⅲ-A-1-⑨）。

専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）の配置については、教育課程の編成方針に基づいて、専門及び業績等各自の教育的特性に応じた適切な科目を担当している。専任教員の専門外となる著しく専門性に富む科目については、専門の教員を非常勤教員として配置している。

補助教員等の配置については、教育課程の編成方針に基づいて、主に実習科目において専任教員を補助する要員として、実習助手や TA を配置している。また、「コンピュータ基礎Ⅰ・Ⅱ」では授業補助員を配置している。

表Ⅲ-A-1-⑧ 歯科衛生学科専任教員一覧

(令和 3 年 5 月 1 日現在)

	氏名	役職・職位(免許)	主要担当科目
1	木村重信	学科長 教授(歯科医師)	歯周病学、生物学、微生物学・免疫学・口腔微生物学
2	大嶋隆	学長 教授(歯科医師)	小児歯科学、口腔保健学特論 A
3	大岡知子	教授(歯科衛生士)	生化学・栄養学、歯科保健指導総論、口腔保健学特論 D
4	永田英樹	教授(歯科医師)	口腔衛生学Ⅰ・Ⅱ、口腔保健学特論 B、衛生学・公衆衛生学
5	畠中能子	教授(歯科衛生士)	歯科衛生学総論、歯科予防処置総論、口腔保健学特論 E
6	濱元一美	教授(歯科衛生士)	口腔介護総論、高齢者・障害者歯科学、口腔介護方法論Ⅰ・Ⅱ
7	細見環	教授(歯科医師)	歯内療法学、保存修復学、口腔保健学特論 F
8	脇坂聡	教授(歯科医師)	解剖学・口腔解剖学、組織学・口腔組織学・発生学、口腔保健学特論 A

関西女子短期大学

8	畑田 晶子	准教授（歯科衛生士）	歯科衛生学各論、口腔保健学特論 G、歯科予防処置方法論 I～III
9	花谷 早希子	准教授（歯科衛生士）	歯科診療補助総論、口腔保健学特論 H、歯科診療補助方法論 I～III
10	古賀 恵	講師（歯科衛生士）	口腔保健学特論 G、歯科保健指導方法論 I～III

※「基礎演習」「研究演習」は全専任教員分担により担当

表Ⅲ-A-1-⑨ 歯科衛生士に関する規定及び教員配置の対比

指定規則		歯科衛生学科専任教員
専任教員数 7人	うち2人は歯科医師	※1 4人（木村、大嶋、永田、細見）
	うち3人は実務経験4年以上の歯科衛生士	※2 3人（畠中、濱元、畑田）

※1 うち4人歯科医師

※2 うち3人実務経験4年以上の歯科衛生士

4) 医療秘書学科

本学科は専任教員数6人（うち教授2人）であることから、短期大学設置基準上の必要専任教員数（保健衛生学関係（看護除く））4人（うち教授2人）を充足している（表Ⅲ-A-1-⑩）。

また、本学科は全国大学実務教育協会認定の秘書士資格の取得施設として指定されている。規定による必要専任教員数は1人以上（当該資格教育課程を統括するための資格教育課程責任者として専任教員1名を配置）（本学科では4人）を充足している（表Ⅲ-A-1-⑪）。

専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）の配置については、教育課程の編成方針に沿って、主要科目は専任教員が担当している。医療秘書教育に必要な実務能力を養うため、演習科目等は医療事務の実務経験者、あるいは現役の病院管理職の者を非常勤教員として配置している。

補助教員については、本学科では専任教員と非常勤教員の体制は整っているため配置していない。ただし、「コンピュータ基礎Ⅰ・Ⅱ」では授業補助員を配置している。

表Ⅲ－A－1－⑩ 医療秘書学科専任教員一覧

(令和3年5月1日現在)

	氏名	役職・職位	主要担当科目
1	山本 まりこ	学科長 教授	医療秘書概論、医療文書管理、医学入門Ⅰ、薬理学、人体構造・機能論Ⅱ、栄養学
2	竹重 文雄	副学長 教授	医学入門Ⅱ、保健学概論、
3	泉 浩 実	准教授	人体構造・機能論Ⅰ、特別講義Ⅰ、医療コミュニケーション
6	西山 良子	准教授	診療報酬概論、診療報酬請求事務演習Ⅰ～Ⅴ、特別講義Ⅳ
5	岩本 久美子	講 師	秘書概論、秘書実務Ⅰ・Ⅱ、キャリアデザイン
6	久保 覚 司	講 師	コンピュータ基礎Ⅰ、情報社会論、情報処理論

表Ⅲ－A－1－⑪ 秘書士資格に関する規定と教員配置の対比

全国大学実務教育協会規定	医療秘書学科専任教員
当該資格教育課程を統括するための資格教育課程責任者として専任教員1名を配置	5人(山本、西山、泉、岩本、久保)

教員の採用、昇任は「就業規則(大学・短期大学・附属幼稚園)」及び「関西女子短期大学教授会規程」(提出・規程集②3)に基づき、学長及び教授からなる人事教授会で審議する。まず「関西女子短期大学教員人事選考手続開始規程」に則り選考を開始し(提出・規程集②7)、「関西女子短期大学教員任用・昇任等選考規程」に則り教授3人からなる審査委員会を設置の上、審査委員会にて当該人事の審査を行う(提出・規程集②8)。審査は、各候補者から提出された「教員個人調書」、「教育研究業績書」及び「最終学歴及び学位を証する書類」等を基に、短期大学設置基準に準拠して定めた「関西女子短期大学教員選考基準」に則り行い、その審査報告に基づき人事教授会において、教員の資質や能力等の適正並びに職位の妥当性を厳正に審議している。このように、教員の採用、昇任は就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
  - ① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

本学の専任教員は、各学科の教育課程に関連した諸学会に所属して研究活動を行っており、教育課程の編成方針に基づいて成果をあげている。個人研究においては、年度当初に研究課題及び研究計画を設定し、翌年度当初にその成果を報告することとしている。研究成果は各種関連学会での発表や本学紀要への論文投稿で発表しており、授業にもフィードバックされている。また、平成19年度より導入された「教員評価」制度を活用し、「教育」「研究」「短大運営」「地域・社会貢献」の全ての領域において活動成果を残すよう義務付けている（備付-47）。新たに着任する専任教員の業績は、新規採用時の審査過程において、学科の方針に適合するかの観点から十分吟味している。なお、各学科教員の研究活動状況は、様式22「専任教員の研究活動状況表」のとおりである。また、各学科専任教員が所属している主な学会は、表Ⅲ-A-2-①のとおりであり、各学科に深い関わりを有する領域での学会発表等行っている。

本学は教員個人の研究費とは別に、奨励研究の制度を設けており、応募制で採択された研究に対し、申請額の一部を後援会予算より助成しており、各学科で研究に取り組んでいる。

表Ⅲ-A-2-① 主要所属学会（令和3年度）

学 科	所属学会
保 育 学 科	全国保育士養成協議会、日本保育学会、日本体育学会、日本幼児体育学会、日本産業教育学会、日本社会福祉学会、日本医療保育学会、幼年教育実践学会、全国大学音楽教育学会、美術科教育学会、日本心理臨床学会、日本乳幼児教育・保育者養成学会

養護保健学科	日本カリキュラム学会、日本学校教育学会、日本公衆衛生学会、日本学校保健学会、日本養護教諭教育学会
歯科衛生学科	日本歯科衛生学会、日本歯科衛生教育学会、日本口腔衛生学会、日本小児歯科学会、日本細菌学会、歯科基礎医学会
医療秘書学科	日本医療秘書学会、日本医療秘書実務学会、日本薬理学会、米国解剖学会、日本再生医療学会、日本生化学会、日本ビジネス実務学会、日本診療情報管理学会、日本医学検査学会、日本医療情報学会、日本レセプト学会

外部資金の獲得については、研究費では科研費の採択を目指し、学内説明会の開催、「科研費採択支援アドバイザー制度」及び「研究創成支援制度」導入等の取り組みを実施している（提出・規程集②22）。「科研費採択支援アドバイザー制度」は、過去に研究代表者として科研費の採択実績のある教員が、実績のない教員に対し研究計画書の添削指導等を行う制度である。また、「研究創成支援制度」は、前年度の科研費に研究代表者として応募し、「A」判定で不採択となった専任教員で、当該年度にも応募を予定する者に対し、採択制で研究費の支援を行うものである。令和3年度（令和2年度公募分）及び令和4年度（令和3年度公募分）の科研費の獲得状況については、研究代表者として採択されている研究課題は4件ある。また、他大学の教員が研究代表者で本学の教員が研究分担者として獲得している研究課題は6件ある。

本学では平成27年3月に「関西福祉科学大学・関西女子短期大学 公的研究費管理・運営体制規程」「関西福祉科学大学・関西女子短期大学 公的研究費における不正対応に関する規程」を改正し、適正に公的研究費を管理・執行している（提出・規程集②14、提出・規程集②15）。また、「利益相反マネジメント規程」を整備し、研究活動における利益相反も適正に管理している（提出・規程集②37）。学園経費における研究活動は、「個人研究費・個人研究旅費の手引き」を整備し、適正に管理・執行している。平成29年には、「公的研究費における不正対応に関する規程」を、令和2年には「公的研究費管理・運営体制規程」を再改正、令和3年度には、『研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）』（令和3年2月1日改正）に合わせて、「公的研究費管理・運営体制規程」「公的研究費における不正対応に関する規程」を改正した。適正に管理・執行出来るよう見直しを行っている。（備付-49）。

本学及び併設大学において、所属教員の学術研究が関係法令に適合し、社会通念上適切な方法及び内容で行われるようにするため、研究者等に求められる倫理に関する事項を規程に定めている（提出・規程集②35）。また、本学教員が人を対象とする研究のうち、倫理上の問題が生じる恐れのある研究を実施する場合の手続きについて規程に定めており、その規程に基づき、研究倫理審査を実施している（提出・規程集②36）。研究倫理に関する事項については、本学公式ウェブサイトに掲載している（備付-50）。さらに、平成29年度より全教員に対し、日本学術振興会の研究倫理e-ラーニングコースの受講を義務付け、研究を進めるにあたっての倫理綱領や行動規範、成果の発表方法、研究費の適切な使用等、研究者としての心得について理解を深めた。また平成30年度には新たに一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）のe-ラーニングプログラムを導

入し、研究倫理審査を行う研究倫理審査委員に受講を義務付け、専門に特化したより質の高い倫理審査を行う体制を整備した。

本学では、研究成果を発表する機会として、「関西女子短期大学紀要」を毎年1回電子版で発行している。原稿は学内査読を経て、併設大学の「関西福祉科学大学リポジトリ」にて全文公開している（備付-45）。「関西女子短期大学研究奨励規程」に基づき、奨励研究費を助成した研究については、本紀要への投稿を義務付けている。また、学術研究の活性化と教育振興に寄与することを目的に「関西福祉科学大学・関西女子短期大学学術出版助成規程」を整備し、専任教員の研究成果であって出版困難な学術図書の刊行に際しては、必要な経費を一部助成する体制を整えている。さらに併設大学に設置している「関西福祉科学大学総合福祉科学学会」に、本学の教員は賛助会員として加入でき、本学会が電子版で発行している機関誌「総合福祉科学研究」を通じ、研究成果を発表する機会を提供している（備付-45）。

各学科が主として使用する建物内には、当該学科の専任教員の個人研究室を設置している。建物ごとの内訳としては、短大3号館（保育学科研究室）、短大7号館（歯科衛生学科研究室）となっている。短大5号館については、平成28年度に改修を行い、医療秘書学科研究室を3階から2階に、養護保健学科研究室を別棟から3階に移転した。これらの改修により、保育学科、養護保健学科、歯科衛生学科、医療秘書学科の個人研究室は個室化され、十分なスペースとなった。なお、個人研究室には、机・イス・書庫・個人用ロッカーの各室共通備品を設置しており、専任教員が研究を行う研究室を整備している。

専任教員については、過度な勤務状態とならぬよう、基準授業担当コマ数を週6コマ（通年平均）と定めており、専任教員の研究や研修等を行う時間の確保を図っている。平成30年度の専任教員1人あたりの通年平均授業担当コマ数は約6.13コマであり、概ね適切に運用を行っている。なお基準授業担当コマ数を超過した者に関しては、支給基準に基づき増担手当を支給している（提出・規程集①76）。

専任教員の研究促進と資質向上を図るため国際学会を含む学会等の研修参加を補助することを目的に、「学校法人玉手山学園旅費規程」、「学校法人玉手山学園職員の国外出張に関する旅費規程」及び「個人研究費・個人研究旅費の手引き」を整備している。

本学及び併設大学におけるFD活動推進を目的として「関西福祉科学大学FD委員会規程」を制定し運用してきたが、本学と併設大学の特性に応じたFD活動とするため、令和元年6月より新たに「関西女子短期大学FD委員会規程」を制定した（提出・規程集②29）。FD委員会は、教育研究活動の活性化、教育の質の向上及び自己啓発を図るため、各学科のFD活動の推進を支援している。

また、平成28年4月より、教育力の向上、学生の意欲・学習力向上のための分析と、全学的なFD活動の具体的取り組みの開発を目指してIR・FD推進室を設置し、その業務内容等を定めた。同年8月には「関西福祉科学大学・関西女子短期大学IR・FD・アドミッション推進室規程」として改正を行い、入試選抜方法の妥当性の検証等アドミッションに係る機能を付加している（提出・規程集②40）。

FD委員会が各学科のFD活動の推進支援を目的としているのに対し、IR・FD・ア

ドミッション推進室は、全学的な FD 活動の推進支援を目的としており、ともに業務を適切に実施している。

FD 委員会の具体的な活動としては、「マナバ」を活用した「授業アンケート」の実施や「授業アンケート」結果を基にした各教員の「自己点検シート」による点検の実施、「授業公開」及び「授業研究会」の開催を行っている。「授業アンケート」は原則として全科目を対象とし、実施後各教員に対して結果をフィードバックしている。教員はその結果を学期内の授業に反映するよう努めるとともに、結果をもとに「自己点検シート」に記入することで振り返りを行い、授業改善につなげている。

また、「授業アンケート」で学生の評価が高かった教員を顕彰する「教育活動顕彰制度」を設けており、教育の質向上・改善及び教員のモチベーションアップにつなげている。

FD 研修については、全教員に学内外で開催される研修会を案内している。学外研修については、外部で実施されている FD 関係の研修会開催情報を教員に対して配信している。学内研修については、4月に新任の専任教員対象の教員研修会、秋に専任教員対象の教員研修会を実施している。令和3年度の秋の研修は「ティーチング・ポートフォリオの実施」をテーマに理念や作成方法について短大 FD 委員長による講演を行うとともに、教育の実践事例を用いたワークショップを行った。

専任教員は専任職員も加わった教務委員会、学生支援委員会等の各種委員会に参画することで、大学事務局の各部署（総務部、入試広報部、教務部、学生支援センター、図書館、情報センター等）や IR・FD・アドミッション推進室、法人本部地域連携センター等と連携しながら、学習成果の確認・向上に努めている。また、「サイボウズガール」を用いた情報共有体制も整備している。授業を3回欠席した学生の保護者へは、教員と教務部が連携して欠席状況を連絡している。学生指導に関する情報は、「対応記録」を使用して教員と学生支援センターが共有し、連携を図っている。定例開催する学科会議では、各学科の意見を集約するとともに、各委員からの報告を受けて、学園・本学全体の動きを把握する場となっている。また、短大運営委員会を月2回定例開催し、本学全体の協議事項、各学科の学生の動向や各種委員会（教務委員会、学生支援委員会、入試委員会等）の内容を学長、学科長、委員長、事務局各部署長に報告することにより情報共有を図っている。

さらに、同学園内に併設している高等学校及び附属幼稚園とも連携を行い、学生の学習成果の向上を図っている。保育学科では、正課内の取り組みとして「基礎演習Ⅰ」で見学会、「教育実習」で観察実習、「研究演習Ⅰ」で出前お話し会を附属幼稚園にて実施している。また、幼稚園作品展と学科行事「ほいく・あーと・ふえすた（造形作品展）」を同日開催し、園児と学生は互いに交流連携している。学科主催の「ほいく・みゅーじっく・ふえすた（定期演奏会）」では幼稚園児も出演する等、連携を深めている。歯科衛生学科では、正課内の取り組みとして「臨地実習Ⅰ（人権教育含む）」にて高等学校の1年生に対し歯科検診に伴う誘導や虫歯リスクのチェック等を行い、「臨地実習Ⅱ」にて附属幼稚園の園児に対し歯科検診やフッ素塗布、集団歯科保健指導を行っている。このように、各学科において学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署等と連携を図っている。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

大学事務局は併設大学と統合しているため、大部分は大学の事務業務を兼務しているが、事務組織及び人員は充足している。事務組織については「学校法人玉手山学園運営規程」に規定しており、事務局の組織編制は P.5②短期大学組織図のとおりで、総務部、入試広報部、教務部、学生支援センター、図書館、情報センターの 7 部署からなる。このほかに、総務部所管の「研究支援室」、教務部所管の「教職課程室（令和 4 年度は教職課程センターに変更）」「ラーニング・コモンズ」及び学生支援センター所管の「保健室」「学生相談室」「学生寮」がある。事務局の各部署等には管理者を配置し、それを事務局長が統括する体制を敷いており、責任体制を明確化している。

各部署管理者のうち、教学関係業務を担当している教務部や学生支援業務を担当している学生支援センター及び情報センター、図書館では、専任教員から選任された管理者（部長・センター長・館長）を置き、その下に専任職員の管理者（副部長・副センター長・課長等）を配置して、教職協働での管理・運営体制を構築している。専任職員は、教学関係や情報リテラシー等の職務を遂行する際に必要となる基礎的能力のほかに、就職支援に携わる事務職員においては「キャリアアドバイザー」の資格や、図書館業務に従事する事務職員においては「図書館司書」等の各部署において求められる専門的能力を有している。

事務職員は各部署において業務をする他、教員と共に各種委員会の委員、案件に応じて組成するプロジェクトチームやワーキングチームメンバーに選出される等、教職協働体制の下で、能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。

事務組織については、「学校法人玉手山学園運営規程」に規定しており、事務関係諸規程を整備している。事務局の組織編制は、総務部、入試広報部、教務部、学生支援センター、図書館、情報センターの 6 部署からなる。このほかに、総務部所管の「研究支援室」、教務部所管の「教職課程室（令和 4 年度は教職課程センターに変更）」「ラーニング・コモンズ」「共通教育センター」及び学生支援センター所管の「保健室」「学生相談室」がある。事務局の各部署等には管理者を配置し、それを事務局長が統括する体

制を敷いており、責任体制を明確化している。

事務局の各部署や各学科の研究室フロアに事務職員を配置し、パソコン等業務に必要な設備・備品を整備している。また、上述のとおり全教職員（兼任職員、派遣職員含む）がアクセスできる学内情報共有システムとして「サイボウズガルーン」を導入しており、業務連絡、学内施設予約、スケジュール管理等広く活用している。教務事務に関しては、学務システム「GAKUEN」や「ユニパ」、授業支援・学修支援システム「マナビ」を活用し、利便性を図っている。

教職員に大学運営に必要な知識及び技能を修得させその能力及び資質向上を図ることを目的として、「関西福祉科学大学・関西女子短期大学 SD 委員会規程」を整備しており、年度ごとに SD 活動実施方針及び実施計画を定めている。令和 3 年(2021)度は、管理職研修や新入職員、若手職員向け研修に加えて、Web 担当者による SNS 等の使い方講座や stream による動画の配信など、DX を意識した研修を実施した。さらに「自主研修活動に対する助成制度」を設け、職員の研究活動を促進した。大学運営での教職協働、研修で得た知識の職員間での情報共有等、教職員は SD 活動で得た知識を活かしながら、教育研究活動等の支援・充実に取り組んでいる。

業務の見直しや事務処理の点検・評価は、日々の業務の中で管理職が見直し・改善に向けた指示及び指導を行っている。部署の大半は管理職が職員の日々の業務活動と進捗状況管理のために日報・週報を導入し、点検・評価に活用している。また、各部署にて部内会議や打ち合わせ等適宜行い、業務進捗、課題の抽出や改善方法、その他各種情報の共有化を図っている。さらに、専任職員人事評価制度に等級ごとの評価項目を設定している。項目には、「業務の改善見直し」「改善合理化」「能率・正確さ」等の項目を入れ、個々人への意識付けと改善努力を促している（備付-48）。

事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。専任職員は専任教員も加わった教務委員会、学生支援委員会等の各種委員会に参画することで、大学事務局の各部署と連携しながら、学習成果の確認・向上に努めている。学生に対する対応として、授業を 3 回欠席した場合、教員と教務部が連携して欠席状況を保護者に連絡し、教員・職員・保護者の 3 者が連携し早期に学習活動の改善や支援を図っている。また、学生指導に関する情報は、教員と学生支援センターが共有し、連携を図っている。さらに、短大運営委員会を月 2 回定例開催し、本学全体の協議事項、各学科の学生の動向や各種委員会（教務委員会、学生支援委員会、入試委員会等）の内容を学長、学科長、委員長、事務局各部署長に報告することにより情報共有を図っている。部署間の調整・情報共有については、毎週各部署の管理職が集まる事務局管理者会議にて報告・連絡を行っている。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。

(3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

教職員の就業に関する規程として、「就業規則（大学・短期大学・附属幼稚園）」「事務準職員就業規則」「非常勤講師就業規則」「パートタイム等労働者就業規則」「専任有期労働契約教職員の労働契約期間等取扱い規程」「定年退職者再雇用規程（大学・短大教員、大学・短大無期雇用教員、大学・短大無期雇用非常勤講師）」「事務準職員定年退職者再雇用規程」「育児休業等に関する取扱い規程」「介護休業等に関する取扱い規程」等を整備している。また、労働契約法や育児・介護休業法の改正に対応して学園規程を改正しており、労働基準法並びに同法に基づく労働基準局長通達等の厳守に努めている。特に令和3年度中には「新型コロナウイルス特別休暇規程」の制定とそれに伴う就業規則、育児・介護休業法改正（令和3年1月1日改正）に伴う学園規程の改正を行っている。役員の定年については、学園の円滑な運営に資することを目的に、「役員等の定年に関する内規」等を整備している。

教職員の就業に関する諸規程の周知については、新任教職員を対象とした「学園新任研修会」を開催し、就業規則について説明している。教職員の学内グループウェア「サイボウズガルーン」に諸規程を掲示し、最新規程の閲覧を可能としている。また、短大1号館1階及び大学本館2階に設置する専任教職員の出勤簿横に、就業規則等諸規程の閲覧場所を設けている。さらに、諸規程を大幅に改正し、変更内容の説明が必要である場合には、随時説明会を実施し、周知徹底に努めている。

専任教職員の就業については、「就業規則（大学・短期大学・附属幼稚園）」第34条に基づき出勤簿による出勤管理を行い、「遅刻」（第37条）・「早退」（第38条）・「欠勤」（第40条）・「外出」（第43条）・「有休」（第60条・61条）等についても届出により適正に管理している。また、「兼業の制限」（第46条）・「私事旅行」（第47条）・「出張」（第56条）等についても所属長の許可を必要としている。「育児休業」「介護休業」等については、「就業規則」を含む諸規程に基づき適正に管理している。

「就業規則」には、教職員の安全・衛生について規定しており、安全・安心・快適な職場環境づくりと健康の保持増進を目的として、本学園に安全衛生委員会を設置している（提出-規程集①51、提出-規程集①52）。安全衛生委員会では、労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度の運用や教職員向けのメンタルヘルス研修会及び安全運転講習会を毎年実施する等取り組みを行っている。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

なし

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

なし

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

- 備付資料 51. 本学の位置及び校地・校舎の配置図の概要  
52. 校舎等建物配置図  
53. 各校舎の各階平面図  
56. 大地震対応マニュアル  
57. もしもの時に備える防災ポケットマニュアル  
58. 学生生活は危険がいっぱい

- 提出資料・規程集① 27. 学校法人玉手山学園防火・防災管理規程  
28. 学校法人玉手山学園消防計画

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切である。
  - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
  - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

校地面積は、短期大学設置基準では収容定員 700 人に対し 7,000 m<sup>2</sup>である。本学は学園全体で 61,947 m<sup>2</sup>の校地を共有している。各校園での必要設置基準面積合計は 53,740 m<sup>2</sup>であり、校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。また、敷地内に 5,976 m<sup>2</sup>の学園共用運動場を備えている（備付-51）。

校舎の面積は、短期大学設置基準では収容定員 700 人に対し 7,350 m<sup>2</sup>である。本学

の校舎面積は専用 9,808 m<sup>2</sup>、共用 7,608 m<sup>2</sup>、合計 17,416 m<sup>2</sup>を有しており、短期大学設置基準の規定を充足している（備付-52、備付-53）。体育館は、平成 19 年に竣工した学園総合体育館 6,409 m<sup>2</sup>（共用）を備え、授業・クラブ活動に有効活用している。

校地と校舎に係る障がい者への対応については、平成 27 年度に建設した短大 7 号館は、自動ドア、エレベーター、身障者用トイレ等の環境を整備している。短大 5 号館についてはエレベーターの設置は無いものの、隣接校舎のエレベーターを利用してアクセス出来るようにしている。身体に障がいを持つ学生が在籍していないため、一部の校舎でエレベーターや多目的トイレ等設置が出来ていないが、令和 2 年に完成した学園 2 号館は身障者用設備を整備し、バリアフリー環境は大幅に改善した。また、学園 2 号館を經由して短大 3 号館へアクセスできるようになり、利便性が向上した。

学科の教育課程の編成方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室については、必要な教室数を確保している。平成 27 年度に短大 7 号館を建設したことにより、ゼミ科目の教室数の充実とともに、歯科衛生学科及び養護保健学科の実習施設・設備環境を大幅に改善した。また、令和 2 年度には大学との共用施設である学園 2 号館が開設されたことでより教室設備が充実、令和 2 年度当初からまん延したコロナ禍による座席間隔を必要とする状況下においても、対面授業を行い得る環境を維持することができた。時間割編成においても、授業内容に即して教室、演習室、実習室の割り振りを適切に行っている。

なお、本学では通信による教育を実施していない。

学科の教育課程の編成方針に基づき、授業を行うための機器・備品を整備している。特に、講義室、演習室、実験・実習室設置の AV 機器の整備については、教育課程に合わせた機器・備品の導入を短大全体の教室状況を把握しながら、文部科学省補助金対象事業（ICT 事業）と関連させて年次計画で取り組んだ。平成 27 年度に短大 7 号館 723 教室及び短大 5 号館 522 教室において電子黒板を導入し、ICT 活用の幅を広げた学びを展開している。平成 28 年度には短大 3 号館 1 階学生ホール、短大 4 号館 2 階第 4PC 実習室、短大 4 号館 2 階第 5PC 実習室、学園本館 4 階短大図書館の学内 LAN 環境を整備し、学生主体の学びを推進した。AV 機器整備については教育課程に合わせて、ほぼ全面的にアナログからデジタルへの移行を完了している。

さらに、教員や学生の意見や要望を参考にした授業のための機器・備品の整備も行っている。専任教員については、各学科の教務委員を通じて意見集約を行い、また、学生に対しては、授業アンケートに意見記述ができる欄を設けており、結果を念頭に教務部にて次年度の機器・備品の予算立てを行っている。

なお、各学科の教室、機器・備品の整備状況は以下のとおりである。

#### 1) 保育学科

保育学科は、教育課程の編成方針に基づいて、短大 3 号館の音楽室、ML 教室、工作室の各教室には、AV 機器やピアノ等授業に必要な機器・備品を整備している。また、短大 4 号館の保育実習室には、遊具、絵本、おもちゃ等備えており、保育現場に近い環境で、保育について実践的に学ぶことができるように整備している。さらに、防音対策を施したピアノ練習室を設置しており、学生個人のピアノ練習や授業（個人レッスン）に対応している。ピアノ練習室は学生が一人で使用するこ

とも多々あるため、廊下に防犯カメラを設置することで、防犯対策を講じている。ピアノ練習室に備えているピアノは年 2 回調律を行い、より良好な学修環境を整えている。

## 2) 養護保健学科

養護保健学科は、教育課程の編成方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。主に短大 5 号館と短大 7 号館にて授業を行うが、特に短大 7 号館は平成 27 年 8 月に竣工しており、歯科衛生学科とともに利用する看護臨床実習室は、「看護技術」、「救急処置」で使用する救命蘇生人形、AED、体温計、血圧計（水銀レス）、聴診器、パルスオキシメーターを整備し、ベッドサイドでこれらの道具が使用できるように各ベッド 1 台のワゴンを設置しており、充実した設備を整えている。機器・備品の更新及び新規購入については、学科教員から定期的に聞き取りを実施し、必要に応じて整備している。

## 3) 歯科衛生学科

歯科衛生学科は、平成 27 年 8 月に歯科衛生学科の実習室及び研究室を短大 7 号館として新築した。共用スペースの教室をはじめ、歯科衛生士養成教育に関わる臨床実習室（2 室）、基礎実習室（2 室）、マネキン実習室、衛生実習室、看護実習室を設置した。歯科実習機器・器材の備品は最新のものを整えており、教育課程の編成方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。

## 4) 医療秘書学科

医療秘書学科は、「医療秘書士認定証」「秘書士資格」の取得で使用する応対実習室に応接セット、茶器類一式、鏡（等身大）、受付カウンター等を備えている。また、秘書実習室には、応対中の双方の会話がスピーカーを通して他の学生全員に聞こえる電話機 27 台と接遇教育に必要な機器・備品を保有している。

学園本館 4 階フロアに関西女子短期大学図書館 442 m<sup>2</sup>を設置しており、館内に閲覧席、書架、書庫の他情報探索端末、視聴覚コーナーを設けている。座席数は 63 席の座席数を設置している。また、敷地内別棟の大学本館には、併設大学の関西福祉科学大学図書館 731 m<sup>2</sup>を有しており、共用施設として利用している。図書館の蔵書数は、約 51,000 冊となっており、そのうち視聴覚資料は約 1,230 点である。学術雑誌は 44 誌を受け入れている。図書選定については、「関西福祉科学大学・関西女子短期大学図書館資料収集・管理規程」に基づき、所属教員が教育課程に関連する図書及び一般教養書を中心に選定し整備している。図書の購入冊数は、視聴覚資料を含め年間約 340 冊である。また、図書の廃棄については、図書館運営委員会で協議の上、書架・書庫のスペースを考慮し、利用価値が低くなった資料を廃棄している。図書は、授業概要に記載された参考図書を含め、授業に関連するものを中心に所蔵している。

Web による遠隔授業を可能とするメディアとして、従来から利用している学習支援システム「マナバ」に加え、Office365（Microsoft365）の各サービスの利用環境を整備した。オンライン授業を可能とする Teams、オンデマンド授業に活用できる Stream や OneDrive、E メールおよびストレージサービスも提供している。これらのサービスの提供により、令和 2 年度からは遠隔授業（リアルタイムオンライン授業、オンデマ

ンドビデオ配信等)が実施できるようになり、学外でも授業を受けられるような環境が整備できたと言える。

**[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品(消耗品、貯蔵品等)を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

**<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>**

学園では、「学校法人玉手山学園経理規程」「学校法人玉手山学園経理規程施行細則」「固定資産及び物品管理規程」「学校法人玉手山学園情報倫理規程」「学校法人玉手山学園情報システム利用規程」の各種備品管理に関する規程を整備している。

「固定資産及び物品管理規程」に従い、各部署、各学科で作成した『備品台帳』に基づいて施設設備(備品)を、『消耗備品台帳』に基づき消耗備品を管理している。また、備品については、購入後、財務部より配付される備品プレートを現物に貼付して維持管理している。消耗備品については、購入後、各学科において消耗備品プレートを作成し、現物に貼付し維持管理している。

施設設備については、平成27年度に短大7号館を新築し、講義室及び実習室を充実させた。平成29年度には耐震基準を満たしていない短大2号館を解体し、令和2年に短大1号館を解体したことで、本学の耐震化率は100.0%となった。

火災・地震対策のために、従前の「学校法人玉手山学園防火管理規程」を「学校法人玉手山学園防火・防災管理規程」に改正し、大規模災害への対応をより充実させた(提出-規程集①27)。この改正に連動させる形で「消防計画」を見直し、本学園における防火・防災管理、予防管理、大規模災害対策、警戒宣言発令時の対策等に係る体制整備を図っている(提出-規程集①28)。さらに、災害や犯罪等学園にて発生する様々な危機に迅速かつ的確に対処して教職員及び学生等の安全確保を図るため、「学校法人玉手山学園危機管理規程」を制定して、理事長の主宰の下に、各部署が連携して必要な措置を取る体制を整えている。

平成30年度には本学と併設大学合同の防災訓練(避難訓練)を実施し、学生・教職員の災害への意識付けと対処能力の向上を図った。令和元年12月、前年に再整備した「消防計画」に基づき、併設大学と本学合同の防災訓練(避難訓練)を実施し、災害への意識付けと対処能力の向上を図った。令和2年度については、コロナ禍の影響もあり、学生・教職員を対象とした防災訓練(避難訓練)に替え、学園自衛消防組織メンバーによる対処能力向上のための模擬訓練を実施した。学生に対して、ゼミで防災教育を行った。令和3年度については、学園自衛消防組織メンバーによる対処能力向上の

ための避難訓練・消火器取り扱い訓練（水消火器）の実施、学生に対してはゼミでの防災教育を行った。火災対策としては建築基準法第12条の改正に伴い、令和3年度も継続して年1回防火戸及び防火シャッターの点検を行い、大阪府への報告も行った。消防設備及び非常放送設備、各種機器については、学園が業務委託している施設総合管理部門により、各種法令及び作業計画に基づき定期的に点検を行っている。さらに、学園自衛消防組織の一環として、火災など緊急時の建物ごと対応部署を検討設定し、担当者による建物非常放送機器取り扱い説明及び避難放送模擬訓練を実施した。災害時の行動については、『大地震対応マニュアル』『もしもの時に備える防災ポケットマニュアル』を製作し、学生・教職員に配付し周知を図っている（備付-56、備付-57）。また、大規模な災害に備え、迅速に学生・教職員の安否を確認するため、パソコンやスマートフォンで利用可能な「マナバ」を利用した安否確認体制を構築している。災害時の地域との連携については、本学園と学園の所在地である柏原市は、避難所の運営や避難者支援のモデル構築等のワーキングプログラムにて企画・検討・実施を行う「本学園を拠点とした地域の災害福祉支援システムを構築するプロジェクト」を立ち上げており、本学教員や学生も参画している。防犯対策としては、毎年の新入生のオリエンテーションの際、大阪府警察本部及び所轄の柏原警察署の協力を得て、防犯講習会を開催している。令和3年度においては新型コロナウイルス感染症拡大防止のため動画視聴による講習会を行なった。新生には『学生生活は危険がいっぱい』という冊子を配付し（備付-58）、学生生活を安全に過ごすために犯罪に関係する様々な危険についての周知を行った。また、年に数回、性犯罪防止、SNSトラブル等、防犯教室を開催している。『学生便覧』にも盗難防止の記載をするとともに、学内掲示板にて注意喚起ポスターを掲示している。校舎の各階には防犯カメラを設置し、安全対策を講じている。

コンピュータシステムのセキュリティ対策としては、インターネットへの接続はUTM（統合脅威管理）で不正侵入・ウイルス感染を防いでいる。また、学内LANを学生用・教員用・事務職員用のグループに分け、お互いの通信を制限している。

省エネルギー対策については、毎月開催の事務連絡会において、法人本部から提示される月々の電気・ガスの使用量及び対前年比較の詳細な把握を行い、省エネルギー対策の基礎数値データとして共有している。また、水銀灯使用箇所のLED化については、概ね完了した。「クールビズ」「ウォームビズ」のポスター掲示を通じて教職員と学生への省エネルギー意識の啓発を行うとともに、長期休業期間中の建物ごとの空調効率運転施策を実践して、計画的・定期的な空調機の省エネルギー対策を実施している。令和5年度以降は講義室の天井照明のLED化にも着手し、更なる省エネルギーを推進予定である。

省資源対策については、廃棄対象予定の物品を学園全体で再利用する等、有効活用を図っている。その他、地球環境保全への取り組みとしては、設備面での配慮として断熱材の設置と、資源再活用の面から、文書廃棄時の手段として紙類の溶解処理を経た原材料の再利用を行っている。

#### <テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

なし

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

なし

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

- 備付資料 59. 玉手山学園 LAN 構成図  
60. PC 実習室配置図  
61. 福科大・関女どこでもキャンパス <http://dc.kwc.ac.jp/>

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

教育課程の編成方針に基づき設定している共通教育科目系列の情報教育科目及び医療秘書学科の情報系の専門教育科目に対応できるよう、学内の学習用パソコン及び学内 LAN 環境は情報センターが整備し運用している。

学内の学習用パソコンについては、短大 4 号館 2 階の PC 実習室 2 室に、それぞれ学生用パソコン 48 台と教員用パソコン 2 台を整備している。また、学生ホールにはパソコン 15 台を設置している(備付-60)。これらのパソコンは全てアクティブディレクトリを用いて学生個人の ID でアクセスでき、ユーザ専用データフォルダも利用可能である。教育用のソフトウェアは Microsoft Office のほか、一部のパソコンにおいて医療秘書教育用のソフトウェア等を整備している。これらのパソコンにはセキュリティ対策として、環境復元ソフトとウイルスチェックソフトを導入している。また、PC 実習室では、プリンター、DVD プレーヤー、書画カメラ、授業支援ソフト、映像分配装置等、ICT を活用した授業実施のための環境を整備している。これらの演習室は、授業で利用すると同時に、授業で使用しない午後の時間帯は、2 室のいずれかの PC 実習室を開放し、学生が自習に使えるようにしている。

共通教育科目系列の情報教育科目である「コンピュータ基礎Ⅰ」「コンピュータ基礎Ⅱ」については、授業に補助員を配置し支援を行っている。また、コンピュータ基礎の

補助員は PC 実習室開放時（平日 12：10～18：00）の支援業務も兼務しており、パソコンやプリンター等の機器のトラブル対応や、学生からの質問への対応等も行っている。令和 3 年度は併設大学と共通で補助員 3 名を配置している。また、令和 2 年 6 月に、大短併用の新設ラーニング・コモンズがオープンした。学園 2 号館の 2F・3F に位置し、自習に適したパーソナルスタディエリア、グループ学習に適したコラボレーションエリア、プロジェクター等を完備したプレゼンテーションエリアで構成されている。また、端末等の機器も貸出できる環境も整備している。本学では以下の学内システムを整備しており、「福科大・関女どこでもキャンパス」というサイトからアクセスすることができる。

また、本学では以下のウェブシステムを提供しており、「福科大・関女どこでもキャンパス」というウェブサイトからアクセスすることができる（備付-61）。

1) マナバ

ウェブブラウザで利用できる授業支援・学修支援システムである。クリッカー、小テスト、レポート課題、アンケート、掲示板等の機能を活用した教育効果の高い双方向授業を実施する環境を整備している。

2) ユニパ

ウェブブラウザで利用できるポータルシステムである。掲示板機能で、補講・休講等の各種連絡や呼び出し等行い、学外にいる学生へも情報伝達ができるよう体制を構築している。また、履修登録、時間割確認、シラバス照会等の機能もある。

3) Office365 (Microsoft365)

E メールやオンラインストレージ等のサービスが含まれるクラウド・インターネットサービスを提供している。

教育課程の編成方針に基づき、全学科で共通教育科目として「コンピュータ基礎Ⅰ」を令和 3 年度より全学科卒業必修とした。一部を除いて「コンピュータ基礎Ⅱ」も資格必修としている。このため、これらの科目をほとんどの学生が履修しており、一般的な情報活用を学ぶと同時に、本学の教育システムやインターネットを活用した情報収集を学科ごとに行い、情報技術（ICT 活用能力）の向上に寄与している。

教員の情報技術の向上については、FD 活動の一環として教員対象に授業支援・学修支援システム「マナバ」の講習会を案内し、ICT 活用能力の向上を図っている。

平成 26 年度はシステム業者を講師として招聘し、利用機会が多い機能を中心に入門編と中級編とに分け、演習形式の講習会を実施した。平成 27 年度はシステムのバージョンアップに伴う新機能の周知と活用を目的として講習会を実施した。いずれの講習会においても、教員だけでなく事務職員の参加もあった。平成 28、29 年度は新規採用教員及び「マナバ」に不安のある教職員対象に演習形式での講習会を開催した。平成 30、令和元年度は新規採用教員対象に演習形式での講習会を開催した。平成 30 年度はオンライン上でシステムの変更点、新機能に関する操作方法等を周知した。授業支援・学修支援システム「マナバ」に関する講習会に加えて、セキュリティに関する研修等を実施している。令和 2 年度には全教員対象に遠隔授業を想定して「マナバ活用方法研修会」を開催し、動画の編集や配信の方法について演習形式で学んだ。

学内 LAN 及び学習用パソコンは、情報センターが計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。学内 LAN 及び学習用パソコンに不具合が生じた場合は、その確認と具体的な対策を行い、適切な状態を保持するよう努めている。学内 LAN については、監視システムにより故障・異常時に迅速に対応できている。PC 実習室等のパソコンは、ハードウェア・ソフトウェア両面での維持を図っており、必要に応じてソフトウェアのアップデート等のメンテナンスを実施している。

教育課程の編成方針に基づき学生の情報技術の向上が図れるよう、学生及び教職員に対しパソコン・プリンター等のハードウェアや Microsoft Office 等のソフトウェア、十分な容量を有したファイルサーバー、学内 LAN 等の技術的資源を適切に分配し活用している。

教職員が使用する学内のパソコンは、教育課程の編成方針に基づく授業や学校運営に十分活用できるだけの整備状況であり、教育研究用に 277 台を配置している。また、事務局では、学務システム「GAKUEN」を導入しており、成績等主要な学生情報の一括管理を行っている。

学内 LAN は、本学の主要な建物を網羅している（備付-59）。教員研究室や PC 実習室、主要な講義室、事務室でパソコンを学内 LAN に接続させることができる。学内 LAN は研究系・教育系・事務系等いくつかのネットワークに分けており、お互いのアクセスを制限してセキュリティの向上を図っている。学内 LAN は、UTM（統合脅威管理）を介してインターネットと接続しており、ウェブの閲覧や電子メールの送受信を行うことができる。

教員は各教室の AV 機器システム等の情報技術を活用して、効果的な授業を行っている。授業支援・学修支援システム「マナバ」は全教員が利用できるため、授業の事前・事後の学びを支援するとともに、授業内でもアクティブラーニングツールとしても活用できる。また、また、Teams や Stream 等、遠隔授業に適したツールも活用している。

短大 4 号館 2 階に PC 実習室 2 室を整備しており、各部屋学生用パソコン 48 台、教員用パソコン 2 台を整備している。学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う特別教室棟の整備を行っている。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

なし

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

なし

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

提出資料 25～27. 決算書 [令和元～3年度]

備付資料 62～64. 財産目録 [令和元～3年度]

65. 本法人ウェブサイト「情報公開」令和3年度決算について

<https://www.tamateyama.ac.jp/report/>

提出資料・規程集① 3. 学校法人玉手山学園運営規程 第11条

提出資料・規程集② 10. 関西女子短期大学 人事委員会規程

87. 関西女子短期大学 入学試験に関する各種奨学金給付規程

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
  - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
  - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
  - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
  - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
  - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
  - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
  - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
  - ⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
  - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
  - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
  - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
  - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
  - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
  - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
  - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
  - ③ 年度予算を適正に執行している。
  - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
  - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
  - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

### <区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

本法人では平成 30～令和 4 年度の「第 3 期（2018～2022）学園中長期計画」に基づき、健全な財政状態を維持するための予算編成を行っており、毎年度計算書類等に基づき、財務比率の分析や財的資源の推移を記載した「財務状況の分析」を作成し、理事会で説明した上で適切に管理している。

本法人の資金収支は、平成 30～令和 4 年度の「第 3 期（2018～2022）学園中長期計画」に基づき、新校舎の建設、既存校舎の改築、実習室の整備、実習用設備の購入等、比較的多額の固定資産の取得があったため、令和元年度は支出超過となった。事業活動収支は、校舎の取壊しなど、資産処分差額を計上したこと等により、令和 2 年度と令和 3 年度において支出超過となった。しかし、新校舎の建設等は将来の収入につながる先行投資であり、校舎の除却も特殊な要因による支出である。また、資金収支は令和 2 年度と令和 3 年度、事業活動収支も令和元年度に収入超過となっているため、収支状況は過去 3 年間にわたり概ね均衡しているといえる。

事業活動収支に関しては、毎決算後において、収入超過と支出超過の要因分析を勘定科目ごとに遅滞なく行っている。

本法人の貸借対照表については、毎年決算時に全勘定科目の内容を精査しており、健全に推移している。

本学の財政と法人全体の財政の関係は部門別決算により明確に把握している。

本学の存続を可能とする財政は、令和 3（2021）年度決算において、本法人が借入金もなく繰越支払資金 4,405 百万円を有しているため、適切に維持されている（提出-27）。

退職給与引当金については、「学校法人玉手山学園退職金規程」に基づいて算出された退職金期末要支給額を基に計算した退職給与引当金 100%を計上している。

本法人における資産運用は、「学校法人玉手山学園資金運用規程」でその運用方法等について明確に定めている。法人本部財務部長がこの規程に基づき、運用責任者である財務担当理事の指示を受けて、法人本部長の管理の下で運用している。運用責任者は、理事長に対し 3 ヶ月ごと、及び決算理事会において運用報告を行っている。

本学における教育研究経費の対経常収入比率は過去 3 年間にわたり 20%程度を超えている。

本学は、教育研究活動を重視した方針のもと、教育研究用施設・設備及び学習資源への適切な資金配分を行っている。

公認会計士から受けた監査意見については、財務担当理事へ適時に報告し対応している。

寄付募集については、令和 4（2022）年度の学園創立 80 周年を機に恒常的に行う予定である。なお、入学時の寄付募集、学校債の発行は行っていない。

本学における入学定員充足率は、平成 31 年度は 93%、令和 2 年度は 73%、令和 3 年度は 71%となり厳しい状況にある。令和 4 年度に向けては、「行動計画」において、引き続き「入学定員の充足」を重点施策とし、策定した諸施策を展開しつつ目標達成を目指している。また、収容定員充足率については、平成 30 年度までは 100%以上を確保していたが、平成 31 年度には 93%、令和 2 年度には 84%、令和 3 年度には 71%となった。令和 4 年度については、入学定員充足を目指した取り組みを通じて、健全な

収容定員充足率の確保を目指している。

本学の事業活動収支は、令和 2 年度と令和 3 年度において校舎の取壊しなど、資産処分差額を計上したこと等によりマイナスとなったが、令和元年度はプラスであった。健全な財務体質維持のため、継続的に学生確保及び経費の節減に努めている。

本法人は、学校法人会計基準及び「学校法人玉手山学園経理規程」「学校法人玉手山学園経理規程施行細則」に基づき、計算書類、財産目録等を作成し、財的資源を毎年度適切に管理している（提出-25、提出-26、提出-27、備付-62、備付-63、備付-64）。

本法人では中長期計画に基づき、事業計画と予算を作成している。毎年 9 月に第 1 回目の予算委員会を開催し、そこで次年度の予算編成の基本方針と編成作業の手順を示している。各部門と調整を行いながら翌年 3 月の評議員会にて事業計画と予算について意見を聞き、その後、理事会にて審議承認を行っている。

確定した予算は速やかに各学校園に通達し、稟議書、支出承認書が承認された後、適正に執行している。

実績と予算の比較検証については、毎月開催される事務連絡会において、法人本部財務部が「予算執行状況一覧表」を部門別に提示することにより周知している。

資金収支日計表の作成等、日常的な出納業務は法人本部財務部が中心となって行い、財務部長がその結果を経理責任者（法人本部長）に報告し、必要に応じて経理責任者が理事長に報告している。

本法人の資産及び資金は、学校法人会計基準及び「学校法人玉手山学園経理規程」「学校法人玉手山学園経理規程施行細則」「学校法人玉手山学園資金運用規程」に基づき管理台帳に記録し、安全かつ適正に運用・管理している。「学校法人玉手山学園経理規程」に基づいて 3 ヶ月ごとに四半期決算書を作成し、経理責任者が理事長に報告している。

本法人は日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分の「A3」に該当しており、文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けていない。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
  - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
  - ② 人事計画が適切である。
  - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
  - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

### <区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

本学の将来像については、建学の精神「感恩」を根幹に据えた「学校法人玉手山学園経営理念」を策定し、その中に「ビジョン」として本学を含めて学園が目指すものを明文化している。また、「ビジョン」の具現化に向け「第 3 期（2018～2022）学園中長期計画」を策定し、実践している。「第 3 期（2018～2022）学園中長期計画」は、学科長以上の教員及び事務管理責任者等で構成される将来構想委員会にて点検・修正を行っている。

本学における強み・弱みは、定期的に把握・分析を行い、将来構想委員会及び短大運営委員会等でその結果を報告・議論している。以下が客観的な分析結果による本学の強み・弱みである。

本学全体の強みは、学生一人ひとりに対する徹底したフォロー体制、徹底したマナー教育、『夢ノート』による目標設定、充実した実習室、教育に情熱を持った指導力に富む教員、高い卒業率、高い資格取得率・就職率、奨学金による経済的支援の充実、卒業後のフォロー体制、全国各地で活躍する卒業生の存在等である。一方、弱みは、学生の憩いの場が少ない点等であったが、平成 30 年 6 月に学生が集える空地として「Tama Square ～たまひろば～」を設置し、また、学生が集い、憩い、寛げる場として平成 31

年4月に学園の食堂をリニューアルオープンした。さらに、令和2年6月に新校舎を建設し、令和3年春には学園玄関に「Front Square」を設置する等、継続的に改善を図っている。

各学科の強み・弱みは以下のとおりである。

1) 保育学科

保育学科の強み・弱みとしては以下のとおりである。

強み：50年の伝統、卒業生とのネットワーク、求人票の多さと就職率100%維持、学外実習指導における丁寧な指導、実習先との良好な関係、表現技術指導の充実、良好なピアノ練習環境とピアノ指導の充実、附属幼稚園との連携による恵まれた実習環境、柏原市内保育所との連携等。

弱み：公立保育士・幼稚園教諭採用試験合格者が少ないこと、地域の子育て支援の拠点としての更なる機能充実が必要であること、知名度とブランド力が弱いこと等。

2) 養護保健学科

養護保健学科の強み・弱みとしては以下のとおりである。

強み：四年制大学と比較して学費負担が少ないこと、社会人・四年制大学卒業生・地方からの志願者が多いこと、卒後教育の継続実施等による教員採用試験の合格率が高いこと。

弱み：長期的な教員需要の減少、教員養成の高度化。

3) 歯科衛生学科

歯科衛生学科の強み・弱みとしては以下のとおりである。

強み：求人希望数が卒業生数の10倍に達し希望者は全員就職することができる状態であること、新棟設置に伴い最新の設備が整った実習室を整備し、快適な学修環境であること。

弱み：歯科衛生士国家試験の合格率が全国平均に達していないこと。

4) 医療秘書学科

医療秘書学科の強み・弱みとしては以下のとおりである。

強み：学生の目的意識が明確、教員の学生への指導が厚く丁寧、就職率が100%である。

弱み：過密な授業に加え資格取得・各種検定試験等で学生が多忙。

本学園では、全ての教学活動の基盤となる「経営理念」を定めている。「経営理念」は、学園のあるべき姿、目指すべき将来の姿を示すものであり、「建学の精神」、「使命」、「綱領」、「ビジョン」で構成されている。学園の継続発展に向け、各校園では「経営理念」に掲げるビジョン5項目に基づき、5年間の取り組み・達成目標を定めた中長期計画を策定し教育活動を実践している。現在は、平成30年度～令和4年度の「第3期（2018～2022）学園中長期計画」を推進中であり、中長期計画において掲げる収支目標の達成に向け、その前提条件（指標）を示した「概算収支シミュレーション」を学科ごとに策定している。当シミュレーションは、直近の決算状況をベースに収入・支出における科目ごとの変動要因、各学科の中長期計画における学生数の想定目標値、人事

計画、施設設備計画等、経営に係る様々な要因を勘案し、収支目標を達成するための収入・支出計画として策定したものである。日本私立学校振興・共済事業団「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分(法人全体)平成 27 年度～」に基づく経営状態は、令和 3 年度決算において「A3」に属しており、中長期計画と共に当シミュレーションも毎年見直しを図り、健全収支体制の構築に努めている。当シミュレーションは各校園(短期大学は、学長・学科長・事務局幹部職員にて構成される短大運営委員会)にて説明会を実施し共有・理解を深め、当事者意識の醸成を図るとともに主課題を明確化し、目標達成に向けて教学活動を推進している。

学生募集対策については、単年度計画として策定する「行動計画」において、重点施策の一つを「入学定員の充足」とした。その目標達成に向け、学生募集推進施策、オープンキャンパス、ウェブ広報、制作物・媒体広報の質向上、入試・出願制度の充実に注力している。

学納金計画については、社会・経済の状況や同規模・同種の他大学の学納金の状況を確認し、本学の規模・経営状態等を踏まえて、平成 28 年度より各学科の教育充実費を 5 万円値上げして運用している。また、平成 29 年度入試より入試奨学金制度を改訂し、社会人・学士等入試合格者への奨学金を充実させて優秀な学生の確保を図った(提出・規程集②87)。令和 2 年度はコロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯を支援するべく「Tama 授業料等特別支援規程」を制定・運用し、令和 3 年度も継続して運用した。令和 2 年 4 月から運用が始まった「高等教育の修学支援新制度(授業料減免)」については、令和 3 年度も実施要領に基づき運用し、対象者を支援できた。

人事計画については、学内理事等で構成する経営教学協議会にて教員の採用・昇任に関する年度方針を協議し、その方針に基づいて、学科長から提出される「人事計画書」の人物像、昇任推薦を学内機関である人事委員会にて協議を行い、学長、理事長の承認後、募集・昇任の人事手続を開始している(提出・規程集①3、提出・規程集②10)。教員の採用・昇任は、本学の使命に基づき、教育研究業績の評価に偏ることなく、教育・研究力、大学運営、地域・社会貢献等を総合的に評価している。教員の募集は学内推薦に加え、「国立研究開発法人科学技術振興機構」のポータルサイトを利用した一般公募も併用している。一方、専任職員の採用・昇進は、「人事計画」に関する各部署からの意見・要望を聴取し、経営教学協議会にて方針の確認を行っている。専任職員の採用は組織の活性化、年齢のバランス及び大学運営を円滑に進める観点から、新卒採用・中途採用を実施している。

学園全体の施設設備については、「第 2 期(2013～2017)学園中長期計画」及び「第 3 期(2018～2022)学園中長期計画」に基づき、緑化の推進や耐震化及び老朽建物の建替え事業等について計画的に整備している。平成 30 年 6 月には、学生が集える快適空間を目指し、「Tama Square ～たまひろば～」という空地の設置と隣接する食堂のテラスを整備した。平成 31 年 4 月には学園本館 1 階の食堂をリニューアルオープンし、学生が集い、憩い、寛げる食堂となるよう、デザインやメニューを一新した。令和 2 年春には本学と併設大学共用の新校舎を完成させた。1 階は事務室、2・3 階にラーニング・コモンズ、4～6 階に講義室を配置し、新しい学びの場としての活用を見込んでいる。また、学科ごとに設置している教員研究室を計画的に整備中である。歯科衛生

学科は平成 27 年度の短大 7 号館新設に伴い整備した。養護保健学科は平成 28 年度に大学 6 号館から短大 5 号館 3 階に移転し、同じく平成 28 年度に医療秘書学科は短大 5 号館 3 階から 2 階に移転したことに伴い、整備した。保育学科については令和 2 年 3 月に整備完了した。令和 2 年度に短大 1 号館を解体し、短大の耐震率は 100%になった。

外部資金の獲得について、令和 3 年度（令和 2 年度公募分）及び令和 4 年度（令和 3 年度公募分）の科研費の獲得状況については、研究代表者として採択されている研究課題は 4 件ある。また、他大学の教員が研究代表者で本学の教員が研究分担者として科研費を獲得している研究課題は 6 件ある。私立大学等経常費補助金については安定して獲得しており、回答点数により経常費補助金率が上がる「教育の質に係る客観的指標」において 36 点で回答し経常費補助金が 3%増となった。11 月 30 日（火）には日本私立学校振興・共済事業団助成部補助金課職員による令和 2 年度私立大学等経常費補助金に係る対象事業の実施状況調査を受けたが、大きな問題や補助金の返還対応はなく、補助金業務が適正になされているとの結果であった。なお、本学は遊休資産を保有していない。

本学全体及び学科ごとの適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費・施設設備費）のバランスについては、「第 3 期（2018～2022）学園中長期計画」を踏まえた学園全体及び各校園の収支目標とその前提条件に基づいた概算収支シミュレーションを策定し、適切に管理を行っている。当シミュレーションは、学生・生徒・園児数の入学者数の想定目標値・学納金、補助金等の収入見込み、及び人事計画に基づく教職員数・人件費、教育研究経費、管理経費等の支出見込み等、経営に係る様々な要因を勘案し設定した指標に基づくものである。中長期計画は学園を取り巻く社会情勢の変化、進捗状況等を勘案し、毎年見直しを行っているが、併せて当シミュレーションも見直しを行い、短期大学全体及び各学科の定員管理と経費管理を適切に行っている。

学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有については、所属長会を通じて経営者層に説明している。また、学長、学科長を含む短大運営委員会メンバー及び事務局各部署の事務管理責任者を対象に、学園全体及び本学の「健全収支“目標”研修会」を開催している。健全収支体制を維持し、活発な教育活動を継続するため、入学目標値ベースの概算収支シミュレーション等説明し、共有・理解を深めている。教職員に対しては、年始及び年度始めに行う理事長の「年頭所信表明」にて触れている。学生と教職員に配付している『玉手山学園広報』には、決算や予算概要を掲載している。学外に対しては、財務情報を本学園の公式ウェブサイトにて公開している（備付-65）。さらに、教職員に対して「財務勉強会」を開催し、本学及び学園全体の財務情報等の共有を図っている。

#### <テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

短期大学および各学科の強み・弱みを把握し、弱みの改善を図る必要がある。また、学生定員の確保に努め、財政上の安定を図る必要がある。

#### <テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

なし

**<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>**

**(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況**

科学研究費補助金、外部研究費等の獲得については、科学研究費申請数の維持・増加のための支援を継続するために、学内説明会の開催、「科研費採択支援アドバイザー制度」及び「研究創成支援制度」等の取り組みを継続的に実施している。

物品の維持管理について、各学科・部署にて個別に『備品台帳』『消耗備品台帳』を作成し管理しており、物品管理上の必要項目等は網羅されているが、様式の統一化等、適切な維持管理を行う仕組みづくりを検討する。

災害・地震対策のための定期的な訓練実施については、学生・教職員の大規模災害時安否確認ツールとして「マナバ」を利用し、全学的な訓練を毎年定期的に行っている。

短期大学の強み・弱み等の客観的な環境分析、及び短期大学全体及び学科ごとの適切な定員管理と経費のバランスについては、将来構想委員会及び短大運営委員会等で定期的にその結果を報告し、将来に向けての検討を加えて、学生定員の確保に努め、財政上の安定を図る必要があるが、まだ毎年行う取組として定着していない。

**(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画**

短期大学および各学科の強み・弱みを把握し、弱みの改善を図る必要がある。また、学生定員の確保に努め、財政上の安定を図る必要がある。令和 2 年度は実施したが、令和 3 年度は実施できなかった。定員確保のための継続的な取り組みとして、今後も実施していく必要がある。

## 【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

## [テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

## ＜根拠資料＞

提出資料 5. 教職員必携 玉手山学園 A to Z [令和 2 年度版]

備付資料-規程集① 3. 学校法人玉手山学園運営規程

7. 学校法人玉手山学園理事会会議規則

8. 学校法人玉手山学園運営理事会規則

## [区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
- ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
  - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
  - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
- ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
  - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
  - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
  - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
  - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
  - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
- ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
  - ② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
  - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

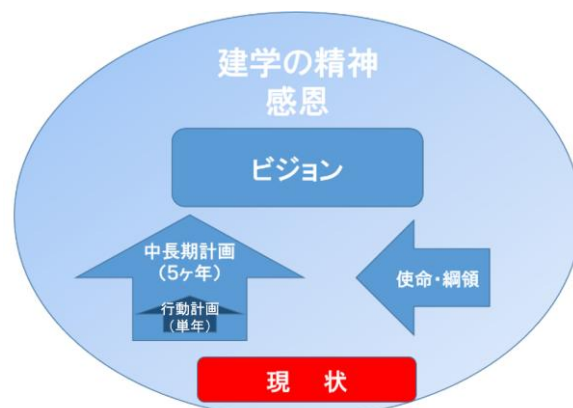
## ＜区分 基準Ⅳ-A-1 の現状＞

理事長は「学校法人玉手山学園寄附行為」（以下、本基準では「寄附行為」という）第 8 条第 1 項に基づき、法人を代表してその業務を総理し、理事会を中心とした本学園の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。現在理事長は学園長も兼ねており、「学校法人玉手山学園寄附行為施行細則」第 4 条第 1 項に基づき、学園の設置する学校園の教育も統括している。本学園は理事長主宰のもと、大学・短期大学については経営教学協議会を原則月 2 回開催している。経営教学協議会は「学校法人玉手山学

園運営規程」第 11 条に規定しており、理事長・学園長、常務理事・副学園長、副学園長、法人本部長、大学学長、短大学長、大学事務局長等で構成され、経営部門と教学部門との連携及び意見交換を行っている。運営に係わる重要事項については、理事会又は理事会より委任された日常の業務執行に係わる事項を審議、決定する機関である運営理事会にて報告・審議されており、理事長は学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している（提出・規程集①7、提出・規程集①8）。

本学園では、全ての教学活動の基盤となる「経営理念」を定めている。「経営理念」は学園のあるべき姿、目指すべき将来の姿を示すものであり、「建学の精神」「使命」

「綱領」「ビジョン」で構成されている（図Ⅳ-A-1-①）。「経営理念」は理事長主導のもと毎年見直しを図り、11月の理事会において承認されている。各校園は「経営理念」の具現化に向け、5年間の取り組み・達成目標を定めた「学園中長期計画」、さらには単年度の取り組みを示した「行動計画」を策定し、教学活動を実践している。理事長は「理事長所信表明」を毎年1月・4月に実施し、全教職員に「経営理念」、学園全体及び各校園が推進する取り組み等の説明・周知を図ることにより教育活動に反映しており、学校法人の発展に寄与している。



図Ⅳ-A-1-① 経営理念 概念図

理事長は、毎年度の決算及び事業の実績（「財産目録」、「貸借対照表」、「収支計算書」及び「事業報告書」）について、翌年度の5月に監事監査を実施している。監事監査を受けた決算及び事業の実績については、同月の理事会において議決後、評議員会に報告し、その意見を求めている。

理事長は「寄附行為」第 17 条第 3 項「理事会は、理事長が招集する。」及び同第 7 項「理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。」の規定に基づき、学校法人の最高意思決定機関である理事会を開催している。理事会は原則 2 ヶ月に 1 回開催しており、寄附行為、学則、予算・決算、役員人事、規程の改廃等、重要事項の審議・決定を行い、適切に運営されている。また、本学園は「学校法人玉手山学園運営理事会規則」に基づき、理事会により委任された日常の業務執行に係わる事項を審議・決定する機関として本法人の理事より構成する運営理事会を置いている。運営理事会は原則月 1 回開催し、運営理事会で決定した事項は理事会に報告している。

理事会は「寄附行為」第 17 条第 2 項「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」の規定に基づき、適切に運営している。

理事会は、「寄附行為」第 17 条第 3 項及び「学校法人玉手山学園理事会会議規則」（以下「理事会会議規則」という）第 2 条に基づき、理事長が招集し運営している。理事会の議長は、「寄附行為」第 17 条第 7 項及び「理事会会議規則」第 4 条に基づき理事長が務めており、適切に運営している。

理事会の認証評価に対する役割については、理事会では自己点検・評価に対する総評報告とともに、検討・改善事項の報告を行っている。認証評価受審前には、理事会に

において自己点検・評価報告書の概要報告とともに、前回受審時の指摘事項への対応状況の報告等を行っている。認証評価結果及び結果受理後の対応等は運営理事会に報告している。このように、理事会は本学の現状と課題に関する認識を常に深めて、様々な経営判断の材料とすることにより、課題の改善及び本学の継続的な質保証に対して責任を果たしている。

さらに、全学的な教育の質保証を図る査定の仕組みとして、アセスメント・ポリシーを運用しており、三つのポリシーを基盤とする評価指標に基づいた学習成果を機関レベル（短期大学）・教育課程レベル（学科）・科目レベル（個々の授業）の3段階で評価することを目的に、自己点検・評価委員会にて各部署より必要なデータを収集し、査定・フィードバックを行うことで、各学科・部署にて改善計画を策定・実行している。

したがって、理事長が主宰する理事会のもと、認証評価を含む自己点検・評価活動に全専任教職員が関わり、教育の質保証を図る仕組みを機能させている。

理事は関係機関の研修等に積極的に参加し、私立大学を取り巻く環境、文教政策の動向等についての情報収集に努めるとともに、原則月2回開催する経営教学協議会にて情報の収集・共有を図っている。また、外部より2人（弁護士・税理士）を理事に置き、各専門的立場からの高い知見を得ている。

上述のとおり、理事会は学校法人の最高意思決定機関として、重要事項の審議・意思決定を行っており、本学の運営に関する法的な責任があることを認識し、私立学校法及びその他関係法令、及び「寄附行為」に基づき、適切に本学の運営に当たっている。

理事会は、本学校法人の運営及び本学の運営に必要な規程について、組織・総務関係、人事・給与関係、財務関係、教学関係の諸規程を整備し、『学校法人玉手山学園規程集』として各部署に配付している。また、本学校法人及び本学の運営に係わる重要な規程の制定・改廃に当たっては、理事会にて議決を行っている。平成29年度に理事会において、組織が適切にその機能を発揮し、学園の業務の運営が円滑に行われるために必要な「学校法人玉手山学園運営細則」を「学校法人玉手山学園運営規程」と規程名称を改め、内容の見直しを行い、更なる充実を図った（提出・規程集①3）。

理事は、私立学校法第38条及び「寄附行為」第5条、第6条に基づき適切に構成している。「寄附行為」第5条では、定数8人以上10人以内としており、現在学園内理事7人に加え外部理事2人（弁護士・税理士）の計9人で構成している。内訳は、「寄附行為」第6条に規定する選任区分ごとに、第一号：学園長（1人）、第二号：大学学長（1人）、第三号：短期大学学長（1人）、第四号：高等学校校長（1人）、第五号：評議員のうちから評議員互選の者（2人）、第六号：第一号から第五号に規定する理事より過半数を以って選任された者（3人）である。理事会において、建学の精神、使命、綱領、ビジョンをまとめた「経営理念」を毎年確認している。理事は学校法人の建学の精神を理解し、法人の健全な経営について深い学識と見識を有し、「経営理念」に基づき、学園の発展に向けて教学活動を実践している（提出・5）。

私立学校法第38条（役員を選任）に基づく理事の選任については、「寄附行為」第6条及び「学校法人玉手山学園寄附行為施行細則」第2条に規定しており、規程に基づき適切に行っている。

学校教育法第9条（校長及び教員の欠格事由）の規定については、「寄附行為」第14

条第2項第四号にて準用しており、運営を適切に行っている。

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題>

なし

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

なし

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

提出資料 8. 関西女子短期大学学則 第52条第3項、第54条、第63条

備付資料 101. 大学・短期大学資料（管理運営）[令和3年度]

提出資料・規程集① 2. 学校法人玉手山学園寄附行為施行細則

提出資料・規程集② 2. 大学評議会規程 第2条

3. 関西女子短期大学 教授会規程 第3条、第6条

82. 関西女子短期大学懲戒規程

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
  - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
  - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
  - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
  - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。
  - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
  - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
  - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
  - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
  - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
  - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
  - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
  - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
  - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

### ＜区分 基準Ⅳ-B-1 の現状＞

学長は「学校法人玉手山学園寄附行為施行細則」第 7 条に則り理事会において選任され、教学運営だけでなく本学・学園運営においてその職務を遂行し、責任者としてリーダーシップを発揮している（提出・規程集①2）。

学長は永年勤務していた大阪大学歯学部を退任し（退任後、大阪大学名誉教授）、平成 24 年に本学歯科衛生学科教授に着任した。着任後は歯科衛生学科長を務め、平成 27 年に副学長、平成 28 年に学長に就任した。専門分野は「小児歯科学」で、多数の論文を発表し著書も多い。また、歯学に関係する学会の委員を歴任、現在は日本小児歯科学会名誉会員にあり、日本の小児歯科領域をリードしてきた人物であり、人格も高潔である。永年の教職及び役職経験から、短期大学運営に対する識見も豊富で、「寄附行為」第 6 条第 1 項三号に定める理事として、本学は言うに及ばず学園全体においても経験等を基に、大所高所の見地から運営に携わっている。

学長は、教育研究に関して常に建学の精神「感恩」を礎に、人を幸せにしたいと願う情熱と高い倫理観を備え、社会に貢献し得る専門的職業人の育成を自らの使命としている。具体的には、建学の精神「感恩」を教育の中で具現化し、学生に「人に喜ばれることに喜びをおぼえる」心を育み、人・社会に貢献する専門的職業人の育成に注力している。特に、学長の指導のもと、教育課程は保育、養護保健、歯科衛生、医療秘書と、女性が大きな役割を果たす領域に特化しており、専門知識や技能が確実に身につく実践教育を行っている。

学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）に関しては、学則第 63 条に規定しており、処分の手続きについて必要な事項を「関西女子短期大学懲戒規程」にて定めている（提出-8、提出・規程集②82）。

また、学則第 52 条第 3 項に「学長は、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。」と明確に定めており、規定どおり実施している（提出-8）。

学長の選任は、「学校法人玉手山学園寄附行為施行細則」第 7 条第 1 項において、理事会において行うと規定している。理事会により選任された学長は、教学運営は勿論のこと短期大学・学園運営の両面においても職務遂行に務めている。

本学では、学則及び「関西女子短期大学教授会規程」の規定に基づき、教授会を適正に開催している（提出・規程集②3）。学則に則り運営組織として教授会を設置し、教育研究に関わる重要な事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとしている。教授会は、学長が主宰し毎月定期的で開催し、構成は学長、教授、准教授及び専任講師であり、その運営は、「関西女子短期大学教授会規程」の定めにより適正に行っている。令和 3 年度の教授会開催状況を表Ⅳ-B-1-①に示す。

関西女子短期大学

表Ⅳ－B－1－① 令和3年度 教授会開催状況

日付	主な議題	出席状況 (定足数 24)
令和3年 4月14日	関西女子短期大学特別奨学生規定」の変更(案)について、学籍異動について(退学・休学)、新型コロナウイルス感染拡大に伴う授業対応について	35
令和3年 5月12日	学籍異動について(休学許可ならびに復学許可取消)、令和3年度関西女子短期大学教育活動の顕彰について	35
令和3年 6月16日	令和2年度関西女子短期大学自己点検・評価結果について、令和3年度春学期授業アンケート実施について、令和3年度 短大奨励研究について、ワクチン接種について	32
令和3年 7月7日	「関西女子短期大学学則」の変更(案)について(R4.4.1 施行)、「関西女子短期大学学則」の変更(案)について(R5.4.1 施行)、学習行動調査の実施について、令和4年度入試に関する教員対象の説明会開催について、ワクチン接種について	34
令和3年 8月4日	学籍異動について(退学・休学)、関西女子短期大学情報処理士資格課程規程」の制定について、9月の教授会開催について	34
令和3年 9月15日	入試合否判定について(総合型選抜(AO)Ⅰ期)、令和3年度 秋学期特別奨学生について、令和3年度 秋学期聴講生受入れについて、大学・短大図書館統合計画について、学籍異動について(退学・休学)	33
令和3年 10月6日	入試合否判定について(総合型選抜(AO)Ⅱ期)、学籍異動について(退学・休学・復学)	34
令和3年 10月27日	入試合否判定について(学校推薦型選抜 指定校・課外活動/総合型選抜 園・施設推薦・玉手山学園ファミリー)、学籍異動について(退学・休学)、2022年度学校推薦型選抜(指定校)第Ⅱ期の実施について、2022年度高校教員対象大学説明会について、令和3年度秋学期 授業アンケートの実施について	35
令和3年 11月10日	入試合否判定について(学校推薦型選抜 公募Ⅰ期/社会人・学士等選抜Ⅰ期/総合型選抜 AOⅢ期/帰国子女選抜Ⅰ期)、「関西女子短期大学学則」の変更(案)について、奨学金対象者(学校推薦型選抜 公募Ⅰ期/社会人・学士等選抜Ⅰ期)について、学籍異動について(退学・休学)、大学入学共通テスト説明会の実施について	35
令和3年 12月8日	入試合否判定について(総合型選抜(AO)Ⅳ期[当日面接型]、学校推薦型選抜(指定校)第Ⅱ期、学校推薦型選抜(公募)Ⅱ期[基礎能力型・小論文型]、社会人・学士等選抜Ⅱ期)、奨学金対象者(学校推薦型選抜(指定校)第Ⅱ期、学校推薦型選抜(公募)Ⅱ期[基礎能力型・小論文型]、社会人・学士等選抜Ⅱ期)について、2023年度 入試日程について、2022年オープンキャンパス日程について、短大「基本理念」「三つのポリシー(アドミッション・ポリシー除く)」「学習成果」の確認・点検結果について	35
令和4年 1月26日	入試合否判定について(一般選抜Ⅰ期、社会人・学士等選抜Ⅲ期、帰国子女選抜Ⅱ期、外国人・留学生選抜)、奨学金対象者(一般選抜Ⅰ期、社会人・学士等選抜Ⅲ期)について、学籍異動について(退学・休学)、短大「アドミッション・ポリシー」の確認・点検結果について、令和3年度「全国学生調査(第2回試行実施)」の参加について	34

関西女子短期大学

日付	主な議題	出席状況 (定足数 24)
令和 4 年 2 月 16 日	入試合否判定について（一般選抜Ⅱ期、総合型選抜 AOV 期、社会人・学士等選抜Ⅳ期、大学入学共通テスト利用選抜Ⅰ期）、大学・短大の規程名称変更等に係る一括改正（案）について、奨学金対象者（一般選抜Ⅱ期、社会人・学士等選抜Ⅳ期、大学入学共通テスト利用選抜Ⅰ期）について、学籍異動について（退学）、歯科衛生学科の専攻科設置について	35
令和 4 年 3 月 2 日	2021 年度 秋学期卒業判定について、2022 年度 春学期特別奨学生について、短大養護保健学科における中学校教諭二種免許（保健）課程認定取下げについて	33

教授会が意見を述べる事項については、「関西女子短期大学教授会規程」第 6 条に明記し、周知している。

「関西女子短期大学教授会規程」第 6 条第 1 項第一号に、教授会が審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べる事項として、「学生の入学、卒業及び学位の授与に関する事項」と規定している。また、同条第 2 項に、「(教授会は) 前項に規定するものの他、教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる」と定めている。学長は、規定どおりに学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。

また、学長は学則に則り、併設大学と合同で開催する教学に関する最高の審議機関として大学評議会を設置している。大学評議会は「大学評議会規程」第 2 条に基づき毎月定期的に開催し、本学・併設大学の将来計画、学則の改廃、教員人事等、多岐にわたる重要な事項について審議を行っている（提出-規程集②2）。

教授会の議事録は、「関西女子短期大学教授会規程」第 9 条に基づき、教授会開催ごとに作成している。原則、学長及び事務局長が記名押印すると規定しているが、運用上、現在は大学事務局管理職（総務部担当副部長）が代理出席し記名押印している。

教授会では、毎年学習成果及び三つの方針を議題に掲げ、内容確認を行っている。したがって、教授会は学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。

教学に資することを目的に、学長の下に教務委員会、教職課程委員会、FD 委員会等の各種委員会を設置しており、各委員会規程に基づき適切に運営している（備付-101）。

<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの課題>

なし

<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの特記事項>

なし

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

<根拠資料>

- 提出資料 6. 玉手山学園広報 [令和3年度] vol.97  
31. 学校法人玉手山学園寄附行為 第10条
- 備付資料 102. 本学ウェブサイト「情報公開」  
[https://www.kwc.ac.jp/profile/public\\_info/index.html](https://www.kwc.ac.jp/profile/public_info/index.html)  
103. 本法人ウェブサイト「情報公開」  
<https://www.tamateyama.ac.jp/report/>
- 提出資料・規程集① 90. 学校法人玉手山学園財務書類等閲覧規程

[区分 基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準IV-C-1 の現状>

監事選任については、私立学校法及び「寄附行為」に基づき理事会において候補者を選出し、評議員会の同意を得て、理事長が選任している。現在は、定員2人以上3人以内のところ、3人就任している(提出-31)。監事は、理事会・評議員会への出席、各種学校行事への参加、各種会議議事録の確認並びに「監事監査計画書」に基づく年度2回の監事監査及び年度1回の連携会議出席を通して、学校法人の業務及び財産の状況を適正に監査している。連携会議は監事、公認会計士、法人本部職員の3者で行っている。1回目の監事監査は中間監査として11月に、上半期の資金収支計算書の主要項目、現預金、引当特定資産の状況や運用実態及び学校法人の業務全般について学園側が説明し、その後、監事との質疑応答を行っている。2回目の監事監査は期末監査として翌年5月に、公認会計士を交えて行っている。まず、財務部より決算案について資料に基づき説明を行い、公認会計士からは1年間の月次における監査での検出事項が説明され、その検出事項について1件ごと、学園より対策を説明する。さらに、監事より問題点について質問があり、学園より回答する形で適宜監査が行われている。連携会議は3月に実施し、当該年度の公認会計士監査の指摘事項及び対策を含めて質疑応答を行っている。

監事は、定例年6回開催する理事会、定例年3回開催する評議員会へも出席し、それぞれの専門的な立場で学園運営に関する件について質問・意見を述べている。監事の理事会、評議員会への出席率は、令和3年度実績90.5%である。また、年1回開催

される文部科学省主催の「監事研修会」にも毎回参加しており、監査業務に係る職務の重要性の認識や専門性の向上に資している。

5月の前年度期末の監事監査終了後、監事は学校法人の業務及び財産の状況について、『監査報告書』を作成している。『監査報告書』は、5月に開催する理事会・評議員会で報告されている。

以上のことから、監事は私立学校法及び「寄附行為」に規定する職務を適切に執行している。

**[区分 基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

#### ＜区分 基準IV-C-2の現状＞

評議員会は、私立学校法及び「寄附行為」第21条に基づき適正に選任しており、定数21人以上25人以内のところ25人で構成している。理事の定数が8～10人であるため、その2倍を超える数の評議員をもって組織している。内訳は、理事長、理事の互選により選任された者5人、本法人職員のうちから5人、法人の設置する学校を卒業した者7人、学識経験者7人である。

評議員会は、私立学校法第41条、第42条及び「寄附行為」第20条、第24条に基づき適正に開催しており、定例会議として年3回開催している。なお、評議員の評議員会への出席率は令和3年度実績では83.6%であった。

定例3回の評議員会のうち、1回目は5月に開催し、主に前年度の事業報告や前年度決算説明、各校園の入学状況、進学状況等の報告を行っている。前年度決算については、監事より監査報告も行っている。2回目は11月に開催し、主に「経営理念」として「建学の精神」「使命」「綱領」「ビジョン」の確認や、当該年度の補正予算、次年度予算編成の基本方針の説明を行っている。3回目は3月に開催し、主に次年度の予算、次年度の事業計画についての説明を行い、評議員の意見を聞いている。

特に、評議員会の諮問事項とされる予算、事業計画については、まず評議員会にて評議員の意見を聞き、その後理事会を開催し最終審議をする形態をとっており、規定に則った運用を行っている。

評議員会では、理事会において決定した案件や、上記諮問事項以外の案件も適宜報告がなされている。評議員会の議案には、毎回「最近の学内事情」を入れており、各所属の最新情報を報告している。また、『玉手山学園広報』の配付や学園内で開催される行事の案内や報告もなされており、評議員は学園内の業務や運営状況等を把握した上で、それぞれの立場から意見を述べている。

よって、法人の評議員会は私立学校法第42条の規定に従って理事会の諮問機関としての運営は適切である。

[区分 基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している。

#### <区分 基準Ⅳ-C-3 の現状>

教育情報については、学校教育法施行規則に基づき、本学公式ウェブサイトにて専用ページを設け、ステークホルダーにも分かりやすいよう公表している（備付-102）。

財務情報については、資金収支・事業活動収支計算書、貸借対照表、資金収支・事業活動収支予算書、財産目録等を本学園公式ウェブサイト及び『学園広報』にて公開している（備付-103、提出-6）。

学園のステークホルダーに対しては、「学校法人玉手山学園財務書類等閲覧規程」に基づき、申請があれば閲覧に供するよう法人本部事務室に「事業計画書」「事業報告書」「決算書」「予算書」「財産目録」等を備えている（提出・規程集①90）。

#### s<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題>

なし

#### <テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項>

なし

#### <基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

なし

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

なし